

1 2 月 2 日 開会  
令和元年 1 2 月定例会 ( )  
1 2 月 1 8 日 閉会

## 飯 綱 町 議 会 会 議 録

## 令和元年 12 月飯綱町議会定例会 会議録目次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| ○招集告示 .....                             | 1  |
| ○応招・不応招議員 .....                         | 2  |
| 第 1 号（12 月 2 日）                         |    |
| ○議事日程 .....                             | 3  |
| ○本日の会議に付した事件 .....                      | 4  |
| ○出席議員 .....                             | 4  |
| ○欠席議員 .....                             | 4  |
| ○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ..... | 4  |
| ○事務局職員出席者 .....                         | 5  |
| ○開会及び開議の宣告 .....                        | 6  |
| ○町長あいさつ .....                           | 6  |
| ○会議録署名議員の指名 .....                       | 10 |
| ○会期の決定 .....                            | 10 |
| ○諸般の報告、質疑 .....                         | 11 |
| ○議案第 80 号の上程、説明、質疑、付託 .....             | 14 |
| ○議案第 81 号の上程、説明、質疑、付託 .....             | 19 |
| ○議案第 82 号の上程、説明、質疑、付託 .....             | 20 |
| ○議案第 83 号の上程、説明、質疑、付託 .....             | 21 |
| ○議案第 84 号の上程、説明、質疑、付託 .....             | 21 |
| ○議案第 85 号の上程、説明、質疑、付託 .....             | 22 |
| ○議案第 86 号の上程、説明、質疑、付託 .....             | 24 |
| ○議案第 87 号の上程、説明、質疑、付託 .....             | 25 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ○議案第 8 8 号の上程、説明、付託                 | 27 |
| ○議案第 8 9 号から議案第 9 1 号の一括上程、説明       | 28 |
| ○議案第 9 2 号から議案第 9 3 号の一括上程、説明、質疑、付託 | 31 |
| ○議案第 9 4 号から議案第 9 5 号の一括上程、説明、質疑、付託 | 33 |
| ○陳情の付託                              | 36 |
| ○散会の宣告                              | 36 |

## 第 2 号（1 2 月 4 日）

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ○議事日程                               | 37  |
| ○本日の会議に付した事件                        | 37  |
| ○出席議員                               | 37  |
| ○欠席議員                               | 37  |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 37  |
| ○事務局職員出席者                           | 38  |
| ○一般質問一覧表                            | 39  |
| ○開議の宣告                              | 40  |
| ○一般質問                               |     |
| 樋 口 功                               | 40  |
| 中 島 和 子                             | 58  |
| 渡 邊 千賀雄                             | 74  |
| 瀧 野 良 枝                             | 92  |
| 伊 藤 まゆみ                             | 109 |
| ○散会の宣告                              | 127 |

## 第 3 号（1 2 月 5 日）

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程                           | 128 |
| ○本日の会議に付した事件                    | 128 |
| ○出席議員                           | 128 |
| ○欠席議員                           | 128 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 128 |
| ○事務局職員出席者                       | 129 |
| ○開議の宣告                          | 130 |
| ○一般質問                           |     |
| 清 水 均                           | 130 |
| 荒 川 詔 夫                         | 140 |
| ○散会の宣告                          | 156 |

#### 第4号（12月18日）

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程                           | 157 |
| ○本日の会議に付した事件                    | 158 |
| ○出席議員                           | 158 |
| ○欠席議員                           | 158 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 158 |
| ○事務局職員出席者                       | 159 |
| ○開議の宣告                          | 160 |
| ○諸般の報告                          | 160 |
| ○北部衛生施設組合議会議員の選挙                | 160 |
| ○常任委員会審査報告、質疑                   | 161 |
| ○常任委員会付託案件に対する討論、採決             | 169 |
| ○議案第89号の質疑、討論、採決                | 178 |

|                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| ○議案第 9 0 号の質疑、討論、採決                    | 179 |
| ○議案第 9 1 号の質疑、討論、採決                    | 180 |
| ○議案第 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決              | 181 |
| ○議案第 9 7 号から議案第 9 9 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 182 |
| ○議案第 1 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 186 |
| ○議案第 1 0 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 187 |
| ○議案第 1 0 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 188 |
| ○発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決                | 192 |
| ○発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決                | 194 |
| ○議員派遣の件                                | 196 |
| ○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について                 | 197 |
| ○町長あいさつ                                | 197 |
| ○閉議及び閉会の宣告                             | 198 |
| ○予算決算常任委員会 審査報告書                       | 199 |
| ○総務産業常任委員会 審査報告書                       | 201 |
| ○福祉文教常任委員会 審査報告書                       | 209 |
| ○会議録署名                                 | 213 |

飯綱町告示第 1 1 6 号

令和元年 1 2 月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 元年 1 1 月 2 5 日

飯綱町長 峯 村 勝 盛

1 期 日 令和 元年 1 2 月 2 日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（１５名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| １番  | 清 水 均   | ２番  | 風 間 行 男 |
| ３番  | 中 島 和 子 | ４番  | 目須田 修   |
| ５番  | 瀧 野 良 枝 | ６番  | 原 田 幸 長 |
| ７番  | 石 川 信 雄 | ８番  | 荒 川 詔 夫 |
| ９番  | 伊 藤 まゆみ | １０番 | 青 山 弘   |
| １１番 | 樋 口 功   | １２番 | 渡 邊 千賀雄 |
| １３番 | 原 田 重 美 | １４番 | 大 川 憲 明 |
| １５番 | 清 水 満   |     |         |

不応招議員（なし）

令和元年 1 2 月飯綱町議会定例会

( 第 1 号 )

## 令和元年 1 2 月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第 1 号）

令和元年 1 2 月 2 日（月曜日）午前 1 0 時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第 1 8 号 平成 30 年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び  
評価の報告について

日程第 4 議案第 8 0 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関  
係条例の整備に関する条例

日程第 5 議案第 8 1 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁  
償に関する条例

日程第 6 議案第 8 2 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

日程第 7 議案第 8 3 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 8 4 号 飯綱町サッカー場条例

日程第 9 議案第 8 5 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例

日程第 1 0 議案第 8 6 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例

日程第 1 1 議案第 8 7 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例

日程第 1 2 議案第 8 8 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 3 議案第 8 9 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 4 議案第 9 0 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 1 5 議案第 9 1 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 6 議案第 9 2 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について【ふれあいの園】

日程第 17 議案第 93 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について【ひだまり園】

日程第 18 議案第 94 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について【直売・飲食施設】

日程第 19 議案第 95 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について【加工施設】

日程第 20 陳情

陳情第 8 号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書

陳情第 9 号 ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書  
採択についての陳情

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（15名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 清 水 均   | 2 番  | 風 間 行 男 |
| 3 番  | 中 島 和 子 | 4 番  | 目須田 修   |
| 5 番  | 瀧 野 良 枝 | 6 番  | 原 田 幸 長 |
| 7 番  | 石 川 信 雄 | 8 番  | 荒 川 詔 夫 |
| 9 番  | 伊 藤 まゆみ | 10 番 | 清 水 満   |
| 11 番 | 樋 口 功   | 12 番 | 渡 邊 千賀雄 |
| 13 番 | 原 田 重 美 | 14 番 | 青 山 弘   |
| 15 番 | 大 川 憲 明 |      |         |

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |         |        |         |
|-------|---------|--------|---------|
| 町 長   | 峯 村 勝 盛 | 副 町 長  | 合 津 俊 雄 |
| 教 育 長 | 馬 島 敦 子 | 代表監査委員 | 山 本 孝 利 |

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 農業委員長   | 清 水 藤 一 | 選挙管理委員長 | 三ツ井 吉 次 |
| 総 務 課 長 | 原 章 胤   | 企 画 課 長 | 徳 永 裕 二 |
| 税務会計課長  | 永 野 光 昭 | 住民環境課長  | 梨 本 克 裕 |
| 保健福祉課長  | 山 浦 克 彦 | 産業観光課長  | 土 屋 龍 彦 |
| 建設水道課長  | 土 倉 正 和 | 教 育 次 長 | 桜 井 俊 次 |
| 飯綱病院事務長 | 大 川 和 彦 | 総務課長補佐  | 高 橋 秀 一 |

---

**事務局職員出席者**

|         |         |       |         |
|---------|---------|-------|---------|
| 事 務 局 長 | 笠 井 順 一 | 事務局書記 | 荒 井 智 雄 |
|---------|---------|-------|---------|

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

何かと気ぜわしくなる12月であり、また飯綱町でもインフルエンザが流行しはじめています。

お体に気をつけて議会を進めてもらいたいと思います。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和元年12月飯綱町議会定例会を開会いたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和元年12月飯綱町議会定例会の開会に当たりごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、師走のお忙しい中、定刻までにご参集いただき厚く御礼申し上げます。

まず、台風19号に関する被害状況及びその後の対応等につきまして申し上げます。

飯綱町自体が受けた被害は既にお伝えしましたとおり、家屋4件、農地や道路関係災害が20箇所程度でありました。復旧費用は4,400万円程度であり、今議会に関係予算を提案させていただきました。

農産物の被害につきましては、りんごを中心として当初予想した被害額を上回った状況となっております。落下よりも枝ずれ等による品質低下の被害が多く出てきております。贈答品が足りない、今年もそのような状況が顕著に表れており、好調なふるさと納税に影響しなければと心配しております。

今回の台風19号の対応策であります。準備する時間があつたことから警戒体制はスムーズ

にとれたと評価しております。また、被災した後の対応におきまして、道路等の倒木除去、避難所の開設、電源や入浴施設の提供、町民への情報提供など、比較的順調に進められたと思っております。

予想していなかったものとしては長期の停電でありました。今日の生活におきまして、電気を失うことにより様々な被害を受けることを実感いたしました。停電の大きな原因は倒木でありました。中部電力との協定に基づき、送電線の保全という面で協力体制をとっていきたいと思っております。

近隣市町村への災害支援という面では、長野市へのボランティア活動支援を中心に取り組みました。飯綱町にボランティアサテライトを設置し、社会福祉協議会や信濃町と協力する中で、10月23日から11月24日まで1カ月にわたり運営してまいりました。この間、ボランティアは延べ1,120人、軽トラックの持ち込み75台、受付やマイクロバス運転などの職員の参加で278人という結果となりました。今後においても、被災地は飯綱町に近いこともあり、いろいろな要望が出てくることも予想されます。できることはできるだけ協力していく、そんな方針で対応していきたいと思っております。

飯綱病院について申し上げます。9月26日に厚生労働省は、飯綱病院を再検証要請対象医療機関として発表いたしました。全国で424病院、長野県内では15病院が対象となっております。事前の情報提供はなく、唐突に発表されたものであります。

判断の基になったものは、深い配慮もなく全国一律に基準とされた診療科目、がん、小児医療、脳卒中、分娩件数など、9領域の診療実績のデータであります。地域における基幹的な医療機関としての役割や使命、とりわけ山間部にとって不可欠な存在であることを全く判断材料にしておらず、極めて遺憾と言わざるを得ません。関係住民にとっては、病院の存続にかかわる問題との認識に及び、大きな不安材料になったことは間違いありません。

そもそも病院のあり方については、地域医療構想調整会議での丁寧な検討や協議、圏内医療機関との地域間協調や連絡調整等によって進められるべきものと考えております。住民の健康を守ることは、地方自治体の責務と捉える中、中核的な医療機関である飯綱病院の存在は飯綱

町にとって不可欠なものであります。病院長をはじめとした現場ともしっかりとスクラムを組み、存続は当然のこととして取り組んでまいります。

10月、11月は収穫の季節であり、日本一のりんごの町を目指してトップセールスを行ってきました。豊洲市場で中生種、伊勢山田市場では晩生種のふじなどを売り込んできました。いずれも高い評価をいただいております、誇りにさえ感じました。

また、交流を続けている埼玉県の都市でのイベントに参加し、りんごを販売してまいりました。どのイベントにおきましても、りんごを求める人たちの長蛇の列でありました。3時間も4時間も列が途絶えない状況は驚きであり、飯綱町のりんごがいかに市民の皆さんに浸透しているかを示すものでもありました。日高市長さんから、「もっと多く持ってきてほしい」、そんなうれしい声もお聞きました。

飯綱町の素晴らしい自然環境を生かした農産物は、我が町の宝とも言えます。もう一度原点に戻り、農産物の生産拡大を今の時代にマッチした政策により展開していきたい、そんな思いを強くしたトップセールスでありました。

さて、今12月定例議会にご提案申し上げます案件は、報告が1件、条例が8件、補正予算が4件、その他4件の計17件であります。

主なものについてご説明いたします。

報告関係は、法律に基づき教育委員会の所管する事務について、点検及び評価を行い、議会に報告するものであります。

条例関係は、臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保のため、地方公務員法等が改正され、それに伴う条例が3件。今年度から森林環境譲与税が交付されますが、それを財源とした新たな基金を設置するための基金条例の一部改正が1件。旧西小学校グラウンドに建設したサッカー場の設置、管理に関する条例が1件。農産物等の直売所及び加工施設関係で、さんちゃん、横手など場所ごとに定めていたものを1つに整理した条例が2件。下水道事業を公営企業会計に適用させるための関係条例の制定が1件の計8件であります。

補正予算は、一般会計補正予算（第4号）として、歳入歳出それぞれに1億5,361万4千円

を増額し、補正後の予算額を 91 億 9,680 万 9 千円といたしました。

歳出の主なものは、総務費では、ふるさと納税の増額に伴い、基金として 1,171 万 1 千円。返礼品の支払いで 900 万円。その他郵送料、手数料等で 928 万 9 千円を計上しております。その他、旧西小学校の電気設備（キュービクル）等で 3,000 万円。サッカー場のフェンス、備品等で 461 万円。アイバス運行事業で事業者への運行補助金として 1,400 万円それぞれ計上しております。

農林水産業費では、土地改良関係費用として、大門川の整備で 1,034 万円。三本松地籍に建設中の農林産物直売所に隣接している直売所ムーちゃんの買収費用で 130 万円などを計上しております。

災害復旧費では、今回の台風 19 号関連の農地災害、道路災害等で総額 4,400 万 3 千円を計上いたしました。

歳入は、国庫支出金で 3,073 万 9 千円。県支出金で 905 万 7 千円。ふるさと納税などの寄付金で 3,135 万円。財政調整基金の繰入で 7,800 万円を主なものとして計上いたしました。

国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の補正予算は、国や県の支出金や支払基金の交付金、一般会計からの繰入金の増額に伴うものであり、歳出として保険給付費や介護関係サービス費として計上しております。

農業集落排水事業特別会計の補正予算は、公営企業債が 600 万円増額されたことに伴う補正となっております。

その他の 4 件ですが、公の施設の指定管理に関するものであります。福祉関係施設が 2 件、農畜産物直売加工施設関係で 2 件の計 4 件であります。

いずれの案件につきましても、ご提案の際には詳細にご説明申し上げたいと思っておりますが、十分なご審議の上、原案どおりのご決定を賜りますようお願い申し上げます。なお、最終日には人事院勧告に伴う給与、手当の改正等で一般会計の補正予算、関係条例の一部改正など、数件の案件を提案する予定でございます。お含みおきいただきますようお願い申し上げます。

以上申し上げます、開会のごあいさつといたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 119 条の規定により、３番、中島和子議員、４番、目須田修議員、５番、瀧野良枝議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第２、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇・報告〕

○議会運営委員長（清水満） １０番、清水満でございます。

本日招集されました令和元年 12 月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

11 月 25 日、午前 9 時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から 12 月 18 日までの 17 日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、委員会付託を行います。

また、一般質問は、４日と５日に会議時間を 1 時間繰り上げて、午前 9 時より行います。通告者は 7 名です。

質問者におかれましては、１問１答方式にのっとり、１問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますので、ご配慮をお願いします。

各常任委員会審議は 5 日に開催し、予算決算常任委員会は 13 日に開催します。

18 日の最終日は、時間を 3 時間繰り下げ、午後 1 時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

---

### ◎諸般の報告、質疑

○議長（大川憲明） 監査委員から令和元年8月分から10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果並びに令和元年度第2回定期監査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

報告第18号 平成30年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による報告案件です。

説明を求めます。桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇・説明〕（報告第18号）

○教育次長（桜井俊次） それでは、報告第18号 平成30年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価について報告申し上げます。報告書の冊子をご覧ください。

まず、報告書の1ページをご覧くださいと思います。

1の趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会の事務執行状況について、その結果を議会に提出し公表することになっております。

2の点検評価の対象については、平成30年度教育運営方針に基づき実施された事業の中から、主なものを対象としています。

3の点検評価の方法ですが、学校関係及びその他教育委員会関係の事業の主なものに対して、それぞれ担当する部署が点検評価を行っております。また、この結果については、定例教育委

員会で審議して了承を得ております。なお、評価の基準については、A・B・Cのランクで評価しております。

次に、2ページをお願いします。

平成30年度飯綱町教育運営方針を2ページから3ページにかけて掲載しております。この方針と目標に沿って主な事業の点検評価を行っています。

続きまして、4ページをお願いします。

ここから、実際の点検評価を行った結果について載せてあります。表の見方としては、左の列については、方針1と目標の欄がありますが、これは2ページから3ページにあります運営方針の方針と目標を記載してあります。これによりまして、平成30年度に実施した主な事業または活動内容、それに対する評価及び成果と課題を記載してあります。

4ページから12ページまでは、方針1の「個性を生かし共に学び合う学校教育の推進」を掲げ、「生きる力を育み、ふるさとを愛し、人を思いやる子どもを育てよう」を目標に、小中学校での教育関係及び学校生活などの主な事業を報告しています。

5ページ中段をお願いします。

ここでは、平成30年度統合小学校スタートについて報告しております。統合の1年目は、各校スムーズな統合ができ、今後、新たな小学校の礎を作っていくことと思われます。

6ページをお願いします。

ここでは、上段にあいさつに関する活動報告、下段については保小連携、小中連携など、それぞれ連携活動について報告しています。あいさつ運動は、気持ちよくあいさつができるよう、また小中連携してのあいさつ運動を繰り広げています。

7ページをお願いします。

ここでは、働き方改革として、教職員の働き方改革の実践などを報告しています。特に、教職員の時間外勤務などの縮減や資質向上などの研修などを行っています。

10ページをお願いします。

ここでは、小中学校で取り組んでいるふるさと学習の活動を報告しています。飯綱町のふる

さとを愛する心を育てようと、茶道学習や農業体験、職場体験など、それぞれの学校で取り組んでいる様子を報告しています。

13 ページをお願いします。

ここからは、方針2として「子育て・子育て環境の充実」を掲げ、目標に「豊かな自然の中で、子どもたちの成長をみんなで支え合おう」を目標として、主な事業について報告しています。乳幼児期における支援から発達段階での事業について主だったものを報告しています。

14 ページをお願いします。

14 ページ下段については、子育て支援センターでの活動と新たな子育て支援センター建設に向けての活動を報告しています。また、15 ページ下段については、2年目となったワークセンターの活動を報告しています。

続いて、16 ページをお願いします。

16 ページ中段からは、方針3「スポーツ・芸術・文化活動の充実」として、目標に「健全な心と体を育てよう」を掲げて、スポーツ活動や食に関すること、また町の文化財の関係を報告しています。

17 ページをお願いします。

17 ページ中段については、食に関しての報告として、小学校での郷土料理体験、また学校給食での地産地消関係を報告しています。

18 ページをお願いします。

18 ページ中段から 19 ページにかけては、方針4「自ら学び、共に学び、自己を高める」、目標に「学ぶ楽しさを分かち合い、夢を持ち活動の輪を広げよう」として、生涯学習関係の活動を報告しています。

一つひとつの事業についての評価及び成果と課題はご説明申し上げませんでしたがおおむね目標の成果につながった事業、または活動を行っております。また、20 ページからは、この点検評価に関しまして、方針ごとに学識経験の知見を掲載してございます。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

---

#### ◎議案第 80 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 80 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 80 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 80 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げますが、その前にこれにつきましては、会計年度任用職員の制度が新設されるわけですが、それに関するものが非常に多くなってきますので、まず初めにお手元に配付させていただきました会計年度任用職員制度について、説明させていただきたいと思います。

2 ページをご覧ください。先ほど申しました地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。それまでの臨時、非常勤職員の任用の厳格化と勤務条件の確保のため、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が施行されます。

この制度は、それまでの任用を厳格化するとともに特別職非常勤職員は専門性が高い者、学識経験等に基づき、助言・調査・診断等を行う者に限定されたことから、現在、非常勤特別職でございます公民館長または地域おこし協力隊員、集落支援員などにつきましては、会計年度任用職員に移行されます。

また、臨時的任用職員につきましては、育児休業など、常勤職員に欠員が生じた場合に限定されてまいります。特に、これからですが、嘱託職員や臨時職員など、一般職非常勤職員につきましては、新たな会計年度任用職員に移行されてまいります。

3 ページをご覧くださいと思います。会計年度任用職員につきましては、フルタイム職員とパートタイム職員に任用形態が分かります。フルタイム職員は、勤務時間は一般職と同様で7時間45分、勤務日数も同様でございます。一方、パートタイム職員につきましては、一般職よりも短く設定ということでございまして、町では勤務時間が7時間45分の場合につきましては、月の勤務日数は17日以内で長野県と同様でございます。また、月の勤務日数が一般職と同じ場合につきましては、1日の勤務時間、これはお手元に6時間以内とございますが、今現在、いろいろと調整がございまして検討中でございますが、これも決めていきたいと思っております。

続きまして、5 ページをご覧くださいと思います。5 ページの(3)になります。給付関係でございます。フルタイム、パートタイムとも国が示す趣旨を踏まえまして、パートタイムにつきましてはその赤字の部分になりますが、現在と同様になります。役場関係につきましては、超勤手当等は支給されない。ですが、学校関係、また病院関係につきましては、その赤字の手当を支給していくとなります。

続きまして、6 ページをお願いしたいと思います。6 ページの(4)でございます。これにつきましては、フルタイム、パートタイムとも一般職の給料表への格付けを原則といたします。ただ、特殊性があり、給料表に当てはめることができないもの、例えば地域おこし協力隊員、バスの運転手、除雪作業を行っていただく作業員さんにつきましては、現行の額を別に設定してまいりまして表していきたいと思っております。また、昇給でございます。昇給につきましては、フルタイムの職員は1号俸ということでございます。また、パートタイムにつきましては、今現在と同様でございますが、なしということでございます。ただ、給料表を適用してまいりますので、人事院勧告等によりまして給料表に改正が行われた場合、新たな給料表で翌年度から適用していくとなってまいります。

9 ページをお願いしたいと思います。9 ページの(6)でございます。期末手当でございます。下段にあります、支給要件でございます。任用期間が6月以上の場合、支給要件に該当してまいります。その支給割合でございますが、フルタイム、パートタイム同様で、1.8 カ月

を予定しております。ただ、中段にあります米印でございますが、国においては2.6月ということで、国のマニュアルがございますが、それを踏まえすと制度開始後、2年程度を目途に同率にさせていただくということが国では望ましいという見解が示されておりますので、目指すところにつきましては2.6月というところでございます。また、現行の嘱託職員でございますけれども、この制度移行に際しまして支給月が替わりますので、給料で調整させていただきたいと思っております。

続きまして、10ページでございますが、(7)の休暇の関係になります。休暇につきましては、基本的に国の制度に合わせていくものでございます。その中で、年次休暇でございますが、フルタイムにつきましては、任用当初から10日以内を付与していく。任用年数に応じて最大は20日になります。一方、パートタイムにつきましては、任用期間が6カ月を超える見込みの場合につきましては、年間の勤務日数に応じまして任用当初からその日数を付与していくということでございます。ただし、制度施行前の継続勤務年数、これが6年以上を満たしていた者につきましては、当初から20日を付与してまいります。

雑ぱくでございますが、会計年度任用職員制度の概要を説明させていただきました。

それで、議案第80号でございます。議案書並びに議案の提案説明書1ページ中段をご覧くださいと思います。

主に、会計年度任用職員制度が導入されるという中で、この会計年度任用職員制度に移行する関係上、今あります11の条例につきまして一部改正していく必要があるということで、一括して改正をお願いするものでございます。詳細につきましては、お手元の提案説明書にございます11の条例になってまいります。また、新旧対照表を配付してございますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明）　これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○2番（風間行男）　2番、風間ですが、今の説明の7ページですが、ここに医療（一）は載っ

ていないわけですが、これは除外ですか。どういう扱いになるのですか。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。先生方で、非常勤で1年間フルにという先生は今のところいらっしゃいませんので、先生の採用の仕方の中でフリーランスと言いますか、委託契約でやっていただく先生がいらっしゃいますけれども、会計年度任用職員としては今のところ考えていないということが1つとしてあります。

それと、先生方の給料につきましては、国が示している給料表をそのまま使っているものではないという事情もございますので、今回ここには載せていないということでございます。

○議長（大川憲明） 風間議員。

○2番（風間行男） 今後、パートタイムとかフルタイム、これは考えないということでしょうか。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。先生方は、パートタイム診療ということは考えておりませんので、一人ひとりの契約額など、そういう中で報酬を支払ってまいりますので、この中には盛り込んでないということでございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。青山議員。

○14番（青山弘） 14番、青山弘です。今朝の信毎に載っていたかと思いますが、財源の問題で鳥取と群馬と長野県ですか、来年度、他のところよりも低くて1.4～2.0に抑えるみたいな話が合ったわけですが、これは交付税措置か何かされるということですか。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 今現在、国からこのように財政支援いたしますという通知はございませんが、ただこの会計年度任用職員制度、地方公務員法、地方自治法の一部改正が国会で議決さ

れたわけですが、何らかの財政支援をしていきなさいという附帯決議がありますので、国は検討中だと思いますが、県の説明会を通しまして予想されるものとしては交付税で対応していくのではないかと考えられますが、今現在はまだ示されてはございません。

○議長（大川憲明） 他青山議員。

○14 番（青山弘） 今のお答えですけれども、ということは目指すのは 2.6 だけれども、町長の判断でこれが例えば 2.0 になっても 2.3 になっても良いという、こういう判断でよろしいわけですか。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 国は、制度移行から 2.6 というのは厳しいということで、国のマニュアルの中にあります 2 年程度をかけて 2.6 にもって行っていただきたいということで、近隣も含めて最初から 2.6 というところもあれば、1.45 や 2.0 もあります。最終的には 2.6 にもっていきなさいというのが国の指導でございますので、そういう方向ではどこの町村でも進んでいきます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 80 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 81 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 81 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 81 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 81 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 2 ページ中段をご覧くださいと思います。

議案第 80 号で申し上げましたが、それまでの非常勤一般職、嘱託職員や臨時職員等の職員は、その勤務時間、任用形態によりまして、常勤職員と同様の勤務形態の場合につきましては、フルタイム会計年度任用職員、そうでない場合にはパートタイム会計年度任用職員に区分されます。

議案第 81 号につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する事項を定めるものでございまして、施行期日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 81 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定

しました。

---

◎議案第 82 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 82 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 82 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 82 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 2 ページ下段から 3 ページ上段をご覧くださいと思います。

この条例につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給料、諸手当に関する事項を定めるものでございまして、施行期日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 82 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 83 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 83 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 83 号）

○総務課長（原章胤） 議案第 83 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 3 ページ中段をご覧ください。

改正の理由でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布に伴いまして、今年度から森林環境譲与税が交付されます。交付に当たりまして、効果的な森林整備等の事業を実施するため、この交付金を原資とする基金を設けるものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 83 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 84 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 84 号 飯綱町サッカー場条例を議題とします。本案につ

いて、提案理由の説明を求めます。徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 84 号）

○企画課長（徳永裕二） それでは、議案第 84 号 飯綱町サッカー場条例の提案理由について、ご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書の 3 ページ下段をご覧くださいと思います。

制定理由でございますが、旧牟礼西小学校の跡地活用として、グラウンドをサッカー場に整備したことから、施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な制定内容につきましては、名称及び位置、指定管理者による管理、使用の許可等、使用料等ほかで、施行期日は公布の日でございます。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 84 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 85 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 85 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 85 号）

○産業観光課長（土屋龍彦） 議案第 85 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書 4 ページ及び議案書をご覧ください。

飯綱町農林畜産物直売施設を設置したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、今回提案した条例は、直売所及び加工所にかかわる既存条例を廃止し、新たに整理した条例を提出するものでございます。

その理由でございますが、既存条例は、飯綱町農業体験交流施設条例において横手地区の直売所等を定め、飯綱町農畜産物直売加工施設条例において、倉井地区の直売所及び加工所並びに牟礼地区の加工所を定めるという形式で施設条例が制定されていたため、分かりづらい状況でした。三本松地区に新たに設置する直売所を条例で定める機会に併せ、関連条例をより明瞭にするため、既存条例を廃止し、直売施設を定める条例と加工施設を定める条例をそれぞれ分けた形式で施設条例を提案するものであります。

条例の内容をご説明いたします。

名称及び位置については、第 2 条で規定しております。飯綱町三水農林畜産物直売施設及びその付帯施設並びに飯綱町横手農林畜産物直売施設及びその付帯施設の位置は既存の条例どおりでございます。現在、建設中で来年度オープン予定の飯綱町三本松農林畜産物直売施設の位置は飯綱町大字牟礼 1 番地 1 でございます。

指定管理者による管理については、第 3 条で規定しております。町では、直売施設等の管理について、指定管理者に行わせることを想定しております。

休業日等については、第 4 条で規定しております。既存の直売施設及び飲食施設の休業日及び業務時間については、従来どおりでございます。新たに設置する三本松農林畜産物直売施設の休業期間は、12 月下旬から 1 月上旬、業務時間は午前 8 時 30 分から午後 6 時まででございます。ただし、指定管理者の判断で、直売施設等の休業日や業務時間について変更できるようにしております。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 85 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

---

#### ◎議案第 86 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 10、議案第 86 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 86 号）

○産業観光課長（土屋龍彦） 議案第 86 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書 4 ページ及び議案書をご覧ください。

飯綱町農林畜産物加工施設を設置したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、今回提案した条例は、先ほど議案第 85 号で説明したとおり、より条例を明瞭にするため既存条例を廃止し、新たに直売施設と加工施設を分けて条例化するものでございます。

条例の内容をご説明いたします。

名称及び位置については、第 2 条で規定しております。いずれも、既存の飯綱町農畜産物直売加工施設条例に位置づけられていた指定管理者が管理する 2 つの加工施設を第 2 条で規定しています。いずれも位置等は既存条例と同一で、飯綱町三水農林畜産物加工施設は直売所さんちやんに隣接した加工施設、飯綱町牟礼農林畜産物加工施設は旧中央保育園の厨房を改修した加工施設でございます。

使用時間等については、第 4 条で規定しております。使用時間等については従来どおりで、指定管理者の判断で休館日や利用時間について変更できるようにしております。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明）　これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 86 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明）　異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 87 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明）　日程第 11、議案第 87 号　飯綱町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 87 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 87 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 4 ページ下段をご覧ください。

制定理由は、飯綱町下水道事業の特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、個別排水処理施設整備事業を公営企業会計（財務適用）に適用させることから、下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な制定内容は、下水道事業の設置、公営企業法等の財務規定の適用、会計事務の処理、制定に伴う飯綱町農業集落排水事業特別会計条例の廃止ほかでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 87 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 10 分でお願いします。

休憩 午前 9 時 3 分

再開 午前 9 時 10 分

◎議案第 88 号の上程、説明、付託

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 12、議案第 88 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 88 号）

○総務課長（原章胤） 議案第 88 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）をご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 5 ページからご覧ください。

補正の概要でございますが、補正予算額 1 億 5,361 万 4,000 円を増額し、補正後の予算額を 91 億 9,680 万 9,000 円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入につきましては、14 款 国庫支出金では、農地補助災害に係る国庫補助金として 2,563 万 2,000 円。

15 款 県支出金では、団体営事業の大門地区水路改修工事の補助金、農地耕作条件改善事業で 640 万円。

17 款 寄付金では、ふるさと応援寄付金の寄付見込みによる補正で 3,000 万円。

18 款 繰入金では、歳出補正額の財源として財政調整基金から 7,800 万円を予定しています。

続きまして、歳出について大きな額のみ申し上げます。なお、総務費等、各款の職員給与関係につきましては、今年度の人事異動等による人件費分の調整でございます。

2 款 総務費では、総務基金費、ふるさと応援基金への積立金 1,171 万 1,000 円。関連して、提案説明書 6 ページの諸費でございますが、報償費、返礼品に 900 万円、役務費、郵送料に 565 万 9,000 円。事務委託費に 363 万円であります。

6 ページの企画費になりますが、工事請負費、自然の中の暮らし魅力発信事業、旧牟礼西小学校の改修に際し、電源キュービクル工事に 3,000 万円。交通対策費、アイバス運行事業、長電バスへの補助金に 1,400 万円であります。

3 款 民生費では、障がい者総合支援給付費事業の扶助費に 996 万 9,000 円。これにつま

しては、国の負担金 2 分の 1、県の負担金 4 分の 1 がございます。また、介護保険事業特別会計への繰出金に 660 万 3,000 円。子育て支援センター費では、児童クラブ、病後児保育利用事業など、昨年度の子ども・子育て支援交付金について、事業実績に基づく清算として国への返還金 106 万 1,000 円を補正するものであります。

6 款 農林水産業費では、農業振興費、備品購入費で麹発酵機の故障による備品購入に 110 万円。公有財産購入費では、三本松の直売所ムーちゃんの施設購入費に 130 万円。農地費、工事請負費では、大門地区の水路改修工事に 726 万円であります。

10 款 教育費では、保健体育総務費の工事請負費、マレットゴルフ場整備において、長野国際カントリーのゴルフ場側からの湧水対策工事費に 136 万 4,000 円。

11 款 災害復旧費では、台風 19 号による農地の補助災害、11 箇所の工事費に 3,175 万 9,000 円。農地、施設の単独災害 8 箇所の工事費に 525 万円。道路橋りょう単独災害復旧費では、町道等の復旧工事費に 350 万円であります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 88 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 89 号から第 91 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） お諮りします。

日程第 13、議案第 89 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 14、議案第 90 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、

日程第 15、議案第 91 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、  
以上 3 件は補正予算案件であります。

これより、一括して 3 件の提案理由の説明を受け、最終日 12 月 18 日に質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

それでは、議案第 89 号から議案第 91 号の提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 89 号）

○住民環境課長（梨本克裕） それでは、議案第 89 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 7 ページ下段をご覧ください。

補正予算の概要でございますが、補正前の予算額が 13 億 9,738 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 6,713 万円を増額し、補正後の予算額を 14 億 6,451 万 9,000 円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、歳入としまして、国庫支出金が 191 万円の増。県支出金として 6,522 万円の増でございます。

歳出の関係でございますが、総務費につきましては、資格確認等に係るシステム改修費として 213 万円の増。保険給付費につきましては、今後の支払い見込み額等を勘案し、6,500 万円を増額補正したものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 90 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 90 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について提案説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 8 ページ中段をご覧ください。

補正概要ですが、今回 1,283 万 4,000 円の増額をして、補正後の予算額を 12 億 7,928 万 7,000 円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入としまして、使用料、地域支援事業使用料で 10 万円。国庫負担金、介護給付費で 40 万円。国庫補助金、調整交付金で 11 万 4,000 円。地域支援事業で 80 万 9,000 円。保険者機能強化推進交付金で 170 万円。支払基金交付金、介護給付費で 54 万円。地域支援事業で 191 万 3,000 円。県負担金、介護給付費で 25 万円。県補助金、地域支援事業で 40 万 5,000 円。一般会計繰入金、介護給付費で 25 万円。地域支援事業で 1,815 万 5,000 円。その他一般会計繰入金は、減額の 1,180 万 2,000 円でございます。減額の理由ですが、地域包括支援センターの人件費分が地域支援事業、国県補助事業対象となることから振り替えるものでございます。

歳出では、高額介護サービス費、負担金で 150 万円。高額医療合算介護サービス費、負担金で 50 万円。介護予防生活支援サービス事業費で 716 万 6,000 円。内訳としまして、配食サービスと総合事業の増によるものです。家族介護支援事業は、扶助費で利用者減により減額の 50 万円。審査支払手数料で 2 万円。介護給付費準備基金積立金で 20 万円。地域包括支援センター費、これについては 4 月の人事異動に伴う職員給与関係でございまして、394 万 8,000 円とするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 91 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 91 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 9 ページ上段をご覧ください。

補正の概要は、補正前の予算額が 3 億 7,098 万 4,000 円。補正予算額が 644 万 2,000 円の増額。補正後の予算額が 3 億 7,742 万 6,000 円。

地方債の限度額変更で公営企業会計適用債を 300 万円から 900 万円に変更であります。

主な補正内容は、歳入は地方債が 600 万円。前年度繰越金を 44 万 2,000 円増額しました。

歳出では、業務委託料、公営企業会計適用移行業務に 118 万円。施設管理費、施設修繕費に

526 万 2,000 円を増額しました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 以上で、説明を終了します。

---

◎議案第 92 号から第 93 号の一括上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 16、議案第 92 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、

日程第 17、議案第 93 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、

以上、施設の指定管理の案件 2 件を一括して議題といたします。

なお、質疑、委員会付託は議案ごとに行います。

議案第 92 号、議案第 93 号について、提案理由の説明を求めます。山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 92 号・第 93 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 92 号 飯綱町公の施設の指定管理の指定について、議案書によりご説明いたします。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定により、議会の議決を求める。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、飯綱町デイサービスセンターふれあいの園。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会。

指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まででございます。

よろしくお願いいたします。

議案第 93 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、こちらも同様ですが、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定により、議会の議決を求める。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、飯綱町総合福祉施設ひだまり園。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 議案第92号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第92号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第93号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第93号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 94 号から第 95 号の一括上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 18、議案第 94 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、

日程第 19、議案第 95 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、

以上、施設の指定管理の案件 2 件を一括して議題といたします。

なお、質疑、委員会付託は議案ごとに行います。

議案第 94 号、議案第 95 号について、提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 94 号・第 95 号）

○産業観光課長（土屋龍彦） 議案第 94 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書 10 ページをご覧ください。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づき、飯綱町三水農畜産物直売加工施設（直売、飲食施設）の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

本施設の対外的な名称は、直売施設が「直売所さんちゃん」、飲食施設が「農家レストラン食ごよみ日和」でございます。

指定管理者は、有限会社飯綱町ふるさと振興公社です。代表者は平塚慶吾氏です。

指定の期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までです。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

引き続きまして、議案第 95 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書 10 ページをご覧ください。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づき、飯綱町三水農畜産物直売加工施設（加工施設）の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

本施設は、「直売所さんちゃん」に隣接する加工施設でございます。

指定管理者は、さみず農産物加工組合です。代表者は大字倉井在住の丸山ふじ子氏です。

指定の期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 議案第 94 号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。中島議員。

○3 番（中島和子） 3 番、中島和子です。確認させていただきたいわけですが、三水の直売加工組合は、解散してそれぞれ新しいスタートと思われます。その直売所と飲食施設である「日和」とお聞きしましたが、いろいろな情報も入ってきまして、今後についての協議というのはされているのかお聞きします。

○議長（大川憲明） 産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。農家レストランの経営の状況でございますが、若干累積赤字があるということで、そういったことでご質問されていると思いますが、この累積赤字については、今年度減少してきているようでございます。

レストランの経営につきましては、新たな指定管理者の候補者であるふるさと振興公社の構想に基づき、これから営業をしていくことになると思われますが、候補者であるふるさと振興公社の現段階での構想では、農家レストランとしてのコンセプトであります町の農畜産物を使って、町の郷土料理をメニューに取り入れていくといった考え方は変えずに行っていくということでございます。ただし、新たなメニューの開発や営業手法、そういったものはこれから検討を行っていくというお話を聞いています。

あと、従業員につきましては、基本的には現在の従業員の方の雇用を考えているということで、従業員さんそれぞれの考え方もあると思いますが、基本的には残っていただけるように依頼していくという話を聞いております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4 番（目須田修） 4 番、目須田です。駐車場が付いておりますが、その運営・管理はどのようなになっていますか。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、駐車場の管理ということでございますが、「さんちゃん」の前の駐車場のことだと思いますけれども、「さんちゃん」と「日和」のお客様が駐車場を利用しておりますが、これにつきましては、これまでも「さんちゃん」と「日和」の指定管理者がそれぞれの駐車場の管理をしておりました。

この加工施設の駐車場につきましては、加工施設の裏側に別の駐車場がございますので、こちらの駐車場を利用されているということでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 94 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 95 号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 95 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎陳情の付託

○議長（大川憲明） 日程第 20、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。

12 月 4 日の本会議は、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 1 時間繰り上げて午前 9 時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、12 月 4 日の本会議は午前 9 時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 36 分

令和元年 1 2 月飯綱町議会定例会

( 第 2 号 )

## 令和元年12月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和元年12月4日（水曜日）午前9時開会

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（15名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 清 水 均   | 2 番  | 風 間 行 男 |
| 3 番  | 中 島 和 子 | 4 番  | 目須田 修   |
| 5 番  | 瀧 野 良 枝 | 6 番  | 原 田 幸 長 |
| 7 番  | 石 川 信 雄 | 8 番  | 荒 川 詔 夫 |
| 9 番  | 伊 藤 まゆみ | 10 番 | 清 水 満   |
| 11 番 | 樋 口 功   | 12 番 | 渡 邊 千賀雄 |
| 13 番 | 原 田 重 美 | 14 番 | 青 山 弘   |
| 15 番 | 大 川 憲 明 |      |         |

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 町 長     | 峯 村 勝 盛 | 副 町 長   | 合 津 俊 雄 |
| 教 育 長   | 馬 島 敦 子 | 代表監査委員  | 山 本 孝 利 |
| 農業委員会長  | 清 水 藤 一 | 選挙管理委員長 | 三ツ井 吉 次 |
| 総 務 課 長 | 原 章 胤   | 企 画 課 長 | 徳 永 裕 二 |

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 税務会計課長  | 永 野 光 昭 | 住民環境課長  | 梨 本 克 裕 |
| 保健福祉課長  | 山 浦 克 彦 | 産業観光課長  | 土 屋 龍 彦 |
| 建設水道課長  | 土 倉 正 和 | 教 育 次 長 | 桜 井 俊 次 |
| 飯綱病院事務長 | 大 川 和 彦 | 総務課長補佐  | 高 橋 秀 一 |

---

**事務局職員出席者**

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 笠 井 順 一 | 事 務 局 書 記 | 荒 井 智 雄 |
|---------|---------|-----------|---------|

一般質問一覧表

| 順 | 議席 | 氏 名   | 発 言 事 項                               | 答 弁 者 |
|---|----|-------|---------------------------------------|-------|
| 1 | 11 | 樋口 功  | 1. 町の災害時対応について                        | 町 長   |
|   |    |       | 2. 町内での太陽光発電設備設置への対応について              | 町 長   |
|   |    |       | 3. 町立飯綱病院の今後について                      | 町 長   |
| 2 | 3  | 中島和子  | 1. 台風 19 号への対応と今後の課題について              | 町 長   |
|   |    |       | 2. 地域おこし協力隊員と住民との関係づくりについて            | 町 長   |
| 3 | 12 | 渡邊千賀雄 | 1. 台風・豪雨災害等の対策について                    | 町 長   |
|   |    |       | 2. 産業廃棄物最終処分場計画について                   | 町 長   |
|   |    |       | 3. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の実施を           | 町 長   |
| 4 | 5  | 瀧野良枝  | 1. 集落創生事業の長期展望は                       | 町 長   |
|   |    |       | 2. 広報・広聴活動は万全か                        | 町 長   |
|   |    |       | 3. 職員の衛生健康管理に問題はないか                   | 町 長   |
| 5 | 9  | 伊藤まゆみ | 1. 会計年度任用職員制度の運用を質す                   | 町 長   |
|   |    |       | 2. 飯綱病院の後は                            | 町 長   |
|   |    |       | 3. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を                | 町 長   |
|   |    |       | 4. 災害時避難行動要支援者登録台帳の整備状況は              | 町 長   |
| 6 | 1  | 清水 均  | 1. 相談業務について                           | 町 長   |
|   |    |       | 2. 福井団地グラウンド下の擁壁部分破損箇所補修について          | 町 長   |
|   |    |       | 3. 福井団地青木製作所から福井集落上部への町道舗装について        | 町 長   |
| 7 | 8  | 荒川詔夫  | 1. 上水道の水源確保のあり方等について                  | 町 長   |
|   |    |       | 2. 政策サポーターからの提言「魅力ある農業再生を目指して」の取組について | 町 長   |

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和元年12月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力願います。

---

◇ 樋 口 功

○議長（大川憲明） 発言順位1番、議席番号11番、樋口功議員を指名します。樋口功議員。

〔11番 樋口功 登壇〕

○11番（樋口功） おはようございます。議席番号11番、樋口功です。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

先の台風19号で被害を受けられました皆さまには心からお見舞い申し上げます。また、隣の長野市ほか、全国で多くの方が犠牲になりました。心からご冥福をお祈りいたします。

さて、この台風19号により、町内でも住居などの屋根が飛ばされたり、断水、りんごなどの農産物が落下、枝ずれなどにより傷を負ったり、あるいは倒木など、広範囲にわたり被害が発

生しました。さらに、停電の発生は復旧までに時間がかかり、不自由な生活を強いられた町民の皆さまが多くいらっしゃいました。

そこで、1つ目の質問です。町の台風19号への対応についての評価は、どう捉えているかということです。台風19号の接近及び被災時の町の対応につきましては、既に議会事務局を通じまして詳細にご報告いただいているところであり、また、2日に開催された本定例議会冒頭の町長あいさつの中で触れられており、それによりますと警戒準備体制、警戒一次体制、警戒二次体制がスムーズにとれ、被災後の対応におきましては、道路上の倒木除去、それから避難所の開設、停電に伴う電源確保、入浴施設の開設、町民への大切な情報の提供など、比較的順調に進められたと思っているとされております。さらにお答えいただけるようであればお願いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げたいと思います。議員がおっしゃったとおり、この台風19号の対応については資料としてもお示ししたり、私もあいさつの中で述べさせていただいたりしました。停電についてのご指摘もございましたけれども、この後、議員の質問の今後の対応等々の中でまた答弁をさせていただきたいと思っております。

今回の台風など雨の災害というものは、事前にある程度の準備時間がございます。したがって、それに伴ってもろもろの用意をしたり、対応を整えたりするということと言えます。しかし、災害は台風だけではないので、やはり今回の台風のことを思いますと、最終的には大規模地震の対応というものが、飯綱町にとっては大きな課題であろうという評価をしております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 台風が去った後、若い子ども連れの夫婦が散歩をしていました。よく見ると、男性がいやに眠そうな顔で3人の後ろを遅れ気味に歩いていましたので声をかけましたところ、12日の夜から13日の朝まで消防団員として地区内を巡回していたとのことでした。巡回中には倒木処理にも当たったということで、安堵感を漂わせた表情で語る彼に「ご苦労さま」と言

わずにはいられませんでした。

後日、テレビのテロップに「飯綱町では電源の用意と入浴施設の紹介がされているけれども被害があったのか」と町外の知人から電話がありました。町内で広範囲に停電が発生している旨の説明をしたところ、「町は早い対応をしているね」と言われました。

飯綱町は、千曲川氾濫による大きな被害を受けた長野市などに比べますと、対応すべき規模の違いから、人的、時間的余裕があったとも言えますが、全体として町の対応は適時、的確に行われていたのではないかと考えております。

次に2つ目です。台風が去った13日、町長は町内の被害状況等を確認し、その対処の上で大きな被害の発生した長野市に向かったと聞いております。災害時には、飯綱町地域防災計画による広域相互応援として、長野市町村災害時相互応援協定が結ばれておりまして、それに基づいた行動と認識しております。協定では、市町村が行う応援の内容は物資等の提供及びあっせん、人員の派遣、その他として避難場所等の提供、それからボランティアのあっせんなど、広範に及んでおります。

そこで質問します。今回、これによりますと隣接市町村への災害支援の内容につきましては、本定例議会冒頭の町長あいさつの中で、ボランティアのあっせんにおいて、1カ月にわたるボランティアサテライトの設置とそこでの受入れ状況についてお話をいただいておりますが、このほかについてお答えいただければと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私は、この豊野町を中心とした大災害をじかに目の当たりにして、これは大変なことになっているという実感を持ちました。したがって、ひょっとすると長野市から避難場所を長野市のために設置してほしいとか、または給水の関係の支援だとか、災害ごみを一時ストックするエリアの確保、こういうものについて具体的な要請があるのではないかと考えておりました。

最終的には、いずれも長野市で対応しようということにはなったのですが、災害ごみの

置き場についても、長野市から担当者が飯綱町に来て現地を視察し、もしかすると災害ごみの置き場として指定した場所を使われると思っておりましたけれども、今回については地元で何とか対応できるということでした。

そのようなことから、物資のあっせんについても必要以上の物資を持ち込むのはかえって迷惑ではないかと思いました。加藤市長が被災後２週間ぐらい経った時点で、「今回の災害について強く感じたことは国の対応の早さと適切な支援、物資の配給だった。全然無駄がなかった。これは本当に素晴らしいことだ」と実感を込めておっしゃっておられました。

私どもも、そういう意味では物資については用意があったのですが、今回は具体的にはございませんでした。そのようなことから、ボランティアを中心に活動をしたというのが現状でございます。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 次に、今後の防災及び災害を受けた場合の対応方法で再検討すべき事項について質問します。

町には、災害時の対応として飯綱町地域防災計画がありまして、災害発生の恐れがある場合に円滑な災害応急対策が実施できるよう、これに基づいて対応していくこととなっております。

この飯綱町地域防災計画は 1,000 ページを超えるものであり、各職員にはそのコンパクト版が配付されており、町全体として危機管理ができていると思っております。そして、今回もこれに基づいて対応をしていただいたことと認識しております。

大きな被害を被った近隣市町村においては被災対応に追われているのが現状で、大変な状況にあるわけですが、町としては自身の対応の検証と同時に被災市町村の対応状況を参考に、更なる災害対応をしていく必要があると思います。

十数年に一度と言われた災害が常態化し、記録的と言われることが毎年発生しています。このことを私たちはしっかりと認識しなければならない時代になっていると思います。そうすると、今までの対応がそれで良いのかという問題が生じます。

いくつかの例を挙げたいと思います。その１つとして、９月１日に町内一斉で行われる防災

訓練です。

過日、私の住む集落センターに行った際、掲示されている集落全戸の地図が目に入りました。「平成 31 年地区災害時住民支え合いマップ」という掲示板がありました。よく見ると、私の家の部分に青い丸印、近くに住む人の家の部分に赤い丸印があり、説明書きには「青丸印は災害時に安否に行く人。赤い丸印は災害時に安否確認の必要なお宅。」というように書かれておりました。

災害時の安否確認を地域で行うということは即座に想像できましたが、これは誰が作成したのか。また、なぜ今日まで私が知らなかったのか。安否確認をしたら、その後の報告は誰にするのかなど疑問がありましたので、後日、区長にその旨を聞きましたが、個別的に、あるいは地域での周知はしていない旨の話がありました。

集落で毎年 9 月 1 日に行っている防災訓練は、消火器の使用法と消火栓の使用法であり、これは私がここに U ターンして 6 年になりますけれども毎年同じです。いわば防火訓練になっています。

他の議員に聞いたところ、議員の集落では先ほどの地区災害時住民支え合いマップの内容を毎年近隣住民が集い、全員で確認しているそうです。同じ防災訓練であっても、地域の実情によってやり方が変わるのは当然のことと思いますが、最低限訓練しなければならないものは、訓練の必須項目として全集落で行うべきだと思います。

2014 年の県北部で発生しました最大震度 6 弱の地震で、白馬村を中心に 33 棟の全壊、15 棟の半壊が発生したものの、助けが必要な高齢者や障がい者の自宅を記載した災害時住民支え合いマップを使って下敷きになった人を迅速に救助、死者を出さなかったことは大きく報道されました。この取組は、飯綱町でも先ほどの地区災害時住民支え合いマップとして、有効な共助手段となるはずです。ただ、白馬村では住民の移動や外国人の増加などで、運用面で課題があり、さらに模索していると 11 月 23 日に新聞報道がありました。

町は、飯綱町地域防災計画に住民の防災意識の高揚及び自主防災組織の育成強化を掲げています。防災訓練の具体的な内容は、例えば消防署、社会福祉協議会に委ねるにしても、実際に

計画に沿った内容で効果的に行われているかを確認し、足りないなら区長会などでの指示、周知が必要と考えます。防災訓練への参加者数の把握も必要でしょうが、効果的に訓練がなされているのかをしっかりと確認していただきたいと思います。この点について質問します。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 支え合いマップについての突っ込んだご質問がございましたけれども、今回の災害で私が強く感じたことは、情報をいかに得るか。平出は今どういう状況になっているのか。芋川の中村はどうだ。赤塩はどうだ。こういう情報を役場としてはどうしても欲しい。今度は逆に情報を私どもが住民の皆さんに提供する。区長さんや組長さんに情報をいただければ良い。区長さんが東京に行っていればどうするという話になるわけです。したがって、今、検討しはじめているのは、各地域に情報を提供してくれる人を複数確保していかなければ駄目ではないかと思っています。これが、今回の大きな1つでございます。

私たちには、ハザードマップ、今議員のおっしゃる支え合いマップ、土砂防のマップ、マップと呼ばれるものが4つほどございます。社会福祉協議会等々、支え合いマップについては私よりも実際の事務を行っている担当課長から答弁をさせたいと思っておりますが、防災訓練は確におっしゃるとおり、「訓練のための訓練はもういい加減やめよう」といつも私は申し上げてきました。

矢筒荘の防災避難訓練も、あるユニークな消防署の署長が来て、「もう打ち合わせはやめて急に来てもらってやろうではないか」という訓練をいたしました。本当に災害というのは事前に分かっていたら何でもありませんが、突然に予告なく来るから大変であって、そのときに最低限度やらなくてはいけないものは一体何なのか。ちなみに、矢筒荘では四ツ屋など近隣の人たちに提携してもらっていて、応援に来てもらって患者さんを外へ運び出す。でも、一体誰が今この中に助けに入ったかをチェックする人がいないから、入った誰かがまた地震が来て中で倒れていても、何人入ったかチェックしていない。今おっしゃるとおり、ご指摘は本当にそのとおりだと思っております。

幸い災害が少なく済みましたが、これを私どもの大きな教訓として、議員のおっしゃるとおり防災訓練、またあらゆる会合や機会を通じて、住民の皆さんと一緒に防災というものについて取り組んでいきたいと思っております。支え合いマップについて課長から答弁いたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 支え合いマップについてお答えいたします。支え合いマップについては、17年に内閣府から災害時要援護者の避難指示ガイドラインの策定ということで出されておまして、これに基づいて飯綱町では18年に1回取組をしてございます。このときにも社会福祉協議会が中心となりまして、各地区に説明に赴き作成をしております。

それから、見直しがされていないという経過がございまして、昨年、一昨年と地区に入って見直しをさせていただきました。今後、続けて毎年見直しをして行かなければいけないので、社協さんに継続して地区に入っていただくようお願いしております。

現在については、50集落のうち47集落で策定済みでございます。また、昨年の防災訓練におきましては、この支え合いマップを使つての避難行動実施が42地区ございます。地区で取り組んだ実情ですが、区・組に社協で組織しております「つながり隊」を中心に地区に入っただきまして、区長、組長さんなど役員と相談し、また自主防災組織があるところとないところがございしますが、そういう方たちの参画によって作成してきていると聞いております。

平出地区につきましては、つながり隊の隊長さん、隊員、またボランティア協力員等で31名の方がいらっしゃり、その方たちを中心に作成されたと聞いております。作成の手順ですが、社協から役員さんたちにお話ししたのですが、「やり方さえ分かればあとはいいよ」ということで、住民主導型で行われたと聞いてございます。また、周知方法については、平出のつながり隊長さんと区の役員さんが相談されて、掲示という形でされたということもお聞きしてございます。

平出地区は集落が大変大きく、住宅地図をつなげますとA3が4枚ほど、机1枚分の大きさ

ということなので、戸別配付の方法について思案したと思うのですが、現在は掲示という形でされていると聞いております。今後、要望があれば細分化した図面で戸別配付ということを地域で考えていただければ、社協でも準備はできるということで聞いておりますのでお願いしたいと思います。

また、作った集落で戸別配付した地区におきましては、47 集落で実施ですが、戸別配付で各戸に配付された地区は 19 地区ございます。また、作成した役員さんたちが支援者になるということで動いている地区が 27 地区、掲示のみというところは、残念ながら平出地区 1 カ所という状況でございます。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 総務課から補足させていただきます。毎年、区長組長会が年 3 回行われておりますが、地震防災訓練の前に区長組長会を開催し、その内容をお伝えしているわけですが、近年は地震に加えまして、やはり台風など集中豪雨による影響も大きくなってきているということから、いろいろなことを想定した訓練は必要であると考えております。

その中で、避難所の開設、避難訓練というものは命を守る行動ということで重要なことだと思っております。先ほどもお話にありました災害時住民支え合いマップでございますが、これは今現在、町では 50 地区あるわけですが、47 地区で整備が進んでいるということでございます。

今年度の防災訓練では、支え合いマップを活用した訓練が行われた地区は 16 カ所ですが、やはり基本的な訓練、消火栓、消火器の訓練はもとより、支え合いマップの訓練につきましても今後も継続してまいりたいということで、作成済みの地区につきましては今後も区長組長会を通じてお願いしていきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 実施した地区を私は 42 地区と申しまして、総務課長は 16 地区と

申し上げたのですが、社協で実施していただいた地区については、支援という形で 3,000 円支給しています。社協数字としては 42 地区が支え合いマップを使って実施したという数字で伺っております。町では、地区でどういう行動をするかということで届け出て、あとで報告書が提出されるわけですが、その数字として 16 地区です。違いがありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 町内は、先ほど町長からもお話がありましたとおり、土砂災害危険箇所としまして地滑り危険箇所、土石流危険渓流、そして土石流災害危険箇所図、これらを合わせた図がありまして、このほかにハザードマップもあるわけです。

台風 19 号による被害は、川の氾濫だけではなく土砂災害でも大きな被害が出ております。犠牲者の多くが土砂災害警戒区域以外の場所で被害に遭ったとあります。全国 1,100 カ所の土砂災害の発生で、13 カ所で 21 人が犠牲または行方不明、このうち 9 カ所 16 人が警戒区域に指定されていない場所で被災しているということです。その原因は指定の遅れですとか、地域図の精度、それから技術の限界と言われています。土砂災害区域の指定は県が行うのですが、地域指定のあり方が問われています。

消防第 5 分団では深沢地区で住民から土のうの設置要請、第 8 分団では赤塩地区で土のうの設置要請があったということですけれども、これらの地域の区域がどのようなものか私は確認していませんが、何らかの対応、町の判断での危険箇所の再把握などは必要と考えますが、いかがでございますか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おっしゃるとおりです。こういう仕事をやっていると土砂防で危ないと思われるところはすぐに気がつきます。しかし、今おっしゃるとおり、想定を超える雨量、日量 300 ミリから 400 ミリという雨が降った場合、どんな災害が起きてくるのかというのは極めて想像が難しい。

今回はあまり報道されておられませんけれども、佐久穂町、川上村の千曲の上流がひどい災害でございます。それを思いますと、あそこは普段ほとんどそういう被害がないという地域だったと記憶してございますけれども、首長さんと会ったときにも非常に想像を超える雨量だったと言われておりました。それが、全部千曲川に流れてきたもので長野市の穂保でオーバーフローとなったわけでございます。

心配し過ぎて、検討し過ぎてまずかったということは絶対はないので、もう一度担当課と、また担当の消防団等々と、どこが危ないのかを積み上げていくことが大事だと思っております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 次に、町は避難場所として2カ所、町民会館などを防災無線等で町民に周知しました。この際、私の集落から指定の2カ所に行くには、今回の台風は北風だったものですから、北風に向かって一山越えて三本松の高台を越えて行かなければならない。どこの地域でも同じですが、かえって区集落センターや公民館でも良かったのではないかと思います。もちろん、停電地域の確認をしながらではありますが、この辺の避難所についての考え方はどのようなことになるでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。今回の避難場所は、あらかじめ飯綱町の地域防災計画の中で町として指定をした地域で避難所を開設いたしました。そのほかにも2つ、3つとございますけれども、確かに冬であったり、雨がものすごかったり、一種の足がないと言いますか、車の運転等々が苦手という皆さんが避難をするには、なるべく近いほうが良いということになります。

平出のセンターぐらいの規模であれば避難所として指定していくと言いますか、何とかそこから辺が第一段階の避難場所として、各地域の集会施設、公民館等々をお使いいただいて、その後のもっと大規模避難所へ移動したほうがベターだという状況になった場合については、私は足の心配も含めて対応していけば良いかと思っております。近い場所で確保できれば、それが

最高だと思っています。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 次に、飯綱町の地域防災計画による広域相互応援の一環として、町や社会福祉協議会が主導で物資等の提供及びあっせん、それから人員の派遣が実施されました。このほか、有志による物資の収集、搬入が行われましたが、スムーズな搬入が行われたのでしょうか。受入先の対応、避難区域の発令中ということもありますが、早期に集まっても受入先の対応が遅れたら、必要としている被災者の皆さんに物資が届かないということが発生するわけですが、この辺はいかがだったのでしょうか。

地域物資の基地となったＺＱ（ずく）に、物資がしばらくの間、積まれていた状態が続いていたと思います。特に有志が集められた物資の搬入等については、有志からの問い合わせにも対応できる町の体制づくりも必要と感じています。いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。長野市の受入体制として、物資については受付をしていないということで、当面の間ということで最初動きまして、それ以降も物資の受付を長野市さんは募集をされてこなかったという形です。

一部、町内の支援していただく方から、物資をネットなど使って集めたというお話を伺いまして、サテライトを開設してからは、使える手袋であったり、スコップであったり、長靴であったり、そういうものは利用させていただきました。ただ、どういうものが現地で必要かということをやはり把握してお届けしないと、相手も使い方に困ってしまうという実情があります。ある程度こちらで使えるものを整理してサテライト開設後から使わせていただいています。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） いろいろ申し上げましたが、大切なことは災害に対する日頃の実効性ある訓練と災害時の迅速な対応です。

今回、町が対応した災害対策などの記録は、飯綱町地域防災計画の具体的な実施内容であり、

公文書として永年保存され、これからの災害発生時に生かされるよう老婆心ながら申し上げ次の質問に移ります。

太陽光発電設備設置についてでございます。11月26日の毎日新聞「建設標」という投稿欄に次のとおり記事がありました。「霧ヶ峰の太陽光発電所計画の概要を見てとても驚いた。事業面積は東京ドーム約40個分、パネル数は31万枚だという。この計画を進めたら霧ヶ峰の環境、景観が台無しにならないだろうかと不安になる。パネルの下に太陽は届かず、草木がなくなり地力が衰える。土砂災害は起きないだろうか。数ある水源は守られるのだろうか。また、消耗品のパネルが使用不能になったら完全に処理できる技術はあるのかと。パンフレットには『持続可能な山林の維持管理に努める』と記されているが、あちこちに設置されたパネルを点検管理している人を見かけたこともない。異常気象と言われ、台風やゲリラ豪雨など予想以上の災害が起きている今、霧ヶ峰に日本でも最大級という太陽光発電所を設置して本当に大丈夫なのか。子どもや孫に安心して引き継いでいけるのか。安心安全な方向に向かうよう行政の対応を望むのは欲張りだろうか」、これは諏訪市の75歳の主婦の投稿です。

いわゆる太陽光発電設備は当町でもこれまでにいくつか設置され、また6月定例議会でも太陽光発電設備の設置に反対する旨の請願がありました。これは、後に取り下げられましたけれども、議会日よりモニターの皆さんからのアンケートにも、太陽光発電設備設置に対する心配の意見が数多く寄せられています。

そこで質問させていただきます。現在、町は特に森林地域における設置状況、あるいは設置計画をどう把握していますか。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えいたします。今、森林地域におけるということですので、現在手元にある平成26年度から昨年度までの件数で申し上げますと、地目として山林のところに設置されたものについては3件でございました。以上です。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 町は、森林地帯に事業者から太陽光発電設備設置の話があった場合、具体的には何を基にどう対応している、あるいは対応していくのでしょうか。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 町におきましては、森林地域だけではないわけですが、自然環境保全条例で対応しております。その中の開発行為ということで、その施行規則に規定します定格出力が 10 キロワット以上の発電設備及びその付属設備の設置について事前協議を受付け、その後に許可申請を受けております。

定格出力が 10 キロワットということですので、家庭の屋根に設置するものが大体 1 世帯 5 キロワットから 7 キロワットぐらい設置しているわけですが、10 キロワットと言いますと事業用の太陽光発電設備としてはほとんどがカバーできるのではないかと考えております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） この太陽光発電設備の設置対応に関しまして他地方自治体の状況を見ますと、山梨県では 2018 年 7 月に県議会が現行の関連法令では不十分ということで、立地規制を国へ求める意見書を議決しています。甲府市議会でも同じです。和歌山県では、同じ年の 6 月に県の環境にふさわしい太陽光発電事業を制定しました。滋賀県大津市でも同じ 4 月に同様の条例を制定しています。

ここ長野県においては、太陽光発電が環境や防災に十分配慮し、地域と調和した事業となるよう 2016 年に長野県環境影響評価条例の改正を行い、また、施設が景観との調和に配置された形態意匠となるよう事前審査を行うとするなど、長野県景観規則の改正が行われています。そして、市町村においては住民の不安等に対応できるよう太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルを公表しています。

飯綱町におきましても、先ほどの課長のお話の中で、具体的にはこのような形で対応していくと理解しております。飯綱町におきましては、町の条例、規則と併せてこのようなことで今までやってきた、あるいはこれからもそうしようということだと思います。

特筆すべきは、上田市において今年３回の有識者会議を開催し、検討の上、上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例を７月に公布し、８月から施行したことです。いずれの条例も太陽光発電を禁止するものではありません。土地所有者の財産権を過度に制限できないからでしょう。しかしながら、自治体としての太陽光発電に関する考え方、取扱いを条例により明確にする必要があると思います。

そこで質問します。飯綱町においても同様な条例を制定し、町の太陽光に関する考え方を町民に広く理解してもらうことが必要だと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町の自然環境保全条例は、かなり水準の高い条例だと思っております。

水質基準の制約、そして電気についても、確か上田市は50キロワット以上だと記憶がございますけれども、うちは10キロワットを超えるものです。だから、もう太陽光をやりたいと言えば、全て事前に協議してもらわないといけないことがあるとなっています。したがって、別枠で太陽光だけの条例の制定が必要なのか、環境保全条例の中でもう少し厳しい対応ができるのか、そのような検討をもう一回したいと思っております。

ただ、議員もご承知のとおり、条例や法律で太陽光を設置してはいけないということにはなかなかならないのが本音でございます。「事前に地域の皆さんと相談をしてください」、「相談が成り立ちました」と言えば、それはそれでクリア。農地法や森林法は当然のことながらクリアした。そうすると後はアセスの中に入っていく。あとは時間がかかっても、許可する方向へどんどん進んでいってしまうというのが現状でございます。

そのような中で、今進めている飯綱町景観条例になるか、これから各地域に出向いて集団的な会議になるかもしれませんけれども、景観の大事さ、また景観をどうやってみんなで維持していけばいいだろうかという話し合いを持とうと思っております。それは何の目的があるかと言えば、地主さんや地域の人たちが、丹霞郷や芋川の素晴らしい田園地帯にチャカチャカするようなものは場違いだということを、例えば価値として認識していただけるような方向になる

ということで、そういうものを抑えていきたい、制約していきたいと考えようと思っております。

条例の制定、改定、景観条例等々についての今の進め方についても、太陽光も含めてこれからの大きな課題として取り組んでいきたいと思っております。

ついでに申し上げますけれども、景観条例を制定しても、県の判断では太陽光は駄目だと言うことは難しいという話は聞いております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 今の町長のお話で、太陽光発電設備設置に対する対応は非常に難しいということは町民の皆さんにもご理解いただけるのではないかとと思っております。

最後に、長野県長野地域振興局が作成した、「しあわせ信州創造プラン 2.0 長野地域計画」という冊子において、飯綱町を端的に紹介した部分では、「ふるさとの原風景が広がる美しい町」とあります。将来にわたりそうであってほしいし、そのような恵まれた環境を過去から受け継ぎ、その中に今ある私たちには、そのまま未来に引き継ぐ責任があるのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。町立飯綱病院の今後についてお尋ねします。経緯については、私どもは分かっておりますが、新聞記事等で町民の皆さまも少しはお感じになっておられると思います。

厚生労働省が9月26日、市町村などが運営する公立病院と日本赤十字社などが運営する公的病院の25パーセント超にあたる全国424の病院について、再編統合について特に議論が必要とする分析をまとめ病院名を公表しました。治療実績が少なく、非効率的な医療を招いていることを念頭に、病床数や診察機能の縮小なども含む再編を地域で検討し、2020年9月までに対応策をまとめるよう求めたと新聞各紙が報道しました。この424病院に飯綱病院も含まれております。

この件につきましては、10月9日に町長から議会に対して説明がありました。当時の町長のお話を要約しますと、町としてもこの発表は唐突なことであった。424病院として公表された隣町の信越病院との合併は効果が少ないと考えている。この件については、全体的には大きな

心配は要らないと感じているという旨のお話でした。

また、2日の本定例議会冒頭の町長あいさつで、住民の健康を守ることは地方自治体の責務と捉える中、中核的な医療機関である飯綱病院の存在は飯綱町にとって不可欠なものであり、病院長をはじめとした現場ともしっかりスクラムを組み、存続は当然のこととして取り組んでいく旨の決心がありました。心強く感じた次第です。その決心のお話をいただいたので、この質問はしなくてもよいのかと思いますけれども、せっかく通告してありますのでこのまま続けさせていただきます。

この発表によりまして、周辺に及ぼした影響としては地域住民に病院がなくなるのではないかと、あるいは現状の病院システムに不便が生じるのではないかと不安があったと思います。それから、優秀な医師や看護師が病院を去る、あるいは新しく医師や看護師などの採用に困難が生じるのではないかなど、決して前向きなものではありません。この点は新聞報道によれば、厚生労働省も誤解を与えてしまったことを陳謝しているということでございます。飯綱病院におきましては、現在この対応についてどのようなお考えでいらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。町長の議会初日のあいさつのとおりでございますし、院長もメディアの取材を受け、NBSのニュースでございましたが、夕方に放送されたのをご覧になった方もいらっしゃるかと思います。

病院に対する風評被害は当然ございまして、心配のないようにということで病院としても対応しているところでございますが、今後の対応といたしましては、当院の属する長野医療圏におきまして長野県地域医療構想調整会議というものを行う中で、当院の将来像についても検討して、再編または統合を見極めていくということになります。現時点では、何も具体的な方向性は示されておりませんし、そういう状況でございますので、引き続き地域医療を守り、住民の安心安全を守ることを実現できる病院として残れるように協議を進めていくということを考

えております。

これに至った経緯を若干申し上げたいと思います。このたびの国が進める地域医療構想に関わる全国 424 の公立、公的病院の実名公表につきましては、9 月 26 日に地域医療構想ワーキンググループというものが開催されまして、そこで承認され、翌 27 日に全国に公表されたという経緯でございます。この公表につきましては、以前より本年 7 月中に公表される予定だという情報はあったわけでございますが、9 月末まで延ばされてきたということになります。

国は、各都道府県により地域医療構想調整会議が非常に停滞しているということがありますので、議論を活性化させるための一つの資料、材料として公表したと説明しております。

今回の実名公表につきましては、当院のみならず、県または全国単位で国に対して異論や反論、意見などが多数寄せられており、国としては全国をブロック単位に分け、説明会と意見交換会を開催して対応しております。

地域医療構想は、単に病院単位の話ではございません。病院を設置する自治体、地方公共団体がともに協議を行うものでありますので、当町といたしましても 10 月 29 日に副町長と私で厚労省の説明及び意見交換会に参加してまいりました。10 月 5 日の信濃毎日新聞にも掲載されておりましたが、その記事を皆さんもご覧いただいていると思いますけれども、現時点ではそれ以上の説明も対策もないのが現状でございます。

このたびの病院の実名公表につきましては、厚労省が地域医療構想の議論を活性化するための手段として行ったものであり、今後開催予定の長野医療圏の地域医療構想調整会議において、国、県の意向を踏まえた議論がされると考えております。しかし、国、県は再編統合に関わる強制力を持っておりませんので、具体的にこの病院に何床減らせというような強制力は全く持っていません。ですので、地方公共団体と病院単位でそれぞれの将来構想を共有する中で、今後の検討を進めていかなければならないということになっております。

これも町長のあいさつにありましたが、どの病院にもどの自治体にも医療をなくすというのは大変難しい決断になるということもございますので、地域医療、それから住民の安心安全を守るという自治体病院の使命がありますので、それをこれまで以上に守るため、一層丁寧な議

論を求められるということになります。

最新の情報としましては、2020 年 9 月までに検討結果を国、県に報告するという期限が設けられておりますが、それは拙速すぎるという全国からの意見がございまして、その期限を若干延長するということを、今、検討しているという情報が入ってきております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 地域医療ということで、町の住民だけでなく周辺の市町村からも多くの通院、入院患者がおられます。

11 月 2 日の信濃毎日新聞に台風 19 号被害に関連して、長野市豊野町の特養老人ホームから飯綱病院に身を寄せた高齢者の記事がありました。受入先が見つかるまでは入院してもらおうという飯綱病院のコメントも紹介されていました。さまざまな形で地域連携の一つとして、しっかり頑張っていらっしゃると感じております。

飯綱病院の広報誌、「いいづな病院NEWS」2019 年 7 月号に、伊藤院長あいさつが掲載されています。内容は、「これまで泌尿器科の開設、受入可能な緊急患者さんの収容、職員の増員など医療面の充実を図ったこと、必要経費は無駄な出費をしないなどの徹底で収支が改善され、22 年ぶりに黒字決算の見込みとなったことと併せて、改めて町立病院としての地域医療、福祉を責任持って担うという原点に返り業務を進めることを職員の目標に掲げているということ、具体的にはさらに診療体制を充実させる目的で内科医師、看護師など 7 人の職員を採用したとあります。

そして、少子高齢化の中での社会保障費の増加、地域医療構想での医療機関の統廃合や連携の強化・推進、さらに働き方改革での労働時間の制限など、病院運営は今後も困難が予想されるが、その中で飯綱病院の存在意義をしっかりと受け止め、職員一同心を一つにして地域医療を守っていく所存です」と、まさに今回、厚生労働省が問題とした事柄を先んじて検討している姿が表れていると思います。今後の飯綱病院にさらに期待している次第です。

最後に、町長から何かありましたらお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

○町長（峯村勝盛） ありがとうございます。今の事務長の答弁に尽きるわけでございますけれども、平成28年、29年、30年の3年間で、トータルでは300万円ぐらいの赤字です。それは、最初の28年、29年で2,600～2,700万円ぐらい、昨年30年度で2,500万円近い黒字を残したということです。

病院現場の伊藤院長を含め非常にやる気になって、地域のための拠点病院として、東福寺先生もしっかりでございます。非常に良い状況になってきているところに今回の発表はいささか歓迎できるものではございませんでしたけれども、先月の30日にドクターとじっくり話をする機会がございました。その際にも、とにかく行政と病院の現場がこれほどにうまくいっている病院も珍しいとドクターは言われているということでした。そういう意味でも、私ども行政の立場としても病院をしっかりバックアップするような体制で、とにかく住民の皆さんの最高の安心安全というものをとお守りしていきたいと思っています。

○11番（樋口功） 以上で質問を終わります。

○議長（大川憲明） 樋口議員、ご苦労さまでした。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時5分でお願いします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時 5分

---

◇ 中 島 和 子

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号3番、中島和子議員を指名いたします。中島和子議員。

〔3番 中島和子 登壇〕

○3番（中島和子） 議席番号3番、中島和子です。通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、台風19号関係の質問が多くなると思われます。内容が重なる質問もあるかと思いま

すが、少し細かいことについて質問させていただきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

今回、大きな爪痕を残した台風 19 号は、東日本で広域にわたり甚大な被害をもたらしました。多くの人はこれほどひどくなるとは思わず、まさか自分の家が被災するとは考えてもいなかったようです。

長野県では、大雨特別警報の最大レベル 5 が出たのは初めてのことです。千曲川流域では、10 月ひと月での平均雨量の 2 倍が 1 日で降るという想定外の雨量でした。今後も地球温暖化の影響で、今回のような大規模の災害が各地で増えるとされています。

先日、台風 19 号関係についての町のデータが示されました。飯綱町では、近隣市町村に比べたら大きな災害も少なく、りんごの落下などの農作物の被害や住宅の一部損壊は 4 件と発表されました。

先ほどもありましたが、私の地区では停電がありまして、二晩、暗く寒い夜を過ごし、電気のありがたさを実感いたしました。しかし、被災された地域に比べると、これくらいは我慢のうちにも入らないと思っております。全く停電しなかった地区もある中、無線等による町内間の情報がもう少し共有されていたら、もっと助け合うことができたのという声もありました。

今回、河川の堤防の決壊が多かった災害の後、改めて飯綱町ハザードマップを開いてみました。これは、平成 22 年の 4 月作成のものです。鳥居川周辺のマップでは、鳥居川沿いに庁舎も含め、小玉地区から牟礼駅まで広範囲で浸水想定区域が 50 センチ未満となっています。

今回、提示されたデータによりますと、鳥居川の氾濫水域が 2.8 メートルに対し、ハザードマップでは 2.22 メートルとなっているのですが、今回は最高到達水位が 2.33 メートルとなり、危険が迫ったこととなります。上流からの水量が多くなかったということで氾濫は免れたと思われますが、雨量によっては多くの家屋が浸水の被害を受けます。

長野市では、国交省からの氾濫、決壊の発表がなかったり、発表が遅れたりした地域もあり、また、想定区域外に浸水したという情報もありました。

そこで気になるのが進行中の庁舎建設です。万が一、浸水想定を超えるような事態が起きた

場合に備え、それに対応できる建設段階等での対策がされているのかお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これから入札と言いますか、12 月から 1 月にかけてそういう準備に入り、来年の今頃には大体の形ができてくるのではないかと予定をして取り組んでおりますけれども、議員が心配の役場庁舎本体が浸水ということにならないように、できるだけ配慮をした設計をしているつもりでございます。

現在、しゅんせつ、いわゆるたまった土砂を取り除き、飯綱福祉センターは取り壊して駐車場等々に形を変えていきますけれども、全く心配はございませんという答弁はできませんが、心配はないと承知をしております。

ただ、最悪の場合には、町民会館に同じ機能を持つ災害対策本部を設置するべく、電気設備や無線などを併せて整備をしているところでございます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3 番（中島和子） ハザードマップの見直しも急がれると思います。被災する可能性がある避難所、第一、第二避難所がその中に指定されている箇所もあります。現在の福祉センター、それから新設される多世代交流センター、斑尾川周辺の芋川防災センター等があります。浸水想定区域の避難所への対策が必要と思われます。

今回の災害では、日頃の住民への周知や訓練でスムーズに避難ができた地域もありました。まずは身を守ることが大切です。住民への周知をどのようにされますか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほど樋口議員からもございましたけれども、いわゆる住民に周知徹底、そして周知しただけでは本来の効果を出さないの、訓練等を通じて実際の行動の中で体に身につけていくことがあいまって対応をしていけると我想います。

ただ、災害は先ほどから申し上げておりますけれども、決して行政の責任を逃れるわけでは

ございせんが、今年、国の会議等々へ行ってみても、内閣府は「まずはご自分で逃げただくのが本音です」ということを言い始めております。いくらこちらで避難と言っても、かなりの人が避難をしないという現実が今までの災害の現実として非常に多く見られる。そういう意味でも、もう一回、行政は行政として本当にもっと周知の徹底をしていく必要があるのですが、それを受ける住民の皆さんもどういう行動をとっさの危ないときに先を見込んで行動を起こすか。こういうことが極めて大事だと思っていますから、避難する場所、そして避難方法等も含めて、周知徹底をして訓練していきたいと思います。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 次に、近隣被災地への応援体制についてお聞きいたします。災害後の被災地の状況は大変なものでした。私が所属している飯綱町奉仕団は社協の管轄になりますが、奉仕団の炊き出し活動が始まるものと思っておりました。しかし、被災地域への炊き出しは飽和状態で、長野市からの受入要請がなく、活動が進められていないことに歯がゆい思いをしておりました。

ところが、実際は各地で不自由している方が多く、支援が行き届かず、実態が把握されていないことも明らかになりました。地域の奉仕団としての普段の訓練を生かすべく方法はないものかと考えておりました。

そんな中、若い人たちはSNSを通してすぐに支援物資を集めたり、炊き出しの災害ボランティアをしたりしていました。その情報発信の速さには感心いたしました。しかし、今回はいくつかのグループが各所でそれぞれの動きをしていて、一部の方から声を掛けていただきましたが、若者と我々との動きのギャップもあり、うまく調整が取れませんでした。

何かしなければという思いは皆同じである中、これらの活動をどこかで把握して窓口となれば、SNSを通した若者のスピーディーな動きと炊き出しなどのノウハウを持った経験者との連携で、もっとスムーズに的確な支援ができると考えます。

緊急時ですが、早急な支援のためにも時代に合った体制づくりのマニュアル作成を今後の課題として取り上げていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 情報の伝達または情報の共有をすとか、そういう点ではＩＴ、ＳＮＳ等々の電子機器的なものを使う時代になってきているのだろうと、これは非常に感じます。それをマニュアル的にどういうふうに整理をすればいいのかというのは、私もそういうものについてはあまり知識が深くなく、今後の大きな検討材料にしていきたいと思っております。

情報の収集等々につきましても、先ほど申しましたとおり、普光寺なら普光寺、どこかの用水がオーバーフローしているということが役場に情報として集まってくるというシステム、そういうものをどう整理して災害時に対応していけばいいのか、本当に大事だと思います。

ただ、今回も長野市さんの関係については、そういう歯がゆい思いということもあったかもしれませんが、実は飯綱町にボランティアのサテライトをつくったのは、こちらから提案させてもらったわけでございます。長野市の南運動公園の受付に行って、そこから穂保や豊野町に出掛けてくるのでは、極端な話、半日終わってしまうのではないかと。そういうことだったら、災害地の現地に近い飯綱町にサテライトを設置する、これを市に協議をさせてもらって、社協が中心に動いてもらったのですけれども、そういう意味では行政間の中で早急な連絡、協調をしていくことは、それぞれの決裁の縦社会から、いざというときには町長、市長の代わりに決裁をしてやっていこうという対応も一つ研究する必要があると感じました。ご意見は尊重していきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○３番（中島和子） 次に、昨年の６月議会でもお聞きしたのですが、町が保有している備蓄品は、アルファ米、飲料水、毛布、肌着等だそうです。もし、ライフラインが途絶えたとき、断水した一般家庭や避難所で一番困ることはトイレが使えなくなることです。避難所のトイレは汚れていて、利用回数を減らすために水分を控えることから体調を崩す方が多いと聞きます。

国の防災基本計画における災害用トイレの位置づけとして、携帯トイレが生活必需品として位置づけられています。最低３日間、できれば１週間の備蓄が必要とされ、ホームセンターで

も購入ができ、使用も簡単なことから各家庭での備品としての携帯トイレの備えを推奨することと、また町の備蓄に加えることも必要であると思われます。

そして、自治体での防災計画における災害等での位置づけとしては、避難所での仮設トイレやマンホールトイレの設置があります。マンホールトイレは、組み立てにも時間がかからず、段差がなく使用しやすく、いち早い対応ができます。プライベート保護の面から考えても設置が望まれます。

補助制度がありまして、チェックしてみますと文部科学省の事業では、防災機能等強化緊急特別推進事業、国交省事業でも下水道総合地震対策事業、社会資本整備総合交付金における防災・安全交付金事業の効果促進事業、これらマンホールトイレの設置への補助がございます。

一番早くスムーズに対応できるのはマンホールトイレだと思われますが、町に備えがあるかどうかは分かりませんが、以上、災害時のトイレの対応についてお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、携帯トイレを各戸に整備するのに支援など助成したらどうか。確かにそれも一つの支援だと思います。ただ、各戸に携帯トイレを支援するとどのぐらい予算的に必要なのか。やるとすれば、全戸に補助していくことが筋だと思いますもので、そこら辺は予算の上でも検討させていただきたいと思います。

マンホールトイレについては、どうもお聞きをしますとマンホールの上にトイレを設置するというよりも、マンホールの本管が走っている近くにトイレをつくって、そしてそのマンホールへ流し出す。マンホールトイレで必要なのは、そういう適地と水でございます。水が確保できないとうまく流れない。それは今朝のNHKの放送でも、被災者の方のお一人が「なかなか流れなかった」そのようなことをおっしゃっておいりましたけれども、そこら辺を踏まえてマンホールトイレも検討していかなければならない事項だと思いますが、技術的な詳しいことは課長から申し上げます。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） ただいまのマンホールトイレについてですが、くみ取りを要しないことから長期にわたる避難所でのトイレの需要に対応ができ、都心部の施設では先ほど議員からありましたとおり、補助事業を導入して普及しつつあるようでございます。

ただし、下水道の管路は自然流下で処理をしておりますので、汚物を流下させるにはある程度の管路勾配と流下させるための流水が必要となります。避難場所としている下水道施設の状況にもよりますが、設置するとなれば既設管路の改造、水槽等の貯水施設の設置、それから専用トイレ等の購入が必要になると思われます。

近年の広域的で大規模な災害が頻繁に起き得る状況では、まず町の避難所としている施設に設置が可能であるか施設等の現状を調査し、関係する各課と検討させていただきたいと考えております。

なお、町の避難所運営マニュアルでは、生活水の確保でトイレはプール、河川の水が最適な使用方法とあることから、ネックとなる流水に必要な水の貯水施設をプールとすれば、避難場所である三水B&G海洋センターは収容人数が避難所の中でも580人と多いことから、設置箇所等を検討する上で有効な施設であると考えます。以上です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 携帯トイレは私も購入してみましたが少しお高いです。けれども使いやすいですし、各戸に備品としてそれを勧めるような行政の周知をお願いできればと思っております。

続けます。隣の豊野町でも災害を免れた西と東の小学校が避難所として開設されました。学校は、子どもたちが行きやすい場所として避難所には適していると思われますが、多くの方が避難所で窮屈な生活を強いられたようです。

町でも2つの小学校が第二避難所となっていますが、開設する場合の具体的なシミュレーションが必要になります。今回は、2カ所の施設に避難された方がいらっしゃいましたが、もっと人数が増えた場合に、プライベートを保護する仕切り等避難所内の想定や実際の配置を日頃

から多くの町民が学ぶ機会が必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 今回、2カ所で設置されたのですが、普段からのシミュレーションにつきましては、保健福祉課職員が9月の防災訓練に併せてマニュアルの読み合わせをしております。また、台風情報とか、その状況によって事前に情報がつかめる状態になったときには、もう一度、繰り返しマニュアルの読み合わせをします。

現地の設営につきましても、防災訓練に併せて過去に4地区ほど、町民会館であるとか小学校であるとか、避難訓練と避難所設置訓練をやっております。現在、防災訓練に併せてやっていただける自治会は今のところないのですが、そういう形の中である程度の人数を交えた実地に向けた訓練も過去にはやっておりまして、今後そういう動きをしながら体育館での設営を考えていきたいと思っております。また、乳児など避難されたときには小部屋の確保なども今後の課題であります。

今回、初めて動物を連れて来られたというペットの関係もございまして、そういうときのシミュレーションというものと、必要な用具、段ボールベッドなど、今回の長野市もそうですが、プライベートに配慮した用具の確保も費用的なものもありますが、防災担当と相談しながら考えていかなければいけないと感じております。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 気掛かりなものは要支援者の避難についてですが、先ほども支え合いマップの話が出ておりました。47地区でマップが作成されているということで要支援者は網羅されているということですが、地域においては個人情報ということで住民への具体的な周知がされていません。本人の許可があれば公表は可能と聞いていますが、なかなか難しい面がございます。

住民主導でと先ほど言われましたが、何かスムーズに運ぶような、要支援者を避難所へ送るような対応を考えるのですが、個人情報の面でなかなか難しいということで、それに対する対

応みたいなのはございますでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 詳しくは課長から申し上げますけれども、私は、事前に準備ができるような災害については、一定のシステムとして動いて救出なり、施設へ運ぶなりできると思っております。

災害の種類によりますけれども、平成 19 年の 7 月、震度 6 強の地震がございました。あのときは、それでも飯綱町は大きな家屋の倒壊等々がなかったり、被害を受けた人家が割合と少なかったりという中で対応ができたのですけれども、本当に心配をしているような震度 6 強のすごい地震が何回か押し寄せて、混乱の世界になった場合に自分で逃げていくことが精いっぱい、どうやって要支援者を対応すればいいのか。

残念ながら、これは個々の人もしっかり考えていただきたい。正直、今の行政はそこまでサービスができない時代になってきているのです。ともかく 2 日間は逃げてほしい。大地震の場合、そういう対応を日頃から住民の皆さんも認識していただきたい。

要支援者を避難所に連れていくのは、避難所よりも病院横の昔の飯綱病院、あそこを要支援者の避難施設として私どもは指定させていただいております。そういうことも、もっと周知してほしいということになれば、事前にもっとそういう意味での周知を行いたいと思っております。

私は、災害が起こるたびに前回のものが教訓としてもものすごく良かったと、被害を最小限に抑えることができた、これは極めてまれなことで、そのたび災害の起こる時間帯、季節によって一定の大混乱が起きるだろうということは承知をした上で申し上げておりますけれども、ただ、議員がおっしゃるとおり、日頃の中でそういうものは心掛けてやっていかなければならないだろうとは強く感じております。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3 番（中島和子） 防災意識日本一の町を目指すとしている下諏訪町ですが、既に申し上げま

した対応のほかに防災士の育成にも力を入れています。

防災士とは、自助・共助・協働を原則に、十分な意識と一定の知識・技術を習得し、防災力を高める活動が期待されている日本防災士機構が認証する民間資格です。民間の防災リーダーを養成するためのものです。2日間の研修を経て資格習得ができ、2019年5月には17万4,423人が登録されています。研修を受ける人は、企業、団体、自治体の防災担当者や危機管理者、消防団員、消防署職員、自衛隊員、警察官などがいます。

防災士の災害発生時の対応は、避難所の開設に加わるなど、行政や民間組織などの指示に従い、住民と協力しながら知識や技能を生かして避難誘導、初期消火、救出救助などを行うことができます。もし、地域の自主防災組織の中に防災士がいたらリーダー的な役割をしてくれるのではないかと期待されます。

下諏訪町では、防災士資格取得のための講習費用として、経費約6万円の半額、3万円を町で負担しているそうです。ちなみに、下諏訪町では資格保持者の女性が「防災ネットワークしもすわ」の会長として、女性の視点を十分に生かして大活躍されています。

町では、こうした防災士の養成についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今日、防災士という言葉聞いて、初めてそういう人がいらっしゃるのかと勉強させていただきましたけれども、いわゆる自助・公助の中で防災意識のPR、普及、そして、いざ災害の場合には実質的な災害活動に民間ではありますけれども中心的な役割で参画をするという話になりますと、消防団員と似ていると私は思いました。

今、私どもは四百八十何名の消防団員を抱えてございますけれども、団員を前にしたときは、いざというときには町長としては消防団が頼りなので、まさか隣の郵便局や農協にお勤めの皆さんのところへ町長が命令であちらに行ってほしいとか、こうしてほしいなどということは言えない。だから、消防団はものすごく重要なのだという話を申し上げておりますけれども、そういう面では、飯綱町としてはもっと消防団の活動の支援、またそれぞれの能力を高める、高

揚に当面努力をしていきたい。

そして、議員の質問の中で感じたことは、わりあいと消防団員が行きづらいと言いますか、地域としても区長さんや組長さんが行きづらいのは、企業の中で、例えばニチアスさんなど、そういうところに防災意識の高揚で話をしたいとか、いざ災害が起きたときにはその会社へ行って先導的に動きたい。これは、なぜあなたがここへ入ってくるのですかなどという話にもなりそうなので、会社の内部に是非、防災士という人たちを育成してもらうのが非常に良いかと思っています。

下諏訪などは非常に工場とか企業が多いから、恐らく企業に1人、2人、3人という防災士さんがいらっしゃれば、私は企業内の防災、従業員の安全確保という意味で大きな働きをしてくれるのではないかと感じました。せっかく良い先進事例もお聞きしましたので、これは消防委員会等々でも少し研究をしてみたいと思います。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 次に行きます。水害により壊れた家財や生活用品、農機具等、公園に山積みになりました。以前の生活に戻すには大変な資金と長い時間、そしてメンタルヘルスが必要になります。約2カ月近くも経つ現在も災害廃棄物の処分が大きな課題の一つとして残りました。ながの環境エネルギーセンター等の焼却処理施設は満杯の状態で、他県への依頼をしているようです。

そして、今年3月、完全に稼働をストップした北部衛生クリーンセンターですが、非常事態の対応として受入れができないものかと思っておりましたが、修繕には多くの費用と時間を要するということで、先日の北部衛生施設組合議会ではリスタートは断念するということになりました。その詳細をお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えいたします。今の北部衛生施設組合に、長野市からこのたびの災害廃棄物の可燃処理のため、可燃施設の再稼働について照会がございました。現地を長

野市の職員が状況を確認してございます。ただ、長野広域連合可燃施設への移行に伴いまして、北部衛生施設組合では従来から大規模な修繕工事を行ってこなかったという状況がございます。

現在、取り壊しに向けて事務が進められている段階ですが、この状況から再稼働するためには高額な修繕の費用と工事に相当な期間がかかることを長野市の職員も確認をしていました。

11月に入ってから、長野市から北部衛生施設組合の施設は今回使わないというご連絡がございまして、実質的には再稼働はしないという方向で決定をしております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 災害ごみの受入れはできませんが、お隣の地域が受けた甚大な災害に対して、町長はごあいさつでも今後いろいろな要望が予想されるができるだけ協力したいとおっしゃいました。

例えば、空き家を利用した住宅の紹介やりんご栽培者の受入れ等も考えられますが、どのような支援をお考えでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 引っ越しをしてくるまではいなくても、一時的な住宅の供給とか果樹園などについては、この際、飯綱町で果樹栽培ができるところがあるのであればという声はお聞きいたしました。しかし、それを具体的に今の状況の中で積極的に動く予定はございません。一定の時間を経過した中で、そういう人たちの希望を受け入れていくようなことは大いに考えたい。

もう1点、職員を長野市役所に派遣して災害関係の事務をやるという点については、来年4月から1年間派遣をする予定にしております。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 今回の自然災害を受けて、一人ひとりがもう一度日頃の防災への意識を直す必要性を強く感じました。

次の質問にまいります。地域おこし協力隊員についてです。この制度が始まって10年が経過

し、現在は 1,000 以上の市町村が受け入れていて、隊員数は 5,000 人になるそうです。また、隊員の約 6 割が任期終了後も定住し、その 3 割が同じ地域で起業しているということです。長野県の任期終了者の動向も、活動地域内に定住が 65.6 パーセント、起業が 34.36 パーセントと平均的な数字になっています。

町の状況は、定住や起業には至っていないように思われます。協力隊員の任務とは、人口減少や高齢化が進む地方で、人材確保や地域の活性化を目的として、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR、観光資源の掘り起こし、情報発信等とお聞きしております。

町でも現在 7 名の地域おこし協力隊員を迎えて地域活性化への取組をされています。中には、伝統復活の担い手として活動している隊員さん、町に骨を埋める覚悟とブログに書かれています。また、ほかの女性もずっと飯綱町に住みたいと話していらっしゃいます。

しかし、町民の皆さんからは、地域おこし協力隊員は実際にどんな活動をしているのか。また、どんな方がみえているのかは知らない。そんな言葉が聞かれています。彼らを町として誠意を持って迎え入れるには隊員と町民の関わりが大切です。その活動における背景や物語を語れるような地域密着型の活動をしていただきたいと思います。町の暮らしを感じてもらうこと、そのためには住民からも寄り添いたいと考えております。

「いいいいいいづな」で隊員紹介の発信をされていますが、見る人は限られます。その発信と同時に広報等の特集を設け、隊員のプロフィールをはじめ、地域おこし協力隊員の位置づけを明確に行政側の自治再生への相当な覚悟と隊員の強いモチベーションが提示されれば、多くの町民に伝わると考えます。町民に知っていただくことが最初のサポートであると思いますが、対応はお考えでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。まず、どんな人が地域おこし協力隊として来ているかという点についてでございますが、広報紙において着任時に必ずお名前ですとか、担当する業務、コメントなどの紹介をさせていただいているところでございます。

また、実際の活動が見えてこないという点もご指摘をいただいておりますけれども、おおむ

ね各隊員、1年に1回程度は広報紙で活動報告や取り組んでいる事業、例えば今月号でも福田隊員を中心に行いましたスイーツコンクールですとか、りんご工藝社の記事、こういったものを載せていますけれども、このように紹介をさせていただいているところです。また、黄色い冊子になりますが「IIZUNA 100 PROFESSIONAL PEOPLE」の中でも、二人の紹介をさせていただいたり、今、お話しのありましたウェブマガジン「いいいいいいづな」の記事の中でも、実際の活動を紹介したりしているところでございます。

付け加えさせていただきますと、昨年、収録されました長野朝日放送の「ふるさとCM大賞NAGANO」の中でも、地域おこし協力隊の作品が特別賞をいただきまして、その隊員は何度もCMにも登場をしてまいりました。ご覧になった方は多いと思いますけれども、登場した人物が地域おこし協力隊員であることを知っていた方は、残念ながら少なかったかもしれません。

このように実際にはいろいろな活動をしていても、紹介する広報の仕方があまりうまくできていない面もあるかもしれません。この辺につきましては、今後の課題であると思っております。

身近な存在として町民への紹介ということでは、今、申し上げたとおり広報紙でも紹介をしてきているところでございますけれども、地域おこし協力隊はそれぞれ決められた目的を持って採用しまして、いわゆるミッション型という形で来ていただいております。その業務に専念をして活動してもらっていることもありまして、それぞれ関係者の住民の皆さんとはよくお会いする機会があるとは思っているのですけれども、その範囲は限られてしまっていると思っております。

そのような中、昨年度はZQ（ずく）を地域おこし協力隊の活動拠点と位置づけまして、隊員が常駐する中でいろいろな活動、取組も行ってきております。ZQは、町内外への情報発信の強化、また気軽な交流の場づくり、こういったことを目的として設置している施設でございますので、多くの方に立ち寄っていただき、地域おこし協力隊の認知度を高めることができたと感じているところでございます。

また、本年3月に行われました「いいづな事業チャレンジ×みんなの夢AWARD in 飯綱」でございますけれども、この中では女性の眞鍋隊員が多くの町民等の皆さんの前で事業発表を行いまして、地域おこし協力隊の活動を多くの皆さんに知ってもらえる良い機会になったと思っております。

今後も、例えば町民講座を毎年開催しておりますけれども、こういうイベントの前に少し報告の時間をいただくなどの工夫をする中で、発表会形式と言いますか、そのように紹介、活動内容等を町民の皆さんにお伝えする機会の創設をしたいと思います。

また、地域おこし協力隊も増えてまいりました。先ほど7名というお話しがありましたけれども、実際には1名が集落支援という形で移られておりますので、6名の方がおりますけれども、そういう形で増えてまいりましたので広報紙への掲載の頻度を増やすとか、先ほども申し上げました「いいいいいいづな」、こういったウェブを活用した取組の充実をさらに検討してまいりたいと思っております。

長くなりますが、現在、アパートや別荘地で暮らす隊員も多い状況ですけれども、集落の中で暮らしていただく、地域に溶け込んでもらうことも大切だと考えております。隊員の皆さんと懇談を持ちながら、こういったことも対応してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 総務省で隊員制度の拡充として任期を終了した元隊員のネットワークづくりをし、隊員の受入れのサポート体制の充実を図っております。ほかに隊員の活動通信の発行や活動発表会をしている地区もあるということです。

町が受け入れている隊員の皆さんのサポートやコーディネートは、どのように誰がされているのか。活動費の使い方がよく分からなかったといった方もいらっしゃるようです。事前の限られた情報で準備をされてこられても、その地域の風習や方針には違いがございます。すぐにはなじめないこともあると思われます。

現在は、地域振興係が対応されていると思われますが、専門に細かなコンシェルジュをできる担当職員、あるいは一緒に行動できる人材が必要ではないかと思われますが、その辺はいか

がでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、隊員が6名と集落支援で1名、7名に来ていただいているのですけれども、確かにご指摘のとおり、全く不慣れな場所に移動されてきて戸惑うことも多かったと思います。何とかコーディネーターみたいな人がそれ専用確保できればいいのですけれども、正直、来年から会計年度職員等々の手当が出るなどという世界で、1億円ほど余計に人件費がかかる見通しでございます。

そのような中で、何とか兼務と言いますか、それぞれその事業で動いてもらっているところの所属課で、いろいろな意味での相談相手になってもらえればいかと希望しますが、コーディネーター制度を考えるというのは適切にご指摘だと評価いたします。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 総務省では、仮称ではありますが「おためし地域おこし協力隊」の創設をして応募者の拡大を図っているようです。受入自治体に対し、2泊3日以上体験プログラムや旅費などに特別交付税として財源措置を始めています。隊員同士や地域住民との交流会もそのプログラムの範囲であるとされています。導入のお考えはございますでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。今、お話しのありましたお試し制度でございますが、私どもも承知しているところでございます。今、募集をかけても地域おこし協力隊になかなか応募がないという状況でございますので、そういった制度を取り入れる中で地域おこし協力隊の皆さまに来ていただき、さらにその皆さまが当地で起業し定住していただける、そのような施策をしっかりと進めてまいりたいと思います。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 住民と地域おこし協力隊員のベストな関係づくりを期待して、私の質問を終わりにいたします。

○議長（大川憲明） 中島議員、ご苦労さまでした。

これより暫時休憩といたします。11時5分から再開したいと思います。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時 5分

---

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号12番、渡邊千賀雄議員を指名いたします。渡邊千賀雄議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇〕

○12番（渡邊千賀雄） 議席番号12番、渡邊千賀雄です。質問通告により順次質問いたします。

最初に、台風並びに豪雨災害等の対策についてお伺いいたします。

質問に入る前に今回の災害で被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。台風、そして豪雨、豪雪、地震など、自然災害をなくすことは不可能ですが、被害を軽くすることはできると言われております。同じような土地条件や社会環境のところで起こった災害の事例を学び、貴重な教訓として自らの防災に役立てることが非常に重要だと思います。

1つ目には、まず防災方針、また計画対策及び対応だと思います。2つ目には、減災対策及び対応だと思います。3つ目には、発生した被害発生への復旧支援対策及び対応が重要だと考えられます。

今回の台風19号による災害を目の当たりにして痛感することではありますが、百年に一度と言われるこの災害を、想定内の十年に一度ぐらいに置き換えて、この3つの角度から対応すべきだと思いますが見解をお伺いします。できれば1つずつ見解をお伺いしたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。百年に一度という災害を十年に一度に置き換えて対応しろということで、おっしゃるとおりですが、費用的にどのぐらいかかるのか議員もそこから辺をお考えの上で質問をされていると思うわけですが、これは 100 年かかってやったのでは意味がないので、早急な対応ということになれば申し訳ないですが、かなりの事業はストップをさせていただいて、そういう関係に費用をつぎ込んでいくぐらいしないと百年に一度の大災害に対応していくというのは、相当難しいことであると考えております。

その次、今、総論的に申し上げましたけれども、私が申し上げましたのは、もちろん飯綱町の地域防災計画、これはもう何年か毎年に近いほど見直しをしてきておりますけれども、それを見直す中で災害対応をやっているのは、これはもう当たり前のことだにご理解をいただきたい。

そして、今申し上げた減災対策及びその対応については、百年に一度の対応をしていくというのは、非常に費用的にかなりのものが必要になると思います。

3 つ目の被害発生と復旧、これはもう制度的に国でも補助金も含めてかなりの支援がございますから、これは災害を受けた種類によって、あとはいかに適切な迅速な対応ができるかということですが、私は今回の質問いただいている中では、2 つ目の減災対策及びその対応が大事なことだと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 百年に一度と言われる防災を十年に一度、非常に頻繁に起こるということをお願いわけです。

それで、費用的なこととも言われますが、これはまずそういう意識を持つ防災方針と計画をしっかり立てることが大事だと思います。常にやはり災害が起こる可能性がある、これは次に触れますけれども、そういう下でいかにその防災方針計画を立て、今、町長も言われましたように減災対策、これは確かに費用もかかりますし日数もかかりますが、そしてまた復旧支援もそうです。

でも、百年に一度と言われるような大災害が常に起こるようなことが、今の気象条件の中で

は考えられるということ、この防災方針計画の中に位置づけながら対応してもらうことが大事ではないかと思うわけであります。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それは当然のことで、地域防災計画をご覧になっておりますか。そこで、そういう計画を立てているわけです。何も計画がなくてやっているということを書いてもらっては、住民の皆さんが心配になりませんか。是非、地域防災計画をしっかりと読んでもらって、それにどう町が対応しているか、そのように具体的にお願いします。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 次に具体的な質問に入っていきます。

今、温暖化現象に伴う異常気象による自然災害は、より頻繁に、より致命的に、そしてより壊滅的となり、今後の災害対策や避難体制をどう構築していくか、また各地域でコミュニティづくりと併せて必要な防災訓練施策を見出していくことが重要とされています。

その次に、ハザードマップの練り上げの有効活用、そして実践的防災訓練が重要だと思うわけですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ハザードマップは極めて大事なことだと思っております。中島議員からのご指摘がございましたけれども、1つは土砂災害ハザードマップ。これは、平成 22 年に作成して全戸に配付をさせていただきました。そして、平成 29 年に一部を改正、そして平成 30 年に全戸配付をさせていただいております。

また、地震ハザードマップ。これも平成 26 年に作成して、全戸に配付をさせていただいております。あと、各区や各組ごとの土砂災害ハザードマップ。これを盛り込んだ防災マップ、これも平成 28 年に作成して、それには消火栓や防火水槽の位置など、そういうものが記載されております。

そして、最後が住民支え合いマップ。これは社会福祉協議会を中心に作成して、大きく言えば4つのマップによって、今、防災計画を立てているとご理解いただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 有効活用と実践的防災訓練についての見解を。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確かに今までの防災訓練のあり方、やはり訓練のための訓練はもうやめよう。しっかり特定の目的を持った防災訓練をしよう。具体的に申し上げますと、鳥居川で一番氾濫が予想されるのはJ Aさんの事務所の辺りとか、または役場を通り越した辺りとか、そこから辺が一般的に考えられる地域ですが、そういう地域の皆さんの防災訓練については、今年は浸水をしそうだというときにどうすればという訓練をするとか、それぞれの地域によって、斑尾川も田中の辺りはもしかするとという場所だと思います。そういう場所と河川の特性を生かした訓練を実施していきたいと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 実践的防災訓練、これは先ほどの同僚議員も指摘していましたが、今、町長も言われたようにハザードマップを練り上げながら、それに見合った防災訓練を実践的にやってもらうということを町長も強調しておりましたので、今後の中でそういう方向で是非防災意識を高めると同時に防災実践的な訓練もやっていただきたいと思うわけであります。

次に、さらに具体的にお聞きしたいわけですが、当町を含めて近隣市町村の被害状況をしっかりと検証し、今後の防災対策に教訓として生かすべきだと思いますが、それについて具体的に伺います。

1 点目に、災害発生状況、そして情報をいち早く知らせることについて、どのようにお考えか伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、災害状況、またその発生が予想されるような情報については、今、町自体は防災無線でお知らせをするのが最大の情報手段としてやってございます。しかし、今回の雨に関して情報を流す点については、やはり報道関係のテレビが中心になるかと思いますが、けれども、そこら辺の情報の速さというものはすごいもので、そういうものに頼ってはいけないとは思っておりますけれども、地域は地域としての細かな情報を伝達していかななくてはならないと思っております。

ただ、本当にものすごい災害がどんどんと広がっているという情報については、関係の地域には周知徹底をしていきたいわけですが、あまり心配のない地域等々においての情報の伝達については、やはり少し広範囲の中では考えていく必要もあるのかと思いますが、とっさの対応でございまして、情報として流してよろしいと判断できるものは精いっぱい迅速に情報を出していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 住民の皆さんは不安がつきまとうわけです。発生状況、それから情報については早く知りたい。ですから、やはり個々の町民のものになるような伝達情報を知らせることが大事だと思うわけです。

ですから、防災無線や広報車、また人的なつながりを生かして知らせていくことも含めて、やはり個々の町民の皆さんが的確に今の災害発生状況、情報をつかんで対応するような、その精神面での対応と言いますか、その辺をしっかりと伝えていくことが重要だと思います。

ですから、社協との連携も必要であろうし、災害発生の上に、特に町民個人個人が情報を共有できるような体制をつくっていくべきだと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今回の情報の提供という関係については、東高原区等々の一部ですが、停電も長く、停電というものについての情報というのは、防災無線は幸い停電しても電池が入っていますので、一定の期間は聞こえるというシステムになっております。

広報車ということも今お聞きして、その対応を今回はしておらなかったわけでございますけれども、広報車というのも初歩的な伝達方法ではございますが、必要なことかと感じました。これからも鋭意努めていきたいと、それが一番、住民の皆さんの安心につながると思っております。

ただ、少し努力したのは認めていただきたいわけですが、中部電力からの停電についての情報提供というのは非常に乏しく、明日中にはとか、2、3日中にはとか、そういうのが精いっぱい表現で、何とか2日の午前中には通電をしたいなど、なるべく細かな情報を聞くように指示しました。そして、住民の皆さんにお伝えしていこうではないかと思っていました。このような努力はしたわけですが、やはり情報の発信元で正確な情報がこちらに来なかったというのも、私はこれからの取組として努力していきたいと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 次に、今、町長が触れられましたように停電情報です。これが、今回の被災に遭われた皆さんの中でも非常に不安に思った材料の一つです。

ですから、不安をなくすという点では、いつになったら復旧、どの地域が停電になっている。被災者の皆さんを孤立させないで、やはり情報で明るくしてやる。非常に停電というのは、携帯電話や固定電話、クーラー、オール電化の食事、それから風呂、冷蔵庫など、そういう避難所の電気設備等に影響するわけです。これに伴いながら、発電機の配置、それから設置なども求められることだと思うわけです。

今の社会生活の中で、停電というのはやはり大きな被害です。私も今回、停電になりながらいつ復旧できるのか、いつになったら明るくなるのかということが、非常に不安な材料の一つです。

ですから、そういう点で停電情報をしっかり流してもらうことが今回の教訓だと思うわけです。先ほど触れられましたが、その辺についてもお願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 防災の関係については総務課で対応してきました。私も議員がおっしゃるとおりに停電がいつ解消されるのか、それが最大の情報としてみんなが待っていると思い、再三、中電にもっと詳細を聞いてほしいと要請をしてきたところでございます。

話が若干ずれますが、長野気象台の所長から私に、12日の8時40分に携帯へ電話がございました。8時45分に特別警戒の指令を出すという情報が入って、すぐ8時45分に警戒本部を立ち上げました。そして、もろもろの関係でスタッフ2、3人と一緒にごあいさつにおみえになりましたけれども、あのドタバタしている最中に「もっと気象情報でこのようなことを聞きたいと言えば対応していただけるのですか」と、こんな質問をさせていただきました。「私も担当の1人として、いつでも電話をかけてきてください」と、こういうお返事でした。非常に心強い返事をいただいたわけです。

中電についても、送電とか売電とかいろいろと今は分かれておりますけれども、情報の提供について、私は中部電力にも一層の要求、要望をしていきたいと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 次に、避難所の開設を臨機応変に対応するということでお聞きしたいわけですが、ハザードマップ等にもありますが、避難所の対応ですが、これは被害状況によっては一時避難所も使えなくなるような状況にもなるわけです。ですから、臨機応変とはそういうことですが、その辺も想定して避難所の開設を臨機応変にしっかりやってもらいたいということです。

このことは今回の大きく発生した被災地でも言えることですが、その際、医療班チームの派遣、それからマスクや消毒液の配布、仮設トイレの設置、それから段ボールベッドの配布、設置、それから非常食、毛布、洗濯機、それから乾燥機等の配慮も非常に今回の避難所で求められた内容であります。

そして、災害廃棄物の集積場所の対策ということが、非常に避難所の開設と合わせて臨機応変にやってもらうことが重要ではないかと思うわけですが、この辺の近隣の状況に合わせてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、議員が希望的に申されたというか、こういうものは揃えるべきだというその辺の備品等々については、かなり想定をしていない品物もございました。

私どもでは、非常食や日赤、社協を通じた毛布などがあるわけですが、最初からそういうものを全部一斉に整備して、「さあ、避難所へ来てくれ」というのと、やはり2日、3日はご苦労いただくかもしれませんけれども、その最低限度の避難をしていただく環境を整えて、それが長期にわたるといった場合にもろもろの対応が必要になってくるのではないかと思います。

しかし、臨機応変は確におっしゃるとおりで、本当はそういう状況にならないのを一番望みますけれども、逆の意味で言えば災害の種類によって臨機応変な対応をさせていただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 避難所設置は2カ所で行ったわけですが、毛布、水、食事、最低の準備をさせていただいて行いました。ただ、洗濯機や乾燥機など、長期にわたるのかというところの判断はその段階ではできませんので、そういう今後の対応については、日を迫うごとに必要な物品等を準備していきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、こまごま申し上げましたけれども、これは今回の被災地での避難所のいろいろ緊急に必要な内容だったわけです。ですから、私もいろいろ聞く中で、こういったことも考えられるべきではないかということで取り上げていますので、是非そういう対応をしてもらいたいと思います。

次に、先ほども触れましたけれども、倒木被害の状況を把握し、その解決策をしっかりと対応するということですが、この倒木被害が今回、電線や電話線に障がいとなって道路の通

行止めに遭ったり、それから先ほども出ました停電、また電話の不通など、そういったことも起きたりしている。ですから、倒木被害の状況を把握し、至急に対応することが非常に重要ではないかと思うわけですが、倒木が予想されるところもありますし、本当に被害の状況によって発生することではありますが、この倒木被害の状況の把握についての見解をお伺いします。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。道路の倒木についてですが、今回の台風では町内全域で倒木が確認されました。特に、牟礼地区の東高原別荘地に被害が多く発生しました。

倒木の状況を把握するには、職員の道路パトロールと住民からの情報提供によるところであります。その情報により、道路部の倒木に対しましては早期に伐採し、道路の安全な通行の確保に努めたところであります。また、電力、電話会社にも施設への倒木を確認した際には情報提供をいたしました。

倒木被害については、予防的な伐採は不可能であり、また発生箇所が限定できない面はありますが、今回の状況から有事には地域を特定してパトロール等に当たり、早期の伐採、除去に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは、台風 19 号の別荘地での倒木被害について答弁させていただきます。

別荘地での倒木被害につきましては、別荘所有者からの連絡や別荘管理業務を委託しているオーガニックリゾートの巡視の結果により被害状況を把握しているところでございます。

10 月末現在の状況では、別荘地内で 27 件の倒木被害がございまして、うち 8 件が別荘施設の屋根への倒木、うち 5 件が電線への倒木という状況でございます。電線への倒木につきましては、中部電力に連絡し処理済みでございます。

電線への倒木を除いた倒木の処理につきましては、基本的には個々での対応となりますので、

オーガニックリゾート及び町は隣接地の境界確認によって、倒れた木の所有者を確認した上で、倒木の被害に遭われた方へ連絡しております。

現在でも倒木被害の連絡がきておりますので、今後につきましてもオーガニックリゾートの別荘地内の巡視を通じ、早急な被害状況の把握及び所有者への連絡を進めたいと考えております。

あと、台風による別荘地内の倒木のうち、道路や公有地への倒木など、公益性の高い倒木の処理につきましては、町が業務委託等により対応しているところでございます。その処理事業の財源につきましては、森林環境譲与税を充てていきたいと考えているところでございます。

また、台風 19 号により、根が浮くなどして住宅等に倒木の恐れのある立木の伐採につきましては、支障木伐採補助金交付制度を活用できますので、相談のあった方には制度の紹介をしているところでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 今回の台風 19 号によりまして、飯綱町では倒木による停電がありました。

1,400 戸ほど停電になったわけですが、今後につきましては、中部電力と災害時における相互協力に関する協定というものを結ばせていただきました。そのようなことから中部電力の実施する倒木処理、また保安伐採等について今後協力してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 今の中にもありましたように、日頃、倒木の可能性のある樹木の点検も重要になってくるといったことでもありますので、この辺も含めて対応をお願いしたいと思えます。

次に、河川整備、しゅんせつ、崖崩れ対策の計画的実施についてお伺いしたいと思いますが、今、この河川整備は今回の千曲川も含めて堤防の管理など、そういったことで非常に大きな問題になってきています。

それから、しゅんせつですが、例の千曲川の狭窄部分についても、しゅんせつも大事、そし

てまた堤防の工事も大事だということも言われています。

我々の地域でも、計画的に今、斑尾川もしゅんせつ工事が大々的に始まっています。ですから、豪雨、それから台風の対策とすれば、一応もう町ではつかんでおられる場所がありますが、河川整備のしゅんせつと崖崩れの計画的な対策を是非進めていただきたいと思うわけです。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。河川整備は、町内の一級河川については長野建設事務所の管理となっており、準用河川、普通河川については町の管理であります。

県管理の一級河川の整備については、長野県域河川整備計画等に基づいて、今後とも護岸等の整備、改築が計画的に進められていくことになります。

町では、河川の老朽化した護岸の改修工事を毎年短い延長ではありますが、一体的に進めているところであります。また、議員ご指摘のしゅんせつについては、防災安全交付金総合緊急対策事業で一級河川の斑尾川の芋川地区と鳥居川のこの牟礼庁舎から下流の堆積箇所としゅんせつを実施しているところでございます。

崖崩れ等の対策については、土砂災害警戒区域、同特別警戒区域、イエロー、レッドの危険箇所はパトロールによる状況確認、それと県への対策工事等への要望を随時実施しているところでございます。また、砂防指定地、急傾斜崩壊危険箇所についても、順次実施計画から工事の発注となるところでございます。

なお、県では一級河川の滝沢川の古町地区、鳥居川の深沢地区にそれぞれ河川監視カメラを設置することとなりました。水位の状況等を常時遠隔に確認することが可能であり、災害時の周辺住民への安全確保誘導等に有効であると考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） いろいろ具体的にお聞きしました。要は、防災、減災、そして災害復旧と、この辺を中心にしながら対応していただくことが重要ではないかと思うわけであります。そして、今回の教訓等、その辺もしっかりとこの防災計画に生かしていくということが求めら

れるのではないかとということで指摘しておきます。

次の質問に入ります。2つ目の質問は、産業廃棄物の最終処分場計画についてお伺いいたします。

最初に、芋川日向地籍に計画されております処分場への搬入道路が、豊田地籍経由から当町の芋川地籍経由に計画変更されたということですが、このことに対しての見解をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かい点は担当課長から申し上げますけれども、これらの件については、そもそも今、豊田から入ってくるということで説明会等々が開催され、そしてそれがどういう結果に終わったかという正式な報告書も出ないうちに、今度は道を芋川から取り付けする。正直言って、これはルールを全く無視した申請で、本当に真剣にやる気があるのかと思うぐらいのイメージを受けております。

県の対応や会社の対応等については担当課長から申し上げます。

○議長（大川憲明） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えいたします。本年3月から4月にかけて、芋川区及び赤東区で開催された事業計画の概要説明会では、3回とも搬入経路は中野市豊田地籍経由ということでその場で説明をされていました。

その後、10月1日に長野県と事業計画者で打ち合わせが行われ、同日の午後、町へ業者さんが来庁し、中野市の対象関係住民の意見により、進入路は飯綱町側とすることに変更したいという話が初めてありました。

現在、詳しい搬入経路、図面等や県条例に基づく事業計画概要書の記載事項の変更に伴う届書がまだ提出されていない段階であり、今の段階において町としてお答えできるものはない状況でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 町としての態度は答えるものはないということですが、今の搬入道路の計画が変更されたということは非常に大きな問題だと思います。この概要計画書に基づいて、この間説明し、そしてまた計画をしてきたわけです。それが大きく変わったわけでありますから、これは県の条例に基づいてやっている申請、それから概要計画書だと思うわけですが、この辺の大きく変わった点は、やはり町民へも改めて芋川区、赤東区、そしてまた信濃町、豊田地籍への概要説明会を開くべきではないかと思います。

県の受付はどうであろうとも、やはり町民に対してそういう責務があると思うわけです。その辺を町として、再度概要説明会を開くようなことを勧告すべきではないかと思いますが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、担当課長から申し上げたわけですが、とにかくルールにのっとって事業者にはやってほしい。繰り返しになりますけれども、豊田地区から進入してきますということで概要説明会をやってきて、その報告も県にどうも届いていないようですし、そういう意味での未確定と言いますか、終了していない時点でまた違うところから搬入したいということで、それをまた概要説明で皆さんに説明してほしい。これは、住民の皆さんも「一体、どうなっているのだ」となります。私は、もちろんそういう手続きをしてきた上での概要説明をやれというのは当然のことなので、これはやらなくてはいけないというものではなく、当然のことだと思います。

しかし、そこへ至るまでの経過として、十分事業者に指導していかななくてはならないことが私は県にもあると思います。それをきちんと整理した上での進入路変更に伴う計画変更概要説明を関係地域で開いていくというのは、これもまた当然のことだと思っています。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） これは、県の対応が非常に大きいと思いますが、やはり町道の管理者と

して、また近隣に住む町民としても看過できない内容だと思うわけです。是非、町としても、そういう町民に説明をすべきではないかと思うわけですが、その辺はやはり県の対応もあると思います。ですから、地元の町として県にも言い、それから業者にも言うことが大事ではないかと思いますが、その対応についてはどうですか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それはおっしゃるとおりです。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） こういう経過で、町長も本当にやる気があるかどうかということも問題ですが、改めてこの最終処分場は、このような計画ではやはり受け入れられないという意思表示をしていくべきではないかと思いますが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 進入路が変更になる、ならない以前から、私どもはごみの処分は長野広域連合で処理をして、須坂の最終処分場、そういう事業を展開して既に稼働しはじめ、須坂の最終処分場もう工事に入っている現状の中で、飯綱町としては何ら必要性を全く感じない施設であることは再三申し上げてきております。

ただ、事業者が申請すること自体を制約するというのは難しいと思っておりますけれども、例えば今回、豊田地区の説明会の中から、そちらからの進入に理解が得られなかった。どういう理由か知りませんが、変更すると言うなら、私どもから入るのも大いにノーだとして言いいたいと思っております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） そういうノーの姿勢を表明していただきたいと思うところであります。

次の質問に入ります。加齢性の難聴者の補聴器購入に対する補助制度の実施が考えられないかということでお聞きしてまいります。

今、高齢者の 70 歳代の男性の 23.7 パーセント、女性では 10.6 パーセント、そして 80 代では男性が 36.5 パーセント、女性は 28.8 パーセントの人が難聴者となっているというデータがあります。

そこでお聞きしますが、この当町での難聴者の数及び状況はどうなっておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。まず、聴力のレベルと聞こえの目安ですが、軽度難聴者、中等度の難聴者、高度難聴者、重度難聴者のおおむね 4 つに分かれます。

町としましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「障害者総合支援法」という法があるわけですが、この該当者として身体障害者手帳保持者として 27 名を把握してございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 今、国の認定の補助対象者数が障がい者認定の数です。それが 27 名だということであります。

難聴になると、家族や友人との会話が少なくなって、会合の出席や外出の機会が減ってコミュニケーション障がいが起こるとされています。さらに、認知機能低下が見られ、進むとされています。

しかし、難聴者の 14.4 パーセントしか補聴器を付けていないという推計もあり、理由の一つは補聴器の価格が高いことでもあります。補聴器は 2 万円から 3 万円、そして 30 万円、そして最近では非常に性能が良くなって 19 万円から 90 万以上、アナログからデジタル化、そういった技術の進歩もありますが、品質は 16 倍の機能が改良されているということもありますが、高価な値段になってきております。

そういう状況でありますから、平均しますとやはり 15 万から 20 万ぐらいするそうであります。ですから、価格が高すぎるといった声が聞かれます。健康で文化的な生活を営むためにも

補聴器購入補助制度を実施すべきではないかと思いますが、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いろいろな支援をしていくことが豊かな老後と言いますか、長寿社会になったときに必要だと思います。しかしながら、補聴器を含めて、一定の耳や目や足や手など、そういう障がいと言いますか、不便さを感じるような状況になった方々にどう支援していくかというのは、これは非常に大きな課題だと思っていますが、まずは身体障害者手帳を取るべく手続きをしてほしいと思います。

せっかく制度もあり、そういう補助の対象になっているわけですから、多分、議員がご指摘なのは多くの難聴者がいらっしゃるので、手帳を持っていない人に対しても補助していったらどうかというご提案だと思うわけですが、私は高齢者福祉というものについては、最低限度みんなに共通に関わってくる国保、介護等々の保険の掛け金、また、医療機関へ行っの支払い、そういうものの支援は全員に関係してくるわけですからそういう関係や、若しくは今、担当課長に話をしているわけですが、新しい時代に存在感と生きがい、引きこもりにならない老後の生活を送っていくためには、今までにない老人福祉サービスというのはないものか。強いて言えば、その医療制度やそういうものの補助をどんどん上げていくというよりも、違った意味での生きがいの確保、そういうものの福祉というものを、合併 15 年を迎える中で新しく展開できていったらうれしいと話しているわけです。

そのような経過の中で、今日の答弁としては、一つのご指摘、ご提案だと承知はしますが、支援、補助をしていきたいという今のところの方針はございません。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 全国の要綱等も少し調べてみました。高齢者の生活支援、また社会参加の促進として、町長が申したように実施している自治体数が多くはありませんが、若干

ございました。

それで、先ほど国の法で障害者手帳を所有している方は高度難聴、重度難聴の方が主体です。軽度難聴、中等度の難聴の方は、18歳未満の方については町としましても補装具支給制度がありまして支給してございます。これは、県の地域福祉総合助成金交付事業という別の事業なので、18歳未満の方についてはそれなりの対応があるという形です。

一番問題なのは、やはり中等度の難聴者で聞こえづらい、普通の大きさの声の会話が聞き取れない、障害者手帳まではいかない方が議員さんのご指摘だと思うわけですが、年齢を65からとするか70からとするか、また聴力の聞こえの中等度については40デシベルから50デシベルと50デシベルから70デシベルという2つの区分がありますので、その辺りをどうするか少し研究をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 是非、研究してもらいたいと思います。確かに今、障害者総合支援法によって補聴器購入を受けることができるわけですが、それは身体障害者の認定を受けた方なので、軽度と中軽度の難聴者では認定されないわけです。ですから、その辺のやはり対応をやってもらいたいと思います。今、課長も分かっていますので、その辺を研究すると言われていきます。ですから、研究してもらいたいわけですが、実際にやっている自治体もあると言われました。

確か、木曽町では町長の政治姿勢でもあるわけですが、65歳以上の必要な人には所得制限なしで補聴器購入に3万円の助成をしている。こうやって、やはり加齢性の難聴者に誰でもなる可能性があるわけですから、その辺に補助をして、これをやることによって将来の医療費に大きく関係してくるという考え方もあるわけです。結局、難聴者に耳から入る情報がいっぱい入れば、健常者に近づくということ言えば、将来の医療費にも影響する。要するに医療費も少なくて済むのではないかと。達者で暮らせる。そういう方向に行くのではないかと。ということになります。

そして、今言われましたように子どもには補聴器購入の補助を一部、町がやっています。身

体障害者手帳の交付とならない子どもの補聴器購入の一部は補助しているという制度は、子どもさんにはやっています。

ですから、こういった考え方を大いに広げて、加齢性による難聴者、これは誰もがなる可能性がありますし、自分ではそう思っていないけれども、やはり進んでいるという場合もありますので、是非研究していただいて、補聴器購入補助をやっていただくことを考えていただきたいと思います。

確かに、いろいろな町村で実施しています。それで、自治体によっては着けっ放しではなくて、決まった日に補聴器の調整までもやる。付けてからの補聴器の調整までもやりながら、使われた場合に具合よく生活できるように、そういったことまで考えながらやっている自治体もあります。ですから、障がい者のみならず、加齢性の難聴対策を是非進めてもらいたいと思うわけであります。

それで、結局手続きとすれば、補聴器の医者に相談し、診断書を書いてもらいながら買うといったことがあります。そしてまた高い場合には、確定申告で医療費控除の控除対象になるということもありますが、これらもほとんど知られていないです。

ですから、この辺も補聴器に関する診療情報提供書を書いてもらいながら、そういう対応するというのも、これもまた一つの方法だと思うわけです。今ある制度を利用しながら、そして新たに補聴器購入に補助制度を設けてもらうことを大いに検討してもらうことを求めたいと思います。

是非、研究してもらうことを求めて私の質問を終わります。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員、ご苦労さまでした。

以上で午前の日程が終了しました。

これより休憩とし再開は午後１時といたします。

休憩 午前１１時５７分

再開 午後 １時００分

◇ 瀧 野 良 枝

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順位 4 番、議席番号 5 番、瀧野良枝議員を指名いたします。瀧野良枝議員。

〔5 番 瀧野良枝 登壇〕

○5 番（瀧野良枝） 5 番、瀧野良枝です。通告のとおり質問をまいります。

はじめに、集落創生事業の長期展望についてお尋ねいたします。

町では、平成 28 年に集落創生事業を創設、各地区で将来プランの策定、プランに基づく事業の実施を進めています。いわゆる持続可能なまちづくり、集落の発展に向けて各地区でそれぞれ特色のある事業が展開されておりますが、計画策定を初期、事業実施を中期、事業終了後の後期とすると、各段階での行政並びに住民の役割について、町ではどのように捉えておりますでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。集落創生事業は、飯綱町の事業として本当に珍しく地域の自主性を尊重した事業ということで、ある意味では高く評価をしている事業の一つだと思っています。

議員がおっしゃるとおり、初期の計画、実行、最後の後期と言いますか、段階ごとの関わりが町と地元とあるわけですが、基本の主体は地元でございます。そこに町がどういうふうに関わっていけばいいのか。それはケースによると思いますが、したがって段階ごとに助言または参考的な資料、相談に乗る内容は変わるでしょうけれども、いわゆる町の助言者としての立場は変わらないと思っています。

ただ、最初に計画をつくる段階において、地域でやろうという雰囲気もうひとつ全町的な意味では盛り上がってきておりません。地元の地区の話をしますと、区の役員さんなどに相談をしてきたのですが、2 年という区の役員の任期の中で、最初の 1 年は役を引き継ぐので精い

っぱい、次の1年は引き渡しでいっぱいだったという話でございました。

そのような中で平出地区がうまく組織できたのは、某議員が積極的に動いてくれたのが大きかったと思っております。若い人、しかも若い女性をその中に参画をさせてやっております。そういう意味では、最初の組織の立ち上がりというときに、議会のお力も一緒に借りられるような中で大いに進めていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 瀧野良枝議員。

○5番（瀧野良枝） 段階を特に問わずというところかと思いますが、特に行政の役割について考えますと、初期段階ではもちろん集落創生事業の仕組みの理解を進めるということと、創生委員会の委員の選出をしてくださいという依頼、また一番大切なのが、その集落にとっての将来展望をしっかりと共通認識していただくことかと思います。

例えば、若い人たちや移住者に集落に入ってもらって、集落を維持・存続していくと考える集落においては人口増につながる計画を、逆に少ない人数でも仲良く幸せに暮らしていきたいと考える集落においては、人口減を前提とした集落づくりについての構想が必要となり、集落ごとの独自性が出てくるかと思います。

初期は大切なスタート地点であり、目指す将来像の設定をする。先ほど行政の助言ということもありましたが、サポート的な役割というのは重要かと思います。これは、行政主導で集落をリードしていくという意味ではなくて、住民自身がしっかりと話し合いができるように場の調整役をしていただくという意味で、行政の関わりが重要ではないかと考えます。

また、中期の段階では、事業実施へのヒューマンパワーが必要になるところが多いのではないかと思います。特にイベント的な要素のある計画では、実行のための苦勞が一定の人に偏ってしまったり、また事業実施に注力しているうちに、手段として行っているはずのことがいつの間にかイベント自体が目的に取って代わってしまったりしないように、常に意識をし続けることが大切です。

また、計画して事業が動き始めたら、あとは集落でどうぞということではなくて、住民の皆さんが常に先を見据えながら基本や大事なポイントに立ち戻れるように、やはり行政が伴走し

ていく、行政の伴走力というのがとても大切ではないかと実感いたしました。

そして、私はこの事業で特に大切だと思っているのが、事業終了後の後期です。イベント的に事業をやっておしまいではなく、イベントに至るまで、それまでの過程で話し合われてきたこと、やってみたら少し方向性が違うと感じたこと、やってみたら集落内でギャップがあったとか、そういったより具体的な視点に立った事業終了後、10年後、20年後の集落づくりについて、創生委員だけではなくて、そこを中心に集落全体に響かせることが大切だと考えます。後期、事業終了後の行政の関わりについて、もう一度、見解をお願いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全く同感です。人口増の集落、人口減の集落という捉え方もありますけれども、普光寺東部は一体何が悩みで何をどうしていきたいのか。栄町は駅前を使ったこういう地域にしていきたい。私は、それに大いに時間がかかってもいいと思っているし、そこには町の職員、担当課の職員も含めて、一緒に話し合いに参画をさせてもらっています。そして、何か一つ動いてやってみよう。

最後の終わりと言いますか、事業の事業費としての終わりというのは出てくるかもしれませんが、これはずっとPDCAです。やってみたけれども、こういうところがまずかった。ここを直して、また次の年に頑張ってみよう。これを繰り返していくことが非常に大事だと思うし、場合によればその動向を見ながら、事業自体をもう3年、もう5年延長していこうではないか。このようなことは逆に議会に相談して事業の延長をしていく。そのように考えております。議員のご質問のような中身で動いていくのがベターだと希望しています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 以前、同僚議員の質問に対する町長からの答弁で、素晴らしいスーパースターのような人だけを選抜して選んでいただかなくても、日頃あまり意見を言わないような人も含めて、人選をしていただきたいとおっしゃっていました。

一般的に会議などでよくあるパターンが、意見を言う人がいつも同じ、あるいはある人の意

見にはほかの人が引っ張られてしまってほかの意見が出づらい、または本題からそれたまま進出し続けて最終的に何が決まったのか分からないなど、生産性が低い会議というのは、せっかく時間を割いて参加しても達成感もなく、次回からの参加意欲がそがれる原因にもなり得ます。若い方が忙しくて会議に出られないということも多いのですが、ほかの予定を押してまで出る必要性を感じられないからという点も考えられるのではないかと思います。

そこで、私が提案しますのが、地域担当職員などをファシリテーターとして養成し、各地区の話し合いなどに派遣するという取組です。ファシリテーターとは、話し合いを活性化させる裏方として場を整える役目があり、普段意見を言わないような人も安心して意見を言える場づくりをします。また、自分の思いをうまく伝えられない方の意見も分かりやすく言語化したり、参加者同士の対話における交通整理をしたりしますので、参加者それぞれが自分の意見が取り入れられているという実感が得られ、その話し合いの決定事項に対して、話し合いに参加した方がその事業に対するその後のコミットメントが高くなるということです。

具体的に申し上げますと、愛知県の岡崎市ではポケットパーク、小さな公園のデザインワークショップを地元住民と行い、設計段階から地元住民の人に関わっていただいて植樹も市民参加で行った結果、完成後の公園の維持管理を一連のイベントに参加した市民が実施して、花が咲くには10年以上かかると言われていた藤の木が、住民の方の丁寧な手入れのおかげで3年で花が咲いて、せっかく花が咲いたから翌年には「藤まつり」を実施しようという企画が持ち上がったそうで、住民の自主的な取組が活性化して、地元の人々の愛着のこもったポケットパークに完成したと聞いています。

職員ファシリテーターについてですが、ただでさえ忙しいと思われる職員の皆さんに、ファシリテーターとして活躍していただきたいと考えるのには理由があります。第一に、職員の皆さんは日頃から住民の意見を聞き出して、真意、心を受け止めるというファシリテーターとしての基礎力が既に備わっていると思うからです。また、地域担当職員においては、その地域全体を俯瞰的に捉えるということにも強みがあると考えます。

また、別の側面では、職場内で業務の効率化を推進するという上でも、会議の生産性を高め

る意味でも、各々がファシリテーション能力を備えておくことにはメリットがあると考えますが、職員の養成並びに地域への派遣についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご質問の内容とは多少違うかもしれませんが、職員が地域へ出張していろいろな意味の話し合いに参画したらどうでしょうかというご提案は何回もいただいております。

私は、職員のトップとしている立場ではございますけれども、能力も期待して、評価もしている一人だと思っているのですが、1つの地域に行って、議員が期待されるような職員の行動、言動、対応というものは、まだまだ不足しているのではないかと。そういう意味では、職員各位に研修をする機会をもっと与えてこななければいけなかったと反省をしております。おっしゃるとおりであり、声なき声を聞くような意見の出し方の調整をするとか、そういう関係は素晴らしいし、公園の話なども正しくそうだと思います。

昔、黒澤明監督の「生きる」という映画がございまして、長年、区役所に務めている昔の公務員さんですから、積極的な仕事をしない人が癌を宣告されて、何か一つということで市民の皆さんの要望を聞いて、素晴らしい公園をつくって亡くなっていくという映画でしたけれども、私は今の職員各位がそのぐらいの気持ちになって、そして地域の中に飛び込んで活動してくれるような職員が増えるということは、地元も良くなると思いますし、役場自体も素晴らしい役場になっていくと思っています。なるべく、そのような方向にいくように職員の資質を向上させていくのと、また地域の皆さんも良い意味で、役場が来ているから役場に任せておけばいいのではないかの的なものではなくて、今日は住民同士が議論し合っているのをしっかり聞いてほしい、そのような参画の仕方も大いに賛成ですので、どうか呼びをいただきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） ファシリテーションの研修なども良いと思いますが、すぐに力が身に付く

わけではないのですが、職員と同じく町の 10 年先、20 年先を見据えて、町民ファシリテーターを養成して、住民の対話によるまちづくりを推進するという考えはございませんでしょうか。

長野県では、「まちむら寄り添いファシリテーター」という養成講座を実施しております。そのテーマは、将来に向けて持続可能な地域づくりを目指し、自分たちの地域の価値や可能性、課題を捉え直し、住民が主体となった活動の芽を生み育てる、対話を通じた学びの場を地域住民がともにつくっていく方法を、座学と実践を組み合わせることで学ぶということだそうです。これは、当町の集落創生事業のテーマにも通じるところかと思います。

当町でも、若者とか女性などを中心に、町民ファシリテーターを養成し、地域を中期的かつ多面的・複合的な視点から捉え、地域の魅力を再発見する手助けができる人材を長い目で見て養成し、将来のために、今、種まきをしておくことも大事かと思います。

また、現在議会では、議会だよりモニター、政策サポーター制度を導入していますが、住民の皆さんからの意見聴取はもちろんのこと、議会に多少なりとも関わった人がスポークスパーソンとして、町政とか議会について周囲の人に伝えてくださることも大きな意味があると思っています。

町においても、町民ファシリテーターがいろいろな場面で活躍して、まちづくりに対する関心を高め、周りの住民の方に伝えてくださるという効果もあるのではないのでしょうか。

実際に静岡県牧之原市では、10 年以上前から住民ファシリテーターを養成し、各種会議の場で活躍していますが、そこで市政への関心が高まり、議員に立候補されて、現在活動されている方もいらっしゃるそうです。

町民ファシリテーターについてのお考えをお願いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。職員も、願わくは住民の皆さんの中からもファシリテーターを養成して、リーダー的な存在として頑張っていっていただきたいという基本的な考えは異論がございません。ただ、今の世の中で住民のファシリテーター養成をどういう形で

やっていけばいいのか。前にも申し上げましたが、青年団、お祭り、公民館、用水路、道路の整備、地域の区や組の役員としての行動、活動、こういうものが非常に絡んでいる人が多い中で、こんな人になってほしいという素晴らしい人材の人たちが、これ以上何か頼まれても時間がないという話を聞くときがあったわけですが、それも無理からぬ話だという感じはいたしました。

これから10年後、一体、飯綱町がどういう状況で存在しているのかという、それすらも想像するのが難しい世の中になってきていると思っておりますけれども、手をこまねいて、そのときが来るのをただ待っているというよりも、どちらかと言えば想像される飯綱町がもっと改善し、活性化し、素晴らしい町になるべき活動を起こすべきだという時代、時期だと思っています。

議員がおっしゃる住民ファシリテーターの養成、地域の役などとの調整、地域での公益的活動、町が一部支援をするようなことで時間を生み出すとか総合的に考えるのと、いろいろな意味での機会を通じて住民の皆さんに勉強になるというか、楽しく、行きたくなるような養成を考えていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 先ほども申し上げましたが、ファシリテーションの技術というのは座学だけで身に付くものではなく、実践しながら長い時間をかけて根付くものだと思いますので、先を見据えた政策として考えていただきたいと思います。

特に、先ほど町長がおっしゃったように地域の役などがどこに集中しているのか、どの層に集中しているのかということを考えると、女性をターゲットにするのも「日本一女性が住みたくなる町」のターゲット設定としては良いのではないかと思います。例えば、時間がない中でもやりがいがある、自主的に取り組んでみたいと考える、そういったファシリテーションというのも活躍できる場の一つではないかと考えます。

続いて、次の質問にまいります。町の広報・広聴活動について伺います。

効率性、住民満足などが求められる自治体運営の中で、行政情報の適切な提供と住民の意見

や要望を反映した政策形成がより求められております。

そのような中、町では住民に向けた広報を様々な媒体で行っておりますが、それぞれのターゲット設定とその効果についてお尋ねいたします。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。町では、現在広報紙のほか、ホームページや Facebook といったインターネット媒体を利用した広報を行っているところでございます。

広報紙につきましては、全ての住民、老若男女、全ての皆さんを対象としているわけでございますけれども、効果としましては特別な装置が必要なく誰でも見られる紙によりまして、多くの住民の皆さんに、毎月、町で起きた出来事ですとか時機を得た特集記事を分かりやすく伝えるということで、住民の皆さんが知りたいこと、また身近なことについて定期的に情報が得られることができ、これによりまして町からのお知らせが多数の方に周知されているものと思っております。

ホームページの対象でございますけれども、大別しますと、住民、観光客、事業者の皆さん、こういった形で分かれてくるかと思えます。ホームページの構成もそのような形になっておりますけれども、効果ということではそれぞれが必要な情報を目的に合わせて効率的に得られるということで、各目的が達成されているものと考えているところでございます。

また、公式ホームページのほか、主に町外の若者や移住者等向けに飯綱町の魅力に特化した情報発信サイトとしまして、「いいいいいいづな」も作成しておりますけれども、これによりまして、移住を考えている方などが欲しい情報を効率的・効果的に得られ、移住等のメリット・デメリット、こういったことなどの判断に役立っているものと思っております。

Facebook につきましては、より新鮮な情報ということで、住民に限らず多くの皆さんを対象として発信しているところでございます。特に若い世代に向けて飯綱町の魅力を伝えることで、U I J ターンを促進しまして、人口増や関係人口増に役立つものと考えているところでございます。

さらに、広く町外にも周知したい情報につきましては、プレスリリースという形で報道機関へも情報提供しておりますし、先ほど申し上げた広報紙については自治体情報アプリを使用しまして、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけることになっております。

身近な広報ということでは、無線放送やテレビサイネージというものを町では進めているところでございますけれども、多くの手段でより多くの方に情報をお伝えする工夫をしてくるところでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） ご説明いただきましたが、インターネット媒体ということで、ホームページに関しては「いいいいいいづな」と合わせるとアクセス数も伸びているということでございますが、SNSなどを利用した広報については、Facebookのフォロワー数、常に情報が出るたびにチェックするというフォロワー数は590人程度です。

また、先ほどTwitterの話は出てきませんでした。飯綱町の防災関係のTwitterのアカウントがあると思いますが、そちらのフォロワーは490人程度ということからすると、まだ掲載内容や周知方法に工夫が必要ではないかと感じております。

また、以前に提案をいたしましたLINE@についてですが、長野県内では松本市と高森町が導入をしております。このシステムでは、メッセージの受け手、情報が欲しい受け手の側が自分の欲しい情報を選ぶことができます。例えば、子育てとか仕事、イベント、防災、医療、介護など、自治体の情報の中から、先ほどホームページなどはたくさんの情報を載せて、あまねく情報を載せているがゆえに、ある意味で膨大な量の中から選択していかなければいけない、たどり着いていかなければいけないものがあるのですが、LINE@については自分が必要だと思うもの、イベント情報だけを知りたいという方はイベント情報だけを登録しておく、その項目の情報のみがタイムリーに受信できるというのが最大のメリットです。また、メール配信よりも開封率が高いので、LINEで発信した情報に掲載したリンク先へのアクセスもかなり多いとのこと。

また、LINEの活用については、熊本市では熊本地震の際、電話回線がつかないときにも

連絡手段として有効活用されたそうです。また、登録された居住地域ごとに被災状況や避難場所等の必要な情報をスピーディーに配信できるので、地域力・防災力の強化につながるのとでした。

今回の台風で私の地域も停電をいたしまして、その際に小学校から安全確認の連絡網が回ってきたのですが、携帯の基地局の関係で携帯電話の通話がほとんどできなく、また固定電話は電源が来ていないので通じませんし有線があるお宅も少なかったので、結局、LINE で文字でのやりとりで対応しました。停電している際というのは、スマートフォンの電池の消耗もなるべく抑えたいところですので、安否確認の電話がかかってくるよりも、LINE などでのメッセージのやりとりをしたほうが負担は少ないと実感しました。

先ほどから災害の関係が出てきておりますが、テレビが見られないので災害情報、周りはどうなっているのだろうかということが分かりづらいということと、スマートフォンからホームページなどへつなごうとしてもかなりつながりづらく、ほとんど見られなかったので、私の場合は飯綱町の防災の Twitter をフォローしていましたので一生懸命アクセスしたのですが、もう少し細かい情報が入っていればまた違う動きができたと思っています。

具体的には、私の地域は2日間停電しましたがけれども、その際に停電グッズというか、例えばカセットコンロとか、ランタンとか、お湯を入れて食べられるようなカップ麺とか、そういったものを一式用意して、いざ自分の地域が開通してほかの地域で困っている方がいたら、そこに持っていくことはできないのだろうかと考えたときに、どの地域がどの程度、どこが停電なのかということも、もし防災 Twitter に入っていれば、また地域ごとでの共助というつながりもできたのではないかと思います。

また、先ほど防災無線は電池が入っているので停電の際にもしばらく利用できるということですが、普段コンセントから防災無線をつないでいる方が多いのではないかと思いますのですが、例えば今回のように災害がありそうだ、停電になりそうだということが事前に分かった時点で「防災無線の電池はどうか」「チェックしてください」というお知らせ、アナウンスがあってもよかったのではないかと思います。

現在、台風 19 号の被災者向けの公式な LINE アカウントも開設されておりまして、そこでは各テーマを選択、例えば支援したいとか、物資が欲しいとか、そういったテーマを選択すると、A I を活用してボットで情報提供が行われており、必要な人が必要な情報を自ら取りにいけるシステムが活用されています。

先ほども言ったように、ホームページの膨大な情報の中から必要な事項を探し出すよりも、最短距離で回答に近づくというイメージかと思います。LINE の活用についてのお考えをお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。先ほどの議員さんにも申しましたが、今の新しい電子機器と言いますか、LINE 等の利用、少し前は一部の人にはそういう情報を得るものがあるという程度だったのですけれども、うちの子どもなどを見ますと、正しく動きの中でやっております。

したがって、新しい防災計画を LINE も含めてそろそろ考えて、そういう対応も必然的に必要になってくるのではないかと考えています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） インターネットなどを利用したものについてですが、若い方が利用するというイメージではなくて、ここ 10 年で、例えば 60 代の方のインターネット利用率は、37.6 パーセントから 76.6 パーセントに上がっている。また、70 代の方のインターネット利用率も、10 年前は 27.7 パーセントだったのが今は 51 パーセントと上がってきており、将来を見据えるとインターネットの利用率というのは急速に増加していくものだと思います。

また、持続可能な行財政運営のためには、住民サービスの選択と集中が必要となることが考えられます。そうした中で、住民の皆さんの理解と協力を得ながら、限られた資源の中で最大限の住民サービスを提供するための広報・広聴活動の役割は、ますます大きくなるかと思います。

情報には、住民が能動的に行政に伝える個人的な意見とか要望などという、向こうから集まってくる情報と、住民アンケートなどを取りながら行政が能動的に集める情報があるかと思いますが、ある調査では意見収集が困難な層として、大学生、就労者、中高生、転入者、子育て層という順位で意見収集率が低く、住民参画によるまちづくりの課題として参加者の年代に偏りがあるとのことでした。意見収集率が低い層への広聴という部分に関しては、どのような取組をしておりますでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。意見収集率の低い方からの意見聴取ということで、できるだけ多くの方から意見をいただく取組としましては、アンケート調査や満足度調査といったアンケート系のものになってくるかと思います。そのほか、各種計画などの作成段階の際にはパブリックコメントなども実施をしまして、各種計画の策定、施策の実行に反映しているところかと思います。

特にアンケートにつきましては、先ほどからお話が出ている時代に沿った、インターネットを利用したアンケート調査も試行しておりまして、パソコンやスマートフォン、こういったものからアクセスをしていただいて、決められた方、特定の方に送るだけではなく、回答できるといった仕組みも、今申し上げたとおり試行的に本年度から行っているところでございます。このような形で、できるだけ多くの方のご意見を町が吸い上げる取組はしているところでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） インターネットを利用した調査を試行的に行うということですが、先ほどから出ておりますSNSなどは、人から人へ情報が拡散していくという特性と、また即時性とか参加のしやすさにメリットがあるかと思いますが、逆に情報の真偽が不確かであったり、一度出た情報は完全に回収することができなかったりという点で、注意をしながらの運用が必要です。

例えば、今回の台風災害で、豊野の小学校のPTAの中でランドセルや運動着などの寄付を募る情報が流れたのですが、良かれと思った多くの人がある情報を不特定多数の人に拡散したことによって必要以上の個数が集まって、回収をストップするという情報を流しても古い情報が拡散し続けるということがありました。そういう意味でも、有事の際の情報の発信元を行政という信頼性のあるところから一括して発信することが、混乱を避けるためにも必要なのではないかと感じました。

また、いろいろなところから工夫をして意見聴取するということですが、聴取した意見を深く分析することも大切かと思います。例えば、子育て世代の皆さんから公園が欲しいというご意見は本当に多くいただきますが、その真意までもしっかりと分析して政策反映していくことが大切かと思います。例えば、お子さんを外で遊ばせたいとか、ほかのお子さんと遊ばせたいとか、お子さんを安全な場所で遊ばせながら保護者同士でおしゃべりをしたいとか、一言に公園といってもそのイメージは人それぞれであり、真意をしっかりと把握した上で計画をしなければ、公園が完成しても人が来ないということもあり得るかと思います。また、公園以外の既存のシステムの拡充を図ることで、公園にこだわらなくてもそれに代わる効果が期待できる場合もあるかと思います。

意見聴取から真意を分析していく、そしてそれを政策として反映していくサイクルの中で、特にいただいた意見の真意の分析の点に関して、町ではどのような取組をしておりますでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） SNSにかかわらず、いただいた意見や本音の気持ちの分析という意味では、正直言ってコンサルタント等々の一般的な分類をしてそれを分析している程度で、おっしゃるとおり公園みたいなものは、どういう目的で設置を望んでおられるのか、そういう分析というのは具体的な事例の中ではまだ取り組んだ記憶がございません。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 先ほどのファシリテーションの話とつながりますが、意見や提案を出して、それがしっかり伝わっているという実感、まちづくりに関わっていくというやりがいを感じるためには、情報発信のみならず、対話型の広聴、また提案したものの行き先、経過などをしっかりフィードバックしていくことも大切かと思います。

次の質問にまいります。次に、職員の健康管理についてお伺いします。

近年、住民ニーズも多様化し、地方分権や行財政改革の進展により、地方公務員を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、職員一人ひとりに求められる役割や責任がより一層高まってきていると言われております。特に昨今では、メンタルヘルス不調により、療養を余儀なくされる職員も少なくありません。

平成29年の地方公務員安全衛生推進協会の調査によると、精神及び行動の障がいによる長期病休者は前年より5.34パーセント増加しており、10年前と比べると約1.4倍、15年前と比べると約2.8倍に増加しているとのことです。人事管理上の観点から、職員の健康状態を把握し、メンタルヘルス不調を発症しないよう未然に防止すること、また休業を要しないまでも、軽度のメンタルヘルス不調を発症した職員の症状の回復を図るための対策が求められています。

当町では、飯綱町職員衛生健康管理規程に基づき職員の健康管理を行っているかと思いますが、その実施状況についてお尋ねいたします。

はじめに、衛生管理者を含む衛生委員会の開催実績並びに協議内容をお尋ねいたします。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 衛生委員会の開催実績等ということでございます。本年度につきましては、1回開催させていただいたところでございます。

協議内容につきましては、職員の健康診断、ストレスチェック、高ストレス者の面談等の年間計画、人間ドックの受診勧奨、前年度の公務災害の発生状況とストレスチェックの実施状況について、当年度の健康診断とともにインフルエンザの予防接種の関係、退職者の現状について、最後にその他として施設の関係になりますが、照明等の職場環境について行っております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 規定では、年1回以上の定期健康診断が定められておりますが、総評として職員の健康管理上で課題と感じていることはございますでしょうか。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 基本的には、自分の健康は自分で守るという意識づけを行っているところでございます。メンタル面におきましては、健康を害さないようその前に問題の芽を摘み取ることが重要になってくるということではございますけれども、メンタル面におきましては、プライベートな部分のウェイトが高いことから、健康管理を行っていく上では、やはり限度があると考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 衛生管理医は、職員の健康障がいの原因の調査及び再発防止のための医学的措置を行うこととなっておりますが、定期健康診断で経過観察または精密検査や治療が必要と診断された職員に対して、その先を追って健康指導などを行っておりますでしょうか。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 事後指導ということでございます。健康診断につきましては、飯綱病院で行っております。健康診断受診者全てにおきまして、受診結果に基づき医師の結果説明を受けております。また、その結果データにつきましては、長野県市町村職員共済組合に情報提供いたしまして、40歳以上の職員を対象にメタボリックシンドロームの予防と改善を目的とした特定健診・特定保健指導が実施されておまして、必要に応じた保健指導を実施しているところでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、メンタルヘルス対策についてですが、状況確認として、精神疾患等による休職者の状況ですが、昨年度、また本年11月末現在の状況をお伺いします。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 休職者の状況でございますけれども、飯綱病院を含めると現在は5名という状況でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 昨年度の実績をお伺いできますでしょうか。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 昨年度につきましては、役場の関係では3名ということでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 飯綱病院についてお願いします。

○議長（大川憲明） 大川飯綱病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） 病院では、昨年度は1名いらっしゃいました。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） もちろん、適正な休業期間の運用により職員の療養を図ることが第一ですが、休職者の方が職場復帰を望む場合、それを支援するような取組は行われておりますでしょうか。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） プログラム化はされておられませんけれども、現在、人事院が定めております試し出勤の実施要綱がございます。飯綱町もそれに基づきまして、長期間、職場を離れている職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した職員につきましては、一定期間、継続して試験的に出勤していただきます。それにつきましては、フルタイムではなく、例えば半日とか時間を設定いたしまして、職場復帰に関する不安を緩和していただくのが目的でございます。

まして、円滑に復帰できるように現在は進めているところでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） メンタルヘルス不調の対策というのは、一次対策として、発症予防の観点から職場環境等の把握など予防的対策をすること。例えば、先ほども出てきましたストレスチェックなどで個々の職員のメンタルヘルスを把握し、そのフィードバックを計画的に実施しながら快適な職場環境を維持することとなっています。

二次対策としては、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対策が症状悪化予防の観点から非常に重要であると言われています。

厚労省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」では、4つの必要なケアを挙げています。まずは、職員自身によるストレスへの気付きと対処をするセルフケア、次に日常的に職員と接する職場の管理監督者による職場環境の改善、個別の相談対応など LINE によるケア、また事業所内産業保健スタッフなど専門スタッフによるケア、そして事業所外資源、専門機関によるケアです。

三次対策は、職場復帰、再発防止となります。一次対策で職員自らがストレスに気付いて、健康に不安を感じたときの自発的な相談を促し、また職員全体がメンタルヘルス不調の職員への対応を認識することが重要になりますので、職員がこれに対する知識を習得すること。また、特に管理監督者に関しては、カウンセリングマインドに重点を置いた研修を行うことで、職員相談の効果的な実施につなげることができるかと思います。

行政報告書によりますと、毎年、係長研修、部課長研修などが実施されており、平成 28 年には働く人のメンタルヘルス研修が行われたようですが、管理職職員に対してカウンセリングとかコーチングなど、部下へのマインドセットを重視したメンタルヘルス対策など、そのような研修を強化する予定はございませんでしょうか。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） メンタルヘルスの研修等でございますけれども、係長以上を対象にいた

しました管理職でございますが、研修につきましては本年の5月28日に管理監督者としての役割ということで研修を受けてございます。

また、全職員を対象にいたしましたストレスマネジメントにつきましては、本年の6月13日に実施しているところでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） その管理者向けの研修ということですが、座学だけではなく、ロールプレーのような実践に使えるような研修であったのでしょうか。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 講師先生は長野産業保健総合支援センターということで、カウンセラーの方が講師先生でございまして、実践的な研修、一方的な講義ではないということでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） どのような研修においても、やはり座学だけではなくて、自分の身にしっかりと落とすためにはロールプレーを含めた研修、実践が必要であると思います。

メンタルヘルス不調により、個々の職員の職務遂行能力や職場の活力の低下を招くことは、公共の福祉の増進という地方公共団体の役割の遂行に支障を来しかねません。実効性のある対策を実施し、公務能率の維持確保に努めていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は2時からいたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

---

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順位 5 番、議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇〕

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。通告に従いまして順次お聞きをしてまいります。

まず、会計年度任用職員の運用についてお聞きいたします。

今定例会には、条例改正及び制定が上程をされておりますし、初日において総務課長から縷々ご説明もいただきましたが、詳細についてお聞きをしてまいります。

臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保のため地方公務員法が改正され、来年度から施行されます。国が進める同一労働同一賃金の実現への第一歩ですが運用が問われます。

地方公共団体は、法を守ることが当たり前の団体でありますので、脱法行為のようなことはあり得ないと思いますが見解をお聞きいたします。

まず、前回の私の質問に対象者となる職員は 351 人と答えておられます。来年度、このままの人数であるとは限りませんが、パートタイムとフルタイムの職員はそれぞれ何人になるのでしょうか。また、増加する予算はどれほどと見込んでいるかをお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 議員から先ほどご質問がありました人数でございますが、それは平成 30 年度の調査に基づいたものでございまして、これから申し上げるものにつきましては、今年度、平成 31 年度の予算で計上いたしました人数から、総務課で多分移行すればこういうふうになるだろうということで、まだ確定ではございませんが統計上の資料ということでお願いしたいかと思います。

全部で予算上につきましては 273 名ということで、その内訳ですが、フルタイムについては 93 名、パートタイムは 180 名ということで、まだこれは総務課での数字でございます。それに

基づきまして、来年度への影響でございますけれども、議会初日に申し上げたとおり期末手当が支給されているということで、支給割合につきましては 1.8 カ月を想定しているところでございます。フルタイム、パートタイムの 1.8 カ月の期末手当につきましては、約 4,500 万円の予算が必要となります。

また、フルタイム職員につきましては、任用後 6 月以上を経過いたしますと退職手当という形で適用になってきますので、退職手当の事業者負担が約 3,500 万円。また、任用後フルタイムで 1 年を経過した職員については、共済組合に移行していくということの中で、この事業者負担もかかってまいります。それが約 4,000 万ということで、退職手当、共済、また期末手当等を含めると、やはり 1 億を超える予算が必要になってくるところでございます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 実はこの件につきましては、日本共産党の議員の中での学習会等々もありまして、それぞれの自治体での取組等々が報告されたわけですが、上田市においては市職員組合が頑張って臨時非常勤職員の待遇の改善に取り組んできたという経緯があるため、自治体としての大きな負担の増加はないとお聞きをしています。

これだけの負担があるということは、待遇に、やはり同一労働同一賃金ということを考えれば、うちの自治体においては実践をされてこなかったということが明らかになったということであると思います。

先日の信毎の報道においても、官製ワーキングプアということが言われており、手当等支給されたとしても、その待遇について大きくは変わらないのではないかという指摘がありました。今回、勤務表も出てはおりますけれども、今回なる方は行政職であれば 1 級ということの中においては、やはり今までのもの等が勘案されているのかどうかということも出てはくるわけです。

まず、1 番にお聞きしたいことは、今回、条例改正、条例制定が上程されているわけですが、同一労働同一賃金の理念というものは、どこにどのように据えられているかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、フルタイムで働く方々が全て同一労働かという点については、いろいろ判断の違いがあろうかと思っておりますけれども、今、総務課長から申し上げましたとおり、従来のいわゆる臨時職員という身分の中では、もちろん退職金の支給もございません。そして、フルタイムは、今度は市町村共済組合に加入するわけでございますけれども、年金の関係などの恩恵も今までなかったと思います。

ただ、手当につきましては、職種によっては既に手当を支給していた職種、先ほどの93名の今後フルタイムに移行されるという皆さんについては、手当を支給している人たちも結構いらっしゃいます。学校の町採用職員や給食の調理の関係など、もろもろいらっしゃいます。

そういう点で、今度はパートの人にも手当を出すようになりましたもので、今後、いわゆる同一ということにこだわれば、一般行政職の置かれている給与待遇と同等に持っていくのが同等だという解釈だと思いますと、正規の職員を採用していったほうがすっきりするのではないかという思いはございますけれども、多少、初任給の格付または昇給等々については違いが出てくるかと思っています。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 次に、継続で雇用されていくという場合が大半だと思いますが、その方々のこれまでのキャリアというものは、きちんと評価をされていくのでしょうか。その点をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 継続雇用ということでございますけれども、制度の移行に際しましては国の考え方によりまして、そういう継続雇用についても加味していくということでございます。ただ、全ての分野においてということではございません。

また、一方では会計年度職員はこの制度移行に際しまして、やはり常勤職員と同様に人事評

価の対象にもなってきますので、そこら辺の絡みもございます。いずれにしても、国の考え方に基本的には沿っていくというのが原則でございますけれども、全てではないということです。ですので、よろしくお願いします。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 全てではないというご答弁がありました。それでは、そうではない方、キャリアを評価されていく方というのは、どのような方になるのかをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 今後についてですけれども、この令和元年から令和2年の移行に際してではないですけれども、今後、令和2年以降ということでお考えいただければありがたいと思いますが、人事評価があるということを申し添えさせていただきたいと思います。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 早く言えば、全く分からない人を新しく雇用をしていくよりは、ここ何年も継続して勤めてこられた方のキャリアというものはきちんと積み、またその責任も果たしてこられたという現実があると思っています。

当然、人事評価はあつてしかるべきだと思いますし、臨時であろうと非正規であろうと、求められるものというものは一定の水準をクリアしていなければ、当然住民にとってのサービス向上には達しないわけですので、そのところは、私はそれぞれが皆さんの努力によって達しているであろうと思っていますし、職員の皆さんを見ていても、ご努力をされていることは十分に理解できると思います。

それぞれ個人評価をされれば問題点もあるかもしれませんが、国とすれば、当然加味していくことは明記されておりますので、その点をきちんと評価をして行っていただきたい。そうしていただけるものというふうに代えさせていただきます。

昇給についてお聞きいたします。この点はどのように変わっていくのかをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 昇給の関係でございますが、フルタイム職員につきましては、1号俸の昇給ということになります。また、パートタイムの職員につきましては、基本的に昇給はなしでございます。経済の動向によるということでございますが、ただし、議会の初日に申し上げました人事院勧告によりまして、給料表の改正があった場合には新しい給料表に改正していくということでございます。

今後、パートタイムもフルタイムも給料表で格付していきますので、新しい給料表が改正になった場合には、そこで適用していくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 次の社会保障年金については先ほどご説明をいただきました。

私がお聞きしているところによりますと、病院の関係ですが、信越病院においてはフルタイムの臨時の方においては、社会保険と年金の関係もきちんと厚生年金をかけているという状況があるとお聞きをしましたが、飯綱病院は現在どのようなになっているかをお聞かせください。

○議員（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） 飯綱病院のフルタイムの職員、それから臨時職員でも、正規職員の4分の3以上の日数であるとか、勤務時間をクリアしている者につきましては、健康保険、年金、雇用保険、全て同一に加入しております。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） そういう意味では、これから任用制度が始まったとしても大きな変化はない。それよりももう少し安定した形のものが生まれてくると理解をさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。今日は4つありますので駆け足ですみません。

先ほども同僚議員から質問がございました、飯綱病院の今後についてお聞きをしてみたいです。飯綱病院の存続は、住民の安心安全な生活に欠くことのできないものであり、9月26日に

厚生労働省が病院名を出した一方的な統廃合案は、国が進める社会保障費の削減を実現するための方策であり、地方自治の本旨から懸け離れており、地方自治をないがしろにするもので到底認められないものであると考えます。

この点に関して、私たちが議会報告を新聞で折り込んだその日の朝、住民の方から不安の声が直接寄せられました。本当にこの病院があってこそ安心して生活していける。なくなったらとてもではないけれども不安でしょうがないというお声でした。すぐにそんなことはあり得ないと、町長が10月におっしゃられた言葉をそのまま申し上げたところ大変安心をされておられました。

また、事務長の答弁にもありましたとおり、様々なところに影響が及んでいるということもあります。また、平成30年度の飯綱病院事業会計決算においては、22年ぶりに黒字となり、病院長はじめとするスタッフのご努力に敬意を表するところであります。

そこでお聞きをいたします。町長は、今回のこの一方的な発表に対して、やはり私は地方自治というものに対して大変大きな介入と言いますか、押し付けられると思うわけですが、この点を含めて、まず町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ありがとうございます。答弁を何回も重ねているうちに、いろいろな表現を使ってあやふやになっていってしまいますので、真意は2日の初日にごあいさつさせていただいた文書そのものが、私の回答だとご理解いただいて結構です。

付け加えさせていただければ、発表された後に、私は牟礼の地元からお嫁さんをもらっている総務省の役人さんと話す機会がございました。真意は一体、国はどこにあるのですか。あれは、厚生省と総務省で話し合いをしてあのような方向を出して、その一員としてもいらっしゃったようですが、1つの大きな狙いは「人口の減少化という時代の中で、病院の再編統合についてのスピード豊かな検討というのをしてほしいけれども、どうも進まないという意味で、検討をしなくてはいけないのではないか」という起爆的な意味で受け取ってもらえば、もうそれで

私どもはある程度目的を達しているので、決して国が飯綱病院はどここの病院と統合してこれを閉鎖しろなどという、そんなとぼけたことを言うことは全くございません」と、そのような話しも聞くチャンスがありました。

私は、それはともかくとして、飯綱町にとって飯綱病院なくして町の存在はないと強く思っておりますし、これからも思い続けていきたいし、伊藤病院長は最初のニュースが出たときには若干がっかりされまして、「こんなに頑張っているのにこんな発表かね」という意味での驚きと落胆があったとお聞きしましたがけれども、先生も今、「いやいや原点に戻ってまた地域のためにやりましょう」という気持ちで取り組んでおりますので、どうかひとつ、ご安心していただくよう皆さんからも住民の皆さんにお伝えしていただきたいと思います。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 多分、この答弁で本当に町民の皆さんも安心され、病院のスタッフの皆さんもまたモチベーションをきちんと据えて取り組んでいってくださるのではないかと思います。

私は、飯綱病院というのは、やはり今の姿でこそ存在意義があると考えております。町民の皆さんとも1人1万円の繰入れについては合意も得られている状況もあります。

次の問題ですが、今回、国が進める病床削減というものに対してのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議員（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答えいたします。国の考えていることにつきましては、団塊の世代の皆さん全員が75歳以上となる2025年度に、医療費が急増するというときに医療費を削減しようという一つの目標がございます。厚労省は、124万6,000床ある病院のベッドを119万1,000床まで減らす目標を立てております。マイナス5万5,000床ということになります。

当院では、現時点で病床削減ありきの検討協議は行っておりません。今後の長野県地域医療構想調整会議の協議の中で、再編統合などを検討、協議してまいりますけれども、病床削減も

選択肢の一つではあるかと思いますが、現時点ではそのようなことは考えていないところでございます。

国は、現状では高度急性期、それから急性期のベッドが非常に多いという判断をしております。高齢者にはそのニーズの高い回復期と慢性期のベッドが不足しているという分析をしております。それで、急性期から慢性期まで患者の状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制づくりが必要ということで考えているところでございます。

病院の機能分化や再編統合を巡っては、各都道府県が2025年に必要なベッド数などを定めていくという経緯でございます。国、各都道府県には、今日の午前中にも申し上げましたがベッド数を何床に削減しろという強制力は持っておりませんので、今回対象となった病院にはそのようなことも踏まえての検討をしていきなさいと言われていたところでございます。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） これは、それぞれの病院が現状を分析した中で今後についてどのようにしていくかを判断し、圏域の中で考えていけ、そのスピードを早くしろという考え方なのだろうと思いますが、信越病院の更新の状況も見えていく必要もあるとは思いますが、今後この点については、やはり町民の皆さんのご希望というものもありますので、慎重に対応していかなければならないと思っています。

そこで、4階の療養病床について、この在り方をお聞かせいただきたいと思います。飯綱町のご高齢の方々にとってみれば、やはり必要な病床であると考えます。介護の部分で、これが全て今ある21床が必要かどうかというのは、また検討が必要なかもしれませんが、国はとにかく療養病床の廃止を打ち出しており、2023年が期限となっております。この在り方をどう考えていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議員（大川憲明） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答えいたします。4階療養病床でございますが、現在は医療法に

よる医療療養病床が 30 床、それから介護保険法による介護療養型医療病床が 21 床で構成されております。

介護病床につきましては、2023 年度末で廃止が決定しておりますので、このたびの長野県地域医療構想調整会議を踏まえまして、療養病床の在り方についてもこれまで以上に具体的な協議を進める予定としております。

2025 年問題を考えるときには、当然その療養病床の件も協議が必要ということでございまして、介護病床につきましては有期的で期限を切られておりますが、療養病床につきましてもどのような形で残すかというのは、今後の大きな検討材料と考えております。

これまでの経緯も若干申し上げたいと思いますけれども、平成 18 年度末に平成 23 年度末の廃止が決定され、政権交代等々もございましてその絡みもあったということで認識しておりますが、29 年度末までにその期限を延長されております。しかし、その後また 2023 年度末までに再延長となり 2 度延長されておりますが、いろいろな情報を確認してまいりますと、3 回目の延長はないだろうというお話は聞こえてくるところでございます。

最初の廃止のときに素早く病床を転換した施設もございまして、なかなかそれがうまく回っていないと言いますか、運営できていないという現実もございまして、結果的には再三、廃止の時期の変更もあったわけですが、今後も拙速な結論を出すということについてはやっていかないうちでございまして、じっくり慎重な検討を進めていく中でやっていきたいと思っております。

ただ、飯綱町には矢筒荘とうちの病院しか高齢者の方が入られる施設がございませんので、今後、長野広域で行っている矢筒荘の運営状況も踏まえて病院としては考えていかななくてはならないと思っております。

転換の選択肢といたしましては、今現在、医療療養病床と介護病床の中間的な施設で介護医療院というサービスの位置づけも発表されております。この近くでは、御存じだと思いますが、豊野町の賛育会さんが介護医療院を選択されて病床の転換をしております。しかし、長野県内ではいまだに 3 施設しか介護医療院を選択した施設がございません。そこにはいろいろな問題

がありますので、安易に簡単に病院等の種類を変えるというわけにいかないということもござ  
いますので、その辺を踏まえながら、今後慎重な協議は進めていきたいと思っております。以  
上です。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 当然、介護医療院に転換をした場合には、病院の収入が半分くらいにし  
かならないという話もお聞きしておりますので、せっかくここで黒字を出していただいた病院  
というところも考えていき、また存続をしていくということを考えると、本当に慎重な対応が  
求められていくのではないかと思います。

町としても、このところは大変慎重に考えなければいけないわけですが、やはり冬  
場というものが、特に独居のご高齢の世帯であるお一人で、ご自宅であることはなかなか難  
しいという状況が生まれてくるとなれば、やはりこの4階の療養病床というものは、なくすわ  
けにはいかない施設なのではないかと考えています。

自宅で住み続けていきたいと願うマスターズの皆さんをどう支えていくのかというところが、  
やはり町全体としても考えていかなければならない大きな課題の一つだろうと思いますが、こ  
の点について町長はどのように考えられているかをお聞かせください。

○議員（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、事務長からお話を申し上げましたとおり、経営的、収入的なもろもろ  
の問題は問題としてあるわけですが、やはり飯綱町として特養矢筒荘と病院との中の今の連携、  
矢筒荘に入所されていても、治療が必要になった方は飯綱病院でしばらく治療を受けて、そし  
てまた矢筒荘に戻るといふ、往復と言いますか、そういうのはもう何件も例があつて、極めて  
私はこの病院と特養が併設している素晴らしいメリットだと思っております。

したがって、そこら辺は病院長も承知をしていらっしゃるし、この中間的な役割を果た  
してきたものがなくなった場合への、今、伊藤議員がご指摘の冬期間という問題もございまし  
ょうが、在宅と施設入所の中間的な役割、この機能というのは極めて大事という意見で一致し

ております。

したがって、介護保険法に基づく介護病床が 21 床、もう閉鎖というのは決まっておりますけれども、今後どういうふうに療養病床を使っていくかを十分検討するときだと思っております。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） これは、時間がある程度まだありますので、じっくり町民益にかなうような結論が出せればと期待をしております。

次に、介護予防日常生活支援総合事業の充実についてお聞きをしてみたいです。

国は、来年度介護予防に取り組み、効果が表れた自治体への予算を倍増するとの報道がなされています。30 年度の介護保険事業会計の決算では、介護予防の効果が表れているとのことでありました。マスターズの皆さんは、元気で長生き、健康寿命の延伸のために日々の生活を心掛けておられます。運動をしたり、歩いたり、もしくは畑の仕事をしたり、生きがいを見つけた中で、それぞれの生活にハリを持って過ごしておられるというのが実情であろうと思います。

それを支えるためにも、介護予防日常生活支援総合事業の拡充が重要であると考えます。現在、取り組んでいる団体は 6 つとのことですが、これを全町に広げていくことが求められていると思います。準備している団体もあり、それをしっかりと支えていくことが重要であります。

そこでお聞きをいたします。通所 B を取り組む団体への今後の支援と見通しについて、お聞かせをいただきたいと思います。

○議員（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。議員が仰せのとおり、現段階では 6 地区で事業所が運営されております。また、そこに加入しています要支援者の方は 206 名現在おられて、今年度、2 地区において新たに通所 B を立ち上げるという動きをしております。また、社会福祉協議会にコーディネーターを 2 名配置しまして、いきいきサロンからまた拡大して総合事業に持っていけるように各地域に入っていきまして指導をしているという状況でございます。

す。

また、補助金などについては、現段階で備品管理費の助成としまして1年度に5万円、各事業所さんへ交付しています。

また、事業費に対する助成としまして、支援対象者1人につき、月4回まで1回につき500円という事業支援をしまして、この支援に基づいて各事業所が運営いただいているわけですが、その拡充についてなどは、まだ皆さんからお声は出ていないので当面は現行でと考えています。またそのようなお話が出たら、今後拡大していきたいと考えております。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 私も高岡地区の立ち上げに対して会議に出席をさせていただいているわけですが、これは介護度が付いておられる方お一人につき500円ということで、これは事務の関係のものと言いますか、縷々きちんとした実績を残さないといけないというものがありますので、それに対してのものであるとお聞きをしております。

訪問Dに取り組む団体もあるわけで、ここについては町の支援は他の自治体に比べても大変手厚く出しているとお聞きをしております。この継続についてどのように考えておられるのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○議員（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 訪問Dですが、送迎サービスということで行っております。現在4地区の事業所が行っているわけですが、4地区で34の方が利用されております。これについては、地域で支えてその事業所までの送迎ということで、大変皆さんは助かっておられるところでございまして、補助額はBとDがほぼ同じぐらいの支出額です。それで、Dにつきましては車両の保険や整備費用ということで、1年度上限10万円申し上げておまして、その事業対象者に関する送迎については、月2回まで1往復2,000円という形で出しております。

ただ、一般のタクシー業者との兼ね合いもあって、少し金額的に1往復2,000円の月2回というところを懸念はしているわけですが、少し研究をしながら進みたいと現在考えているとこ

ろです。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 確かに事業者との兼ね合いというものもありますが、日頃なじみのある方々が送迎をしていただけるということも、また地域の絆を深めたり、その地域の中で支え合いをつくっていったりするということにおいては、やはり大変重要な取組であると思います。

また、早く言えば命を預かるということに対しての額ということで、いくらが適当かというのは大変難しいとは思いますが、これから取り組むところが増えてきたから減らすということのないようにしていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、ボランティアでここの運営をしていただいているということでもあります。このボランティアはどこもそうですが、高齢化が問題になってきています。

先日行われた中学生議会において、生徒たちからは無償で私たちもできることは町のためにやっていきたいという大変前向きな表明がされ、私も大変感動いたしました。若い方々の参画というものも大変重要になってきます。

ボランティアは継続的につながってこない、様々な部分でやはり地域の活性化にはつながらないということもありますし、地域の抱えている問題の解決にもお力をお借りしなければならぬ点がたくさんあるという中で、やはりボランティアへのポイント付与などを考えていただき、運営への参加を是非とも広めていっていただきたいと思いますが、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議員（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 実は今、飯綱町にはカード組合というのがございまして、昔のスタイルでお買い物をすると一定のポイントが付いて、1冊完成すると500円の価値があるというものがございましてけれども、これをその都度50ポイント貯まったら、そのうち30ポイントは何かで使うなら使ってもらいたいというカードに切り替える、これを企画のほうの仕事としてカード

組合と一緒に進めて、そしてその大きな事務局的な立場としては商工会が動いてくれるという運びになりました。

その中で、行政も是非ポイントというものについて、もっと関心を持ってほしいというお話がございまして、正しく今、議員のおっしゃるようなボランティア活動に対するポイントの付与、そしてご自分のことですからいかがと思う点もあるかもしれませんが、いろいろな健診やなどもポイントも付くし、せっかくだからということで健診も積極的に受けるなど、そういう行政サービスにポイントを付けようということで検討してございます。

多分、その中に私はボランティアポイントというものが加わってくるのではないかと予想しておりますけれども、現時点ではまだ最終的な決定は行っておりません。なお、この実施は来年度4月1日を目指しております。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 先日、視察に行かせていただいた伊那市、地域の連携の関係で行かせていただいたわけですが、そこではボランティアにポイントを付与して、年度末に地元の商品券に替えていく取組をされているとお聞きをしています。そのためにやっているわけではないけれども、やはり少しうれしいという声もお聞きをしておりますので、社協の中では配食サービスでありますとか様々なボランティアにポイントを付与して一時期活動されていたという時期もあったとお聞きをしていますが、今、活動していく範囲がどうも狭まったようで継続はしているとお聞きはしていないので、是非ともこの辺を実現していただいて、モチベーションの一つにさせていただくなり、取り組むべき一つの施策になってくるのではないかと思います。

ただ、やはり若い人たちがボランティアにどう参画していったのかという点については、まだまだ工夫が必要ではないかと思うわけですが、この点について何か検討された経緯というのはおありでしょうか。

○議員（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。若い人の参画についてですが、ボランティア

連絡会などございますが、なかなか新規加入が難しいと伺っております。老人クラブさんもそうですが、どの年代から参加できるか。働き方によっても 65 歳までという形も出てきていますし、加入される方の生活条件にもよってきます。難しいことは承知しているわけですが、できるだけ周知し促して加入に向けて働きかけたいと考えております。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 今回の台風による大きな災害についてのボランティアもそうでしたけれども、ボランティアと言っても様々な参画できる部門、場面があるわけで、その辺のところを上手に周知していただくことで、このくらいなら私にもできるかなという形での第一歩を踏み出していただければ、どんどん広がっていくのではないかと思います。誰もが何かできることはしたいと思っておられると思いますので、そのきっかけをどうつくっていくかということではないかと思います。やはり、それぞれ皆さんは善意をたくさん持っておられますので、どうそこに響く訴えができるのかということになってくると思います。

次に、災害時避難行動要支援者登録台帳の整備状況について、今回のこの災害では、先ほど少し同僚議員も触れられましたけれども、これは昔の要援護者支援台帳がこのような題目に変わったのだということでお聞きをいたしました。民生委員さんを通じて了解を得られた方の登録が進んでいるとのことでありますが、災害時に生かせるものとなっているかが問われています。そこでお聞きをいたします。

まず、この台帳整備はどこまで進んでいるのでしょうか。

○議員（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。現段階でシステムの改修が 2 年前にありました。職員の人事異動等で少し職員不足の事態があって遅れておったわけですが、この 12 月の民生一斉の改選において台帳を整備して、新しくお渡しすることができました。

それで、登録者ですが、現段階では 259 名おります。こちらは同意を得た方ですので、要支援者と支援者両方の同意の下になっている台帳でございます。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○９番（伊藤まゆみ） この台帳とは別に、それぞれの区・組において支え合いマップをつくる  
ときに、それぞれの方々の状況なども多分確認をされて、そのところでは独自のものもつく  
られているのではないかと思います。ただ、やはりそこではなかなか把握しにくい情報という  
ものもあって、漏れてしまうことが大変懸念をされるところであります。

この台帳整備ですが、今後の目標をどこに置いているかをお聞かせいただけますでしょうか。

○議員（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守  
るということが一番重要な目標でございます。

現在は、ご本人さまの手挙げ方式と言いますか、申し出によって台帳化されているものです  
が、今回、社会福祉協議会が地域に入り作った地域支え合いマップがございます。こちらは地  
域で自主的に作成されたものでして、本人の同意はなくても見守るという姿勢の台帳ござい  
ます。

できれば、これをシステム上で重ね合わせて漏れ落ちの確認、また災害基本法で行政が把握  
していなければいけないと言われております要支援者、介護３以上であったり、障がい者であつ  
たり、難病者であったり、そういう人たちと重ねてまたアプローチができればいいのかと考  
えて動いているところです。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○９番（伊藤まゆみ） 先日、テレビの報道で私も初めて知ったわけですが、阿智村においては  
長野県で唯一という話でありましたが、障がい者や難病の方々等に直接聞き取りを行って、災  
害時の支援や避難時に配慮しなければならないことを台帳化し、災害のときにはそれを基に  
して直接飛んでいって、きちんと命を守るという詳細な手順の相談まで行っているということ  
でした。担当者が２人でその方のところへ行っているところを映像で見ることができました。

そこまで行っているところというのは、まだまだ全国的に見ても少ないということでありま

すが、やはり障がいや難病を持たれている方々は、ただ単に運び出せばいいという問題ではなくて、もっと気を配らなければならない点というのが当然あるわけで、個別に配慮しなければならない状況というものが出てくると考えます。やはり、そこまでつなげていっていただきたいと思うわけですが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議員（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 障がいをお持ちの方、また難病の皆さまについては、データは県で保有をしているということですが、おっしゃるとおり、ただ避難所へ連れて行ってもらっても、私にはこういう補装具など、こういうものがセットされていないととても恥ずかしくてそこにいられないとか、そういう言うに言われぬ事情があると思っております。

聞き取りという形が一番ベターなのかもしれませんが、ここは先日12月1日に民生児童委員さん、主任児童委員まで含めて34名だと記憶しておりますけれども、こちらの皆様のご活躍をいただきながら、一度に整備というのは難しい時代ですから、皆さんの3年の任期中、または5年かかっても6年かかってもそういうものを整備して把握をしていく。そして、そういうものについて、しっかり変な意味でよそに漏れないようなデータ管理をしていくということも非常に大事ななことかと感じております。

○議員（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） なかなか難しいこと、専門的にやはり知識がなければ対応できないものもあると思いますので、主任児童委員さんもそうですが、やはり保健師さんでありますとか、介護の資格を持っておられる方、看護の資格を持っておられる方、それぞれの力も借りながらきちんとしたデータをつくって、これからは対応していける状況を早急につくっていただけることを期待いたします。

それで、今回の大きな災害を目の当たりにしたときに、やはり障がいを持っておられる方が、普段と同じような生活をするということの難しさというものを大変大きく感じました。

お聞きしたところによれば、隣町でありました大規模な家屋の半壊の方は酸素を吸っておら

れたというところで、避難所へ行けなかったという状況もお聞きしましたので、やはりそれぞれ個別に大変大きな問題を抱えながら生活をしておられる方がたくさんおられるという状況は、町としても早急に漏れのないように整備をしていていただきたいと思います。大変な作業であると思いますが、是非とも手立てを取っていただいて、早急にデータ化を図っていただけることを期待して私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議員（大川憲明） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

---

#### ◎散会の宣告

○議員（大川憲明） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日５日の一般質問は、議事の都合により会議規則第９条第２項の規定により、会議時間を１時間繰り上げて午前９時より開くことにいたします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議員（大川憲明） 異議なしと認め、５日の一般質問は午前９時より繰り上げて開くことに決定いたしました。

本日はこれにて解散いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 ２時５２分

令和元年 1 2 月飯綱町議会定例会

( 第 3 号 )

## 令和元年12月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和元年12月5日（木曜日）午前9時開会

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（15名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 清 水 均   | 2 番  | 風 間 行 男 |
| 3 番  | 中 島 和 子 | 4 番  | 目須田 修   |
| 5 番  | 瀧 野 良 枝 | 6 番  | 原 田 幸 長 |
| 7 番  | 石 川 信 雄 | 8 番  | 荒 川 詔 夫 |
| 9 番  | 伊 藤 まゆみ | 10 番 | 清 水 満   |
| 11 番 | 樋 口 功   | 12 番 | 渡 邊 千賀雄 |
| 13 番 | 原 田 重 美 | 14 番 | 青 山 弘   |
| 15 番 | 大 川 憲 明 |      |         |

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 町 長     | 峯 村 勝 盛 | 副 町 長   | 合 津 俊 雄 |
| 教 育 長   | 馬 島 敦 子 | 代表監査委員  | 山 本 孝 利 |
| 農業委員会長  | 清 水 藤 一 | 選挙管理委員長 | 三ツ井 吉 次 |
| 総 務 課 長 | 原 章 胤   | 企 画 課 長 | 徳 永 裕 二 |

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 税務会計課長  | 永 野 光 昭 | 住民環境課長  | 梨 本 克 裕 |
| 保健福祉課長  | 山 浦 克 彦 | 産業観光課長  | 土 屋 龍 彦 |
| 建設水道課長  | 土 倉 正 和 | 教 育 次 長 | 桜 井 俊 次 |
| 飯綱病院事務長 | 大 川 和 彦 | 総務課長補佐  | 高 橋 秀 一 |

---

**事務局職員出席者**

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 笠 井 順 一 | 事 務 局 書 記 | 荒 井 智 雄 |
|---------|---------|-----------|---------|

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さま、おいでいただきましてありがとうございます。

本日は、会議規則第9条第1項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和元年12月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序等につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質疑、答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いしたいと思います。

---

◇ 清 水 均

○議長（大川憲明） 発言順位6番、議席番号1番、清水均議員を指名します。清水均議員。

〔1番 清水均 登壇〕

○1番（清水均） おはようございます。議席番号1、清水均です。相談業務について、全長が長くなりますがよろしくお願いいたします。

政府の2019年骨太方針では、就職氷河期世代の非正規職やひきこもりの皆さまの支援が盛り込まれました。地方自治体は、住民の様々な困難な問題の相談支援の最前線であります。激増する相談支援業務に、今後、町としてどのように対処すればよいか。

私は先日、長野県地方自治研究センターが開催した「激増する相談業務と地方自治」と題し

た研修会に参加し、この問題について講師から学び、また他市町村の事例を勉強する機会を得ました。

地方自治体では、以下の法律に基づき住民からの相談窓口を設置し、相談業務を行っております。そこで、町の現在のそれぞれの業務の実態と相談体制についてお伺いいたします。

その法律とは、1として昭和45年5月21日発令の「障害者基本法」、2として平成12年5月24日発令の「児童虐待の防止等に関する法律」、3として平成13年4月13日発令の「配偶者からの暴力の防止及び加害者の保護等に関する法律」、これはDVということです。その次が4番目、平成18年6月21日発令の「自殺対策基本法」、5として平成25年6月26日発令の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6番目として平成25年12月13日発令の「生活困窮者自立支援法」であります。

ここで、一部の事例を紹介したいと思います。2014年9月、銚子市で無理心中をした事件が発生しました。これは、家賃滞納で銚子市の県営住宅から立ち退きを強制執行されました中学2年生の長女、当時13歳で、その子を殺害、殺害した長女を抱きかかえ、頭をなでながら運動会のビデオを見ていたようです。首には運動会で使った鉢巻きが掛かっていたようです。母親は当時43歳で無理心中をしたとのことでございます。

また、野洲市では「おせっかい」で解決したいとする事例でございます。生活が立ち行かなくなった人に対して、生活の困りごとを解決するという大きな括りで捉えて支援を進め、問題に個々に対応するのではなく、相互関係を把握し、一体的な解決を目指して、「おせっかい」を合言葉に市役所に設置した総合相談窓口を核にして、公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮させる仕組みを発展させてきました。これまでの取組を、生活困窮予防と市民参加促進機能にも着目して発展させることにより、市民一人ひとりがともに支え合い、伸びやかに安心して暮らせるまちの実現を目指すことを決意することで、「野洲市くらし支えあい条例」を制定しました。

また、釧路市では、就労という参加形成をとり、貧困の定義として働かないからではなく、労働が持つ人間発達に関わる価値や場から排除されてきたから、2として社会生活で自立の柱

に働くことを位置づけ、労働を通じて自分は社会に役立つ存在であるという自得感情を回復するように促す等であり、豊中市も同様な事例を発表しております。

問題解決には専門的な支援が必要であります、いずれの場合でも多様で複雑な要因が絡み合っているため、専門分野だけの対応ではなく断片的な対応にとどまり、根本的な解決にはつながりません。

ひきこもりについても、内閣府の2015年度の調査では、15歳から39歳の若年ひきこもりは約54万1,000人。2019年3月29日公表によると、40歳から64歳の中高年のひきこもりに関する調査では、推定で61万3,000人と推計されるようです。

これについて、兵庫県の明石市の例を紹介いたします。人口約30万の都市ですが、ひきこもりが長期化し、本人が高齢化するとともに親も高齢化で働けなくなる「8050問題」が指摘されております。あかし保健所内に、ひきこもり相談支援課を設置し、ひきこもり状態にある当事者やその家族からの相談に総合的に対応し、一人ひとりの実情に合わせた丁寧な支援を全市的に取り組むとしております。相談は来所相談のほか、専用ダイヤルによる電話、ウェブサイトでの受付、精神保健福祉士や社会福祉士、保健師、弁護士などの専門職委員が対応することとあります。

そこでお伺いしたいと思います。町役場の相談業務の実態について、先ほど挙げた6本の法律があります。まず、それぞれの相談件数はどのくらいありましたか。また、そのうちで解決したものは何件か。そして、解決しなかった相談はその後どのような対応をしているか。町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。虐待、生活困窮者、ひきこもり者等、痛ましい事件が日々あるわけですが、飯綱町の相談体制としては、児童の虐待相談窓口は教育委員会、また児童福祉法に伴うことにつきましては、教育委員会のこども子育て未来室、高齢者の虐待等の相談窓口は地域包括支援センター、障がい者につきましては保健福祉課福祉係、DVの相

談につきましては健康推進係、生活困窮者におきましては福祉係ということで担当してございます。

また、今年提示させていただきましたが「いのち支えるネットワーク推進計画」、これは自殺対策基本法に伴うものですが、全庁を挙げて対応するという計画で、健康推進係が担当しています。

相談の事案ですが、まず、各担当窓口でプライバシーに配慮をしまして、緊急性の有無や相談の内容の聞き取りを行いまして、各担当部署で個別ケースの具体的な支援を進めております。

また、複雑的な問題を抱えているご家庭につきましては、実務者が関係機関、児童福祉機関、県の機関、教育機関、社会福祉法人等集まって情報共有を図り、相互連携をして支援方針を確認しながら対応しているという状況です。

延べ件数ですが、相談事案につきましては、児童虐待は平成 30 年で 208 件、高齢者の虐待は 141 件、障がい者虐待は 10 件、DV は 2 件、生活困窮者支援は 28 件、また別件ですが、包括支援センターでの高齢者においては 5,220 件ということで対応してございます。

終結に至らなかった件数ですが、事案の解決というのは、心理的、身体的、経済的、いろいろな要素があるのですが、その事案で分離という形でお別れになったとか、就労に向かって独立されたとか、いろいろな事案で終結してきております。

昨年ですと、児童虐待につきましては新規で 3 件でございます。終結したのが 2 件、継続が 1 件という形でございます。また、前年度からの継続は 11 件ありまして、30 年度において終結が 2 件、継続が 9 件という形できております。

高齢者の関係ですが、高齢者の虐待につきましては昨年新規で 11 件、終結が 2 件という形でございます。前年度からの継続が 3 件、終結が 3 件という形できてございます。

障がい者につきましては、新規はございませんでした。継続が 2 件ということで、終結 2 件という形でございます。

DV につきましては、新規で 1 件、終結 1 件、継続はございませんでした。

208 件は、30 年度の相談の延べ件数でございます。相談に対応した回数ということになるの

で個別の回数とはまた違います。お願いいたします。

○議長（大川憲明） 清水均議員。

○1番（清水均） 特に自殺やひきこもりについて、今後、住民からの相談が増加すると予想されるのですが、特に窓口となり、それぞれの相談に当たる職員は専門的知識や経験の蓄積が必要となると思われます。その点も含めて、今後どのような対応と対策をするか。町長にお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 職員も含めて、自殺対策については知事が筆頭役になりまして、市町村に対策の計画を策定する必要があると、研修会に首長みんなが呼ばれまして研修を受けました。

その中で、先ほど課長から話がありましたとおり、飯綱町でもそれに対する計画を策定してそれを実行していこうということで、健康推進係で計画をつくって実施しているところでございます。

具体的な対応というのは、抽象的で総論的な点もあるのですが、都会になくて地域・地方にあるのが、大学の先生方の話を聞いていると、例えば講演に来てくれた小田切先生、早稲田の宮口先生、そして東大の神野先生、いずれも地域の絆だとおっしゃっております。

都市になくて地方にあるもの、そういうものを全体的に醸し出し、特に男性陣のひきこもりが心配な事項だと思っておりますけれども、そういう皆さんに一つの絆の中で出いただくような呼び掛けなり、心配りなり、そういうものがこの飯綱町に漂っているということをずっと醸成していかなければ、なかなか本音の自殺対策というのは難しいと思っております。

酒や貧困、病気、いろいろな原因がある。自殺対策は、ある意味では福祉の総合対策をやるようなもので、是非、担当と一緒に細かな地道な事業ですけれども、そのつもりで進めていきたいと思っております。細かな事業計画については担当課長から申し上げます。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 大変課題が大きい問題で、介入していくすべがないというのが一番困っている状況です。特に生活困窮者等で支援を拒否されてしまった場合、議員さんのおっしゃるとおり 8050 という問題もあるのですが、すべがない場合どうするのか。例えば、その方が健康診断されていらっしゃるのかいらっしゃらないのかというところから、地道ですが保健補導員さんから健康受診で促すとか、接点を求めながら進めているという状況があります。

机の上で考えているより、接点を持つというのが一番ハードルの高いところで、その人間関係をどうしていくかというところが一番懸念している問題で、地道に進めている状況でございます。

○議長（大川憲明） 清水均議員。

○1 番（清水均） そのように対策だけはお願いしたいと思います。

次に、体制の強化と相談力をアップするための対策を考えているか町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 先ほど申したように非常に難しい課題で、当人と打ち解けるまでにはやはり大変時間もかかります。対応する者の適応性も必要になってまいります。また、担当するものがあまり人事異動で替わるようでは、当人との信頼関係がまた構築できなくなってしまう。これも新聞紙上でいろいろ問題になっているのですが、せっかく携わった付き合いが途絶えないような体制というのも必要だと、課題として考えております。

対応する関係職員や民生委員さんなど相談窓口があるのですが、スキルアップの研修というのも欠かさず行っていきたいと思っています。また、相談会の開催の周知も相手に届くような形で、広報など無線等を使って周知していきたい。

また、新庁舎においては、包括的相談支援体制ということ、今、国で求めてきておりますので、総合相談の窓口を保健福祉課で設置して、できればワンストップで対応を行っていきたい。そのために、現在、社会福祉法人などと相談しまして構想をしているところでございます。完成できた際には、多機関の連携、ネットワークの構築を考えておりまして、NPOや地域の

支援から、伴走して行く計画の構築、ネットワークをつなげて地域の見守り等をつくっていったらと考えているところです。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 事務的には課長が申したとおりですけれども、私は、例えば今の老人に限って言えば、老人福祉サービスは介護保険法に基づいて、飯綱町ではお昼ご飯のサービス、夕飯のサービス、入浴サービス、デイサービス、それぞれあるのですが、それはそういうものとして、一定の健常な老人の方が生きがいを持って、誇りを持って人生を暮らしていくには、一体、課長どういう事業をこれから実施していけばいいのか真剣に考えてほしいと、今、担当、社協にもぶつけております。

それがあれば、例えば男の料理教室に、「僕は昔から板前をやっていたが、そこらではもう雇ってはくれないけれども、刺身の切り方や魚のさばき方ぐらいは一生懸命教えられる」、これを週に1回、月に例えば2回、これがあるからなかなかだんともしてられない。「私は教員で英語が得意だった、算数が得意だった」、これについては、もし希望があるのならそこへ行って月に1回、月に2回、障がいのある子で家まで行ってもいいから教えてあげるのなら、それもやりがいがある。このようなある意味ではあまり予算のかからないことで、しかしとても生きがいを感じて頑張っていくという気持ちになると、こういうサービスをやはり工夫すべき時代にきていると思います。

○議長（大川憲明） 清水均議員。

○1番（清水均） 指導力を最大に発揮してもらってお願いしたいと思います。

次の発言事項に入りたいと思います。

福井団地のグラウンド下の、擁壁部分の破壊箇所の補修についてでございます。平成30年6月議会の一般質問の中で、危険箇所対策の質問に対し、町長は「工事費にもよると思っておりますけれども、もう一度、担当職員に現場にどの程度の危険度があるか、そして簡単な見積を見る中で、早急な対応が必要であれば今年度中にも補修したい」とか、「少し余裕があるようで

したら、実施計画を立てた上で次年度以降の着工と考えている」と答弁いたしました。

緊急性はないとしても、予防事業として年次計画で工事を実施していくことはできないか町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。そのように答弁した記憶はございます。そして、今でも福井団地のグラウンド、テニスコート、そして体育館、そこに伴う集会施設、これは住宅供給公社が福井団地を造成するときに建設をしたもので、言い換えれば福井団地を購入された皆さんの土地の売値の中にそういう費用が含まれている財産でございます。

しかしながら、住宅供給公社が撤退をするときに、飯綱町に名義は移ってございます。少し前ですが、鈴木区長のいた時代にあの一帯の大規模修繕をいたしました。テニスコートを直し、トイレを直し、体育館を直し、これは大変な金額になったわけですが、中心の施設については避難所の指定もございまして、私どもとしては町が責任を持って対応すべきエリアだという見解は変わってきておりません。

したがって、今のご指摘のグラウンドの擁壁をどうするかという問題については、私も先般ご質問いただいているので現場を見てまいりましたけれども、正直に言って、まだ緊急性があるという判断はしてございません。

しかし、議員がおっしゃるとおり、一部ここを修理すれば、当面 20 メートル、30 メートルの擁壁を直してあげれば十分持つのではないかと方法もありますから、とにかくそこを歩いていた住民の皆さんが被害を受けては困りますので、そういう意味での工事の遅れはないように、しっかり注意をしていきたいと思っております。

場合によれば、30 メートル程度の改修の予算措置はしていてもいいかと思えます。総務課では、全部を今の倍の擁壁の高さ、また今の半分ぐらいとか、2 段階ぐらい見積書を取ってございますが、あまり金額的には記憶ございませんけれども、やはり 500 万円前後はかかる設計だと記憶しております。

○議長（大川憲明） 清水均議員。

○1番（清水均） 是非、そういうことで年次計画でお願いしたいと思います。

次の発言事項に入ります。三本松下の株式会社青木製作所から福井集落上部の町道の舗装についてでございます。

町道に認定されたことにより、急勾配でもあり、砂利道で大雨のときは路面も雨で流され、砂利は下方にある福井集落の側溝に入り、側溝を詰まらせ二次災害をもたらす危険性があります。

福井集落の災害防止、路面破損しないためにも舗装の実施を計画的にできないか町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。株式会社青木製作所の西側を通って福井地区へ向かう道路でございますけれども、私も現場を見てまいりました。2年ほど前だったと記憶しているのですが、砂利をしっかりと敷き詰める形での対応をしております。それをする以前の現場の石がゴロゴロ、一種の河原のような感じの状況に比べますと、格段に上等な状況になってございます。

担当課と相談をして、延長的にも大した距離ではないのですが、問題は全部舗装した場合に側溝を付けて排水が出ます。その排水路をどこに持っていくかが一番の問題でございまして、これにかなり費用がかかるのではないかとこの心配はございます。今、そこを散歩して歩いていただくと、そういう関係ではそんなに迷惑が掛かる状況にはなっていないのではないかと思います。

ただ、福井地区の石川さんというお宅がりんごをつくっている福井団地側のほうも、今後、農地として使われるような雰囲気は整理をされてきておりました。それが、どんどん農地として軽トラック等々が走るようになれば、舗装ということの必要性も高まってくると思っておりますけれども、今は地面へ水分が吸い込むような舗装みたいなものも研究すればあるようなんです。

で、これは担当課と町に任せていただいて、やりませんというお答えではなくて様子を見て検討させていただきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 清水均議員。

○1番（清水均） 是非、計画的にお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。ただいま町長が答弁したものと重なるかとも思いますが、該当の道路は町道でございます。

先に道路排水の箇所がないということから、町長も申し上げたとおり舗装と同時に排水の施設も設置しなければならないという工事で、現在、町単工事としての実施は見送っているところでございますが、交通量の多い幹線道路ではないことから当面破損箇所は修繕で行っていきたいと考えております。

また、交通量、農地等の耕作が必要で、その道路がどうしても必要だということになれば、道路舗装、側溝整備、透水性の舗装等々も考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 清水均議員。

○1番（清水均） 是非、よろしくお願いしたいと思います。

時間が早いですが以上で質問を終了しますが、福祉の行き届いた町、防災のしっかりした災害のない町、飯綱町を全国的にアピールし、子どもからお年寄りまでの方が安心して暮らせる飯綱町、町民であって良かったという飯綱町を目指して、町民の皆さま方と行政と議会が力を合わせ、飯綱町づくりを進めていけばと思っております。

飯綱町全体が一步一步前進できるよう願いを込めて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 清水均議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は9時50分からといたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時50分

---

◇ 荒 川 詔 夫

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順位7番、議席番号8番、荒川詔夫議員を指名いたします。荒川詔夫議員。

〔8番 荒川詔夫 登壇〕

○8番（荒川詔夫） 議席番号8番、荒川詔夫です。通告に従い質問いたします。

上水道の水源確保のあり方についてお尋ねします。質問に至った理由はこれから述べますが、水源のあり方に対して非常に危惧感を抱いております。

私は、上水道に係る三水浄水場の水源は鳥居川から取水している現状に疑義を持ち、あり方等について議員就任後、町長へ既に5回ほど質問してきました。その結果、町長は一定の理解を示され、在任中の早いうちに何らかの方向性が示されるのではないかと期待をしつつ、その後、静かに推移を見守ってきました。しかし、今はまさかの坂に上り詰めてしまった感があります。以下4点にわたり、質問の背景と至った理由を申し上げます。

先の9月定例会で、先輩議員の質問に対して町長の答弁は、三水浄水場の水源問題等のあり方は未定である旨が述べられました。注視しながらお聞きしていましたが、足踏み状態の答弁に失意を覚えました。

しかし、町長は町活性化のために、就任後、いくつもの後送りされていた政策課題や新たな課題等の難問に真摯に英断を持って事を運ばれ、町民の期待に一心に応えられてきました。なお、現在も建設中の新庁舎、道の駅等々のハード事業やソフト事業にも鋭意取り組まれているわけでありますが、その実行力と真摯な姿勢、行政手腕に敬意を表しています。よって、現状を踏まえたご期待をしているゆえに再質問に至りました。

次に、今年の一般会計予算規模は、補正予算を含め90億円を超えました。しかしながら、健全財政の下で執行されていることは見事であり、十分そのことも承知をしています。なお、今

後、町の新庁舎建設計画では、令和 7 年までの一般会計予算歳入総額は 70 億程度の財政規模により事業推進を見込んでおられます。また、今後も新たな施策等を想定すると、早晩何らかの財政措置を講じなければ、浄水場の改修等は財源の観点から早晩の実現性に疑義を抱いております。

3 点目、その次に議員の責務として、住民の皆さま方のご意見、思いを町政に少しでも反映する立場でありますが、任期も残すところ 2 年を切り、今後、質問、チェック、検証の機会も少なくなり、今しかないという思いも確かであります。

最後に、第 2 次飯綱町総合計画前期基本計画の中に、生活環境の向上を図る観点から、上水道設備の一環として取組方針が示されております。平成 26 年 6 月議会定例会において、基本構想に向かって進んでいくことが時のリーダーとしての責務の旨が答弁されています。これらに関連して、実施に向けた決意等を再度伺うべきと感じた次第であります。

以上、総論的に申し上げましたが、重要な問題として捉えておりますので取り計らい方、大変くどいと思いますけれども、具体的にお考え等をお聞かせいただきたいと思います。

最初に、三水地区水源確保に向けたあり方と基本方針について、以下順次、全て町長に伺います。

まず、三水浄水場の耐用年数と残存期間について伺います。施設改修等の時期の問いに対して、平成 29 年 9 月議会定例会において町長の答弁は、「三水浄水場の耐用年数は 50 年であり、既に 42～43 年程度経過しているため、引き算をしていただいて暗に想像していただければと思っています」と答弁されました。この問題は数字的な問題で、本来であれば主管課長が答えるべきということを承知しておりますけれども、事の顛末を踏まえ、町長から再度、浄水場の耐用年数と残存期間について考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。浄水場は、昭和 47 年に三水村の時代に建設されたものでございますけれども、確かに一般的には 50 年の耐用年数という形を取っております。それ

は、建物の健全度、日持ちと言うか、これからの健全性を考慮した中では、目いっぱい65年まで耐用年数を持っていけるという試算もいただいております。

したがいまして、令和20年頃まで使っていくことは不可能ではなく、可能であると思っております。そうすると、残存耐用年数は19年残っているということになりますけれども、ただ、これにこだわっているわけではなく、一応大きな目安としては50年の耐用年数に向けて何らかの対応をしていくのがいいのではと思っております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） あとの問題にもございますので、次に三水地区の上水道に係る水源の現状は、牟礼地区の地下水源と異なり、主として鳥居川の表流水を利用しています。現状、例えば信濃町の取水口は信濃町の水田地帯の下流域にある等々を踏まえると、水を飲むにも若干複雑な思いもあります。それゆえに、地区の一部の方ではありますが、黒姫や戸隠へ清水を取りに行き飲料水として使用していることも聞いております。

町長は、以前からおいしい水の供給を求めている住民の思いに理解を示されてきました。以後、住民各位からご意見等を聞く機会も増加し、一層ご理解をいただいているものと思っております。なお、平成30年10月31日発行の議会だよりの傍聴席欄に、おいしい水を求めた住民の意見が掲載されておりましたので、ご覧いただけたと思います。また、60歳以上の人の中には、残された寿命を理由に関心を示されていない方もおりますが、私が尋ねた範囲においては、おいしい水を求めているものと承知しております。おって、町長から住民の思いを再度お聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町も旧牟礼のほうは、深井戸ももちろんつつじヶ原のところに第6水源を中心にしてございますけれども、今、主体は大門川の表流水でございます。水田で、米作りに水が不要になる秋から来春ぐらいまでは、日量2,000トンの供給をいただいているのが現状です。

例えば、普光寺の方も牟礼の本町の方もおいしい水を求めるのは当然のことでありまして、これは行政として、やはり一生懸命努力していかなければと思います。

今、議員ご指摘の三水地区の皆さんの思い、昭和 47 年にいろいろな手続きが必要だったというご苦労は、私は非常によく分かるのですが、一級河川の鳥居川から水を取って水道用水に向けるという許可を取るのに大変な努力をされたのではないかと考えております。

この水が非常に不安で不満足というのも、これは現実の思いかもしれませんが、その間の関係者の努力というのも少し考えていただいたらどうかと思いますが、さりとてこれから少なくとも水道水として安全な、そして豊かな供給量を確保していくということは、これは行政としての責務であると感じております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 以前から水源問題の水質への答弁として、良い水の供給は行政の責務である旨を町長は何度も述べられております。それはそのとおりであり何の反論也没有せん。

そこで、視点を変えてお聞きします。現状の三水浄水場の水源は、ただいま町長も申されましたように鳥居川の表流水から取水し、沈殿、ろ過、消毒をして一般家庭等に配水しています。当該水道水は水質基準をクリアしておりますので、安全性の観点からは異議がありません。

お聞きしたいことは、現状の給水について、おいしい良い水を供給するという観点から、現状肯定論か否定論かどうか再度お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おいしいかおいしくないかは個人の感覚、感じ方にもよるかと思いますが、例えば、今の鳥居川は、現場の話を聞きますと時期によっては油が混じっているときもあるということもございます。もちろん油を除去して水道水として供給していくわけですが、そういうようなことなど考えますと、いわゆる水道水としてはもちろんクリアしているけれども、一般論でいうおいしさという問題については、全面的においしい水を供給しているという答弁を私は差し控えたいと感じます。

ついでに申し上げますけれども、それに代わる土橋の水を使えばいいではないかとおっしゃるかもしれませんが、今時点では土橋の水も決しておいしい安全な水とはなかなか言い難いというのが現状でございます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 引き続き質問いたします。水源確保に向けた経過について、第1次、第2次飯綱町総合計画及び平成29年3月17日開催の議会全員協議会の席上で、上水道・下水道事業に係る経営戦略の策定について説明を受けました。上水道事業への課題と経営戦略、経費の財政措置面を含め策定状況が示されました。

冒頭申しましたとおり、平成29年9月定例会の初日のごあいさつの中で、今後、町としての課題解決すべき事業の一つとして、三水水道の水源確保等々に取り組む方針を示されました。以来2年の歳月が経っています。

そこでお聞きしたいことは、示された個別方針案に係る研究経過と措置及び課題について町長にお尋ねします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。おっしゃるとおり、町として鳥居川の表流水が少しうれしくない水源だとすれば、深井戸に水源を求めようということで、まず土橋の現状の水源に目を付けました。それが非常に汚れてきているのと、水量が当初はかなり期待できたものが、当初は日量1,000トンを超える能力を持っていて、7割使っても700トンぐらい出てきて水質もまあまあというデータの中で、土橋の深井戸がスタートしたようなのですが、それが年数を経るにつれて駄目になってきたということでした。管を入れて、所々にスレートという刻みを入れて周りの水を吸い込み、それをポンプでくみ上げるというのが一般的な深井戸のスタイルです。多分どこかが詰まってきて、良い水が吸い込まれてきていないのではないかとということで、確か長野市にある水道専門の井戸を掘る会社にそれをクリーニングしてもらい、新たにまたスレートを掘って刻みを入れ、新たな取入口を何カ所かつくって調査をいたしました。そう

いう段階でやはり何年か時間がかかりました。

しかし、いずれの調査結果も当初スタートしたほどの期待の持てる水量と水質ではないけれども、大きな水脈があることは期待できるという報告を受けているのが現在です。

そして、一部には牟礼地区の大門川なり深井戸の水源を、三水地区のほうへ回したらどうかというのがありますが、この大きなネックになるのが鳥居川としなの鉄道を越えなければいけないことです。

先般、小玉のしなの鉄道の線路の上を走っている、僅かこれぐらいの水路の一部が老朽化して直すだけでも実に1億円近い予算が必要だと申し上げました。水道もそうですけれども、水道が通っているのも新しくしたいと言ったら1億何千万円です。これは、本当に大きな予算が必要だということであり、とにかく土橋をもう一回、その場所が駄目だったら隣に掘ったらどうかということも提案しました。不思議なことに、井戸というのはA地点で掘って、5メートルほど隣で掘ったらまた良い水が出るということが平気で現実としてありますので、それをするための予算措置をこれから考えるかというのが一つです。

実は、あの地域一帯、中野市と信濃町と飯綱町で水源が3本掘られております。中野市と信濃町に安く水を買ってもらおうではないかという協議もしました。毎年3者協議があります。これも、売ってもらえる水量と価格にはいろいろな差がございました。今時点のところでは、とてもそんな高い水は買えないという状況です。ただ、井戸を掘るなら掘ってもいいのではありませんか。しかし、飯綱町にも環境保全条例がありますけれども、深井戸を掘るというのは相当関係者に許可をもらわないと井戸が掘れないようなものになっております。これは、他市町の許可をいただく中で、もう一回同じ地域の中の新たな水源を探索して挑戦してみるかという、これが大きな意味では当たるか当たらないか非常に不安な点もありますけれども、いろいろ考えても今の時代でしたら3,000万程度、数千万で一本掘れるのではないかと考えております。そこら辺の検討はこれからしたいと考えております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） あとの質問にも関連しますので次に移ります。

先の9月議会定例会における先輩議員の一般質問に対する町長の答弁内容を再度申し上げます。「三水浄水場をどうするかについて、全くクエスチョンマークです。新たな水源を別のところに設けるか、または牟礼水道と合体させていくようなスタイルのほうが安いのか、どういうスタイルで行うかは本当に未定です」。それから、最後のほうで「水道会計や一定の水道料を含めた扱いについて、第三者を入れて研究していこうではないかということで、真剣に検討していきたいと思っています」と述べられました。

お聞きします。まず、どういうスタイルで行うかについて未定とのことですが、本当に未定であるのか。あるいは、ただいま若干経過措置を述べられておりましたけれども、そういう検討中により今検討を示すべきではないという判断にたつての9月定例議会の町長の答弁であったのか。そこら辺の実情をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは、担当課長にもいろいろ相談をしているのですが、議員がおっしゃるとおり、正直言って今、水源をどうしようかというのは検討中でございます。

その検討中の中には、どの工法がまず費用的に安いのか。そしてランニングコストはどうかという問題と、恐らくどのぐらいのお金がかかるという試算が出てきた中に、例えば10億という予算が必要となった場合にはどうやってそれを負担し合うのか。

私は、住民の皆さんからいただく水道料をなるべく安く供給したいというのは腹として嫌なほどあるわけです。生活必需品となる水の値段を平気で上げるようなことはしたくない。でも、これは企業会計のあり方として考えれば、いやいやそれは理論的におかしいのではないかと。応分の負担というのは受益者である住民からいただくのが筋で、税金はほかの福祉や違うほうへ使ってくださいと言われれば非常に困る答弁になります。そういう財源の確保という問題。

そして、牟礼地区の水道を一緒にすればいいのではないかとこのところには、申し訳ないのですが、まだまだ若干のわだかまりがある。私たちの水道はそちらに供給する分ではないというような、一つのこだわりを持っておられる方もいらっしゃいます。

話が少しそれますけれども、私はそういう意味でスキー場問題の解決というのは非常にここに深く思いを寄せていました。三水地区の皆さんが、スキー場問題には反対だけれども何とか旧牟礼がやってきたものはしっかりやってもらいたい。しかし、これ以上の投資はもうきついという中から売却をすることによってそういう問題がなくなったのと、閉鎖をしていくにも前から言っているように4～5億のお金が必要で、リフトの撤去など、そういう必要もなくなった。そういう意味では、町民の皆さんにもこういう意味での財源の確保の見通しもあるし、町で半分ぐらい見るような極めて異例な水道会計への支出、支出の仕方はいろいろ考えなければなりません。

そういうことを総合的に考えて「こうだ」と言わないと、「素晴らしい水を供給するようになって大変うれしいが、水道料は今までの2倍になります」、これは「コンビニで買ってきたほうが安いじゃないか」という話になっては本末転倒だと思っています。そこに神経を使って一生懸命答弁しているところであります。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 今、町長から9月議会定例会で足踏み状態の背景と、非常にいろいろな角度から検討しなければならないということで、そういう答弁をしたということは理解しました。

先ほど申しましたように、第三者を入れての研究検討会というようなことを真剣に考えて検討してまいりたいという答弁がされましたもので、その研究検討会の具体的な内容のあり方について、もし現時点で考えがございましたらお聞かせいただきたい。

聞きたいことは、さらに町長から答弁していただきたいのですが、その場合、町側のほうからこういう課題でやりたいという考え方を示されるのか、それともフリートーキング、一定の条件等を示す中で、いろいろな方策の中でベターなものというような研究会のあり方を含めて、もう一度町長に考え方を聞かせたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 研究委員会のあり方については、今年から水道法が改正されて民間に事業

を委託してもいいという話になりました。正直言って、これは全然やる気もございません。しっかり行政でやっていきたいと思っているのですが、一応こういう研修会にも行ってきました。

こういう議論をする中で、先ほど申しました行政としての支援の仕方等と、どの部分だけ委託するとこういう経費がかなり浮いてくるとか、そういう経営的な中身の助言者という人に入ってもらえればどうかと考えたり、あとは有識者を交える中で考えたりしていきたいと思えますけれども、具体的には消費をしている住民の何名かの代表の方も当然入っていただかなければと思っています。

ただ、料金については、料金をこのようにしていくべきだと検討した委員会の報告書が皆さんに報告されております。これは、1立方当たりこれだけ値上げのが本来の方向だと思われるというようなものです。私は、料金についてはまずもう一回皆さんにその報告を理解していただくようなことを全協か何かで報告したいと思っていますが、正直言って、それをそのまま踏襲していくというのは、私は少し無理があるという思いがございます。そういうものも含めて、総合的な研究委員会を立ち上げていきたいと思っていますが、具体的な人選等々については全く未定でございます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは、最後に結論はここで町長に詰めていきたいと思って、再確認の意味を込めて質問するわけですが、平成29年度から向こう10年間の第2次飯綱町総合計画のうち、向こう5カ年間の前期基本計画では水道水源の水質を向上させ、安全でおいしい水を供給する旨が明記されております。

そこで、この見解と実施について、大変重要な質問と私は理解しておりますので、そこを町長、明確にお示しいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 前期5年ですから、29、30、31、32、33、私の任期はあと2年足らずですので、場合によればしっかり引き継いでいきますけれども、何とかこの5年の中で、少なくと

もどういう水源にしていくかというぐらいは大きく議論すべき時だと思います。一定の方向が決まれば、次の年度の中でしっかり財源確保の見通しを立てていけるのではないかと考えています。この期間になかなか進まないというようなことになると、少し向こうに送りすぎていくのではないかとと思います。

それともう1つ、今、一生懸命人口増対策をやっております。それには、個々で入ってきていただく人も大事ですが、企業誘致です。三水地区に、例えば農業関係の何かで企業として進出したいとなった場合に、必ず供給できるかどうかというのは水です。今、三水地区の供給量は、多分、日量1,000トン程度で推移していると思います。1,000トン程度の供給能力しかないところへ、例えばあと500トン欲しいというように増えてくると、いずれにしてもどこかに水源を求めるなど水を確保していかないと、町の発展という意味でも、水道の確保、水源の確保は行政として急務だと思います。

私は、諸問題を大変評価していただいてうれしかったのですが、リゾート問題、学校問題、保育園問題等々、そして高齢者福祉、子育て支援、そこが一定の成果のめどが立つようになってきました。私は、大きな行政課題は水道の問題という捉え方をしておりますので、多分、その中で集中した論議をしていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは、今の町長の見解、そして実施にあたっての思いを聞かせていただきましたので次に入ります。

通告の2番目として、財政面から三水地区の水源確保に向けた財源調達の方針について伺います。当初、現行浄水場の改修に係る所要見込額はどのくらいかと通告時に質問しようと思ったのですが、ただいまの一連の町長の答弁の中で、ここは触れてもあまり意味がないと判断しまして、次に方策別の検討経過は若干聞きましたので、もしその所要見込額というのを、例えば先ほどの土橋付近に新たに井戸を掘った場合、最低でも3,000万程度と言われておりました。その他もろもろの方策について、検討された見込所要額というものがお分かりになれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） でたらめな数字を申し上げるとかえって失礼ですので、課長から答弁させていただきます。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。方策別の所要見込額ということでございますが、まず新たな水源確保については、土橋に新水源をさく井する場合に係る経費でございますが、およそ4,000万円でございます。

続いて、三水浄水場の処理変更、上水の処理変更をする高度処理施設の建設にあたっては、高度処理、マクロ化、活性炭吸着処理の建設は5億8,000万円程度であるとみております。表流水を処理した能力がほぼ同じ山ノ内町の浄水場建設費で、この額で建設をしているというところでございます。

続いて、上水の購入という点でございますが、近隣市町から水を購入する場合、現時点で提示されている金額は条件等があり流動的でございます。供給単価、売る価格で市と町に現実に売買を前提とした価格ではありませんので投げ掛けてあります。加えて、施設整備費が必要であるので単価等はまだ示されておきませんが、これもかなり多額の費用がかかるというところ です。以上であります。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは次に、ただいま個別に一応考え方が示されて、これからできる限り早いうちに方向性を示して実施していきたいということでございます。それらに向けて、先ほども若干触れられました、このいわゆる財源調達も、本当に水道水の供給を受けている住民にあまりにも過大な負担を掛けるというのはいかがなものかという見解を示されましたけれども、一応、今後の浄水場の改良改修に向けて、どんな方針で財源計画を立てていかれるか、考え方についてご説明いただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 大基本は、飯綱町の町民はどこに住んでいようと水道料は同じです。私はA地区だから少し高いということは絶対にする予定はございません。したがって、水道料を値上げということについては全町民に関係することになりますので、非常にこれは深く配慮した対応が必要であろうと、今はこの程度の答弁にさせていただきたいと思っています。

そういうものを前提として、先ほど申し上げましたのは、あとの財源をどこに見つけるか。大した金額ではないですけれども水道会計の持っている今の自前の貯金のうちどのぐらいが使えるか。あとは企業債という借金。そして、町が出資金で出すか何で出すかはあれですが、一般行政の支援という二本立て三本立ての中で進んでいかないとならないと思っています。

しかし、私が一番重視したいことは、この世の中、これからどんどん生活が厳しくなって、格差がまだ大きくなっていくような雰囲気のある時代にあって、弱い立場の人が水を飲むのも節約しなければならないというような町で、この町に住んで良かったという印象はとても受けてもらえないのではないかという思いがございますので、一番神経を使うところは、利用者の水道料をある意味ではどう抑えていくかということを重点に考えていきたいと思っています。

それは、ネガティブな考え方だけで、もっと積極性を持って考えますと、先ほどの耐用年数の50年、60年の中で全体の財政を考えればいいので、前にも言いましたとおりJRから私鉄に電車が移った場合に、「非常に経営が苦しい場合には鉄路は行政がやりましょう、上に走る電車はどうか事業者でやってください」と。もちろん、その後の運営経費も含めてという企業会計のあり方等々もあります。

一つひとつ検討している経過については、私は決まるまで発表するべきではないという考え方はあまり持っていないほうなので、議会の全協あたりに「実は今、こういう検討会をやってこんな意見が出ている状況」と、基本的な方向が決まるまでについては議会とも十分協議をしていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは、3番目の通告事項は今までの町長の答弁の中で理解をしておりますので、次の4番目の給水人口減少等の背景を踏まえた町水道事業経営健全化を目指した対応方針についてお聞きします。

先ほども、若干町長も触れられておりますのでここは考え方を簡潔に、あとの質問もございまして一応考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 当面の水道会計の運営方法については、これも合併のときに水道会計の支援は5年を限度に実施するということでスタートしたことは皆さん御存じかと思います。15年目を迎えた今現在も、そのまま支援をしております。これによって、水道料金は安く据え置いてきております。私は、少なくとも現状の維持は図っていきたいと思っています。その後、先ほどの大規模な水道施設の改修、新設等々の時点においては、また新たな協議を申し上げたいと思っております。

水道料金については、消費税も上がったことでこれは自動的にそういう推移をしているのですが、現状の町からの支援でまかないきれないような状況が人口減少によって起きてくるような事態については、やはり審議会を開いて検討してほしいという思いはございます。

精神としては、何とか現状を維持するような方向で持っていきたい、料金の改定をするにあっても、5年、10年のピッチで上げるようなスタイルでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 水源問題について、ある程度、町長の本当に財源調達含めての考え方をお聞かせいただきましたので、是非、その思いを早期に決断をしていただきながら、原課と十分相談しながら対応していただきたいとご期待申し上げます。

次に2番目の観点から、政策サポーターからの提言、「魅力ある農業再生を目指して」の取組について伺います。

政策サポーター制度については、既にご承知のとおり開かれた飯綱町議会とするためにも議

会活動へ町民各位の参加を広げる。2つ目として議員定数が減る中で、町民の皆さま方の知恵をお借りし、政策づくりを議員と共働の力で進めることを目的といたしまして、平成22年度から取り組み、本年11月1日に第4次政策提言として、ただいま申し上げましたテーマについて町長に提出したわけでございます。

ほかにももう1件提出してあるのですが、取りあえず私の当時の所管でございました事項についてこれから申し上げながら、提言実践に向けて鋭意これからお取り組みいただきたいということをお願いするわけでございます。

今、農業を取り巻く情勢は、全国的にも同様であります。農業従事者の高齢化、後継者不足等々の背景により、荒廃農地等の拡大等の課題が山積しているわけでございます。町長はいつも言われておりますけれども、農業は基幹的産業として位置づけられています。このため、原課の産業観光課長ほか、職員の皆さん方も施策の実施対応について非常に頑張っておられ、こういうことはサポーターの皆さま方からも声がありました。こういうことは十分承知の上、これから質問をするわけでございます。

政策提言時には、町長からは課長会議等に図りながら真摯に取り組むという考え方をお聞きしたところでございます。町の施策にあたっての骨格である第2次飯綱町総合計画前期基本計画でも、大きな括りとして政策提言と同様の方針が各所に見受けられ、同感もしている思いでございます。

つきましては、町農業の現状、課題、解消策等々を議論する中で、明日を目指して魅力ある農業再構築に向けての論点整理は、短期、中期、長期と非常に広範囲に及んでおります。なおかつ、サポーター各位からの意見を尊重した提言内容であることもご理解いただきながら、今後取り計らっていただきたいと思うわけでございます。

その前段として、今般、特に総論的なサイドで考え方をお尋ねいたしたいと思います。以下の事項について町長に質問いたしますので、ご答弁のほどをお願いいたします。

まず、政策提言、「魅力ある農業再生を目指して」を踏まえての各種事業推進に向けた所見とその決意について町長にお尋ねします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 久しぶりに集中的に質問をいただいている、しっかり勉強しておかなければ答弁もできないとつくづく思っております。

サポーターからいただいた農業再生の提言書、この中身はなかなか高度でよくこういうふうにとまとめていただいたと思いました。それが全体的な印象でした。

1 つには、りんごの新ワイ化の推進を図っていくべきだ。これは、誠にそのとおりでございまして、やはりなかなか面積の拡大等々ができない時代に、10 アール当たりの収量を良品質なもので増やしていくというのは願ってもないことです。やはり、これからはそういうことが必要だろうということで、これに対する助成事業、トレリス等の補助なども含めて実施をしているところで、これからも必要だと思っています。

また、お客さんがどういうものを望んでいるか。お客のニーズに合った品種も同感でございます。平出地区等々では、ぶどうの栽培も始めたところがございます。今、試験的に栽培しているいちご、こういうものについても取り組んでいきたいと思っています。

また、ネット販売、J Aとの連絡・協調を密にしていこう。ネット販売については、私は去年タイへ行ったときも、向こうの仲買人、バイヤーさんたちが一番強敵に思っているのはネット販売だそうです。それは、植物の検疫は取らなければなりませんけれども、仲介の業者さんなく飯綱町からタイのA商店へ「ふじ」を直接送るということでございます。これは、恐らくAmazon 等々も含めて、あのようなものの時代になってくると思っています。

J Aさんとの連携、今、J Aさんも品物が集まってこなくなって非常に困っております。去年は大田市場、今年は東京の豊洲、そして伊勢山田青果を回ってきましたが、現場の評価は非常に高いものがございます。J Aさんはいろいろな関係で九州から新潟県まで何社かのところへ送り込んでいるわけですが、東京を中心に送ってほしいという強い市場の要請もございました。これからは、やはりJ Aさんも新しい感覚で売ることについてもう一步進んだもの、J Aが進んで新しい販売方法を開拓していくというようなことも、本来なら期待した

いとかねがね思っております。全農ながのさんなど、それぞれ専門的な機関もございまして、それはそれで良いわけですがけれども、もう一歩進んだ形で対応してほしいと言いますか、連携は重要なことだと思っております。

鳥獣被害の対策は全くそのとおりでございますけれども、今、奈良本地区で事業を実施しようとしています。集落の山沿いにずっとネットを張るという、普光寺でやったようなことです。この間も、SNSやITを使って獣が来ると自動的に察知して、光が出たり音が出たりということで獣を追い払って、もうほとんど被害がない。しかも、どこかに引っ掛かって捕まっていれば、その連絡が来るというスタイルも出てきたようです。これは、やはりせっかくつくったものがイノシシで散々な目に遭うというのは、そのご苦労は嫌なほど自分も感じております。これも積極的にしていきたい。

最後に、土地改良事業の一層の実施です。これは、水田についても、今、飯山や木島平のほうでは3反歩を1町歩にするという圃場整備をやっています。これは、いかに作業の効率化を図るかということですが、もう一つ素晴らしいことは、水の管理、耕起、代かき、恐らくやるとなれば田植え、稲刈りまで全部自動でやりますという時代になってきました。りんごも消毒、草刈りもみんな自動でやる。

これをやるには、いくら自動だと言っても隣の畑から隣の畑に行くのに1メートルも段差があるところでは駄目で、AIの導入可能な土地改良事業というものを私は実施したい。これは、農業を本当にやりたいという人たちに、例えば10ヘクタールのうち、規定では7割ぐらいだと思っておりますけれども、集中的に人にやってもらうとか、土地を売るとか、そういうようなスタイルで集団化をしていただくと自己負担金はなしという事業でございます。是非、そういう事業を導入して生産量の確保を図っていかないと、どうにも寂しいものでございます。「こんなに人気があるけれどももう品物が終わりです」、今年もJAさんの23日のりんご祭りは、午前中に終わってしまいました。

そんなことで土地改良事業は大いにやっていきたいです。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 通告で次年度に取り組む、あるいは中長期に優先的に取り組む事項については、3月定例議会でそこら辺を踏まえてしっかり質問をさせていただきます。

4番目のこれから想定されますスマート農業の推進に向けた生産基盤で、土地基盤整備の考え方についても、今、町長が触れられ、一応町長の考えを理解しました。時間となりましたので、以上を踏まえまして私の質問を終わりとします。

○議長（大川憲明） 荒川詔夫議員、ご苦労さまでした。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りします。

明日6日から17日までの12日間は本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、明日6日から17日までの本会議を休会することに決定しました。

18日の本会議は、議事の都合により会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて午後1時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、12月18日の本会議は午後1時に開くことに決定しました。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前10時51分

令和元年 1 2 月飯綱町議会定例会

( 第 4 号 )

## 令和元年 1 2 月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第 4 号）

令和元年 1 2 月 1 8 日（水曜日）午後 1 時開会

日程第 1 諸般の報告

報告第 1 9 号 議員派遣結果報告

日程第 2 北部衛生施設組合議会議員の選挙

日程第 3 常任委員会審査報告

（1）予算決算常任委員会

（2）総務産業常任委員会

（3）福祉文教常任委員会

日程第 4 常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第 5 議案第 8 9 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 9 0 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 7 議案第 9 1 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 9 6 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

日程第 9 議案第 9 7 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 0 議案第 9 8 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 1 議案第 9 9 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 2 議案第 100 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 1 3 議案第 101 号 北部衛生施設組合のごみ処理事業終了に伴う財産処分の協議について

日程第 1 4 議案第 102 号 工事請負契約の締結について

日程第 1 5 発議第 8 号 ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書案

日程第 1 6 発議第 9 号 地域の実情を十分に踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書案

日程第 1 7 議員派遣の件

日程第 1 8 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（14名）

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番   | 清 水 均   | 2 番   | 風 間 行 男 |
| 3 番   | 中 島 和 子 | 4 番   | 目須田 修   |
| 5 番   | 瀧 野 良 枝 | 6 番   | 原 田 幸 長 |
| 7 番   | 石 川 信 雄 | 8 番   | 荒 川 詔 夫 |
| 9 番   | 伊 藤 まゆみ | 1 0 番 | 清 水 満   |
| 1 1 番 | 樋 口 功   | 1 2 番 | 渡 邊 千賀雄 |
| 1 4 番 | 青 山 弘   | 1 5 番 | 大 川 憲 明 |

## 欠席議員（1名）

|       |         |
|-------|---------|
| 1 3 番 | 原 田 重 美 |
|-------|---------|

---

## 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 町 長     | 峯 村 勝 盛 | 副 町 長   | 合 津 俊 雄 |
| 教 育 長   | 馬 島 敦 子 | 農業委員会長  | 清 水 藤 一 |
| 選挙管理委員長 | 三ツ井 吉 次 | 総 務 課 長 | 原 章 胤   |
| 企 画 課 長 | 徳 永 裕 二 | 税務会計課長  | 永 野 光 昭 |

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 住民環境課長  | 梨 本 克 裕 | 保健福祉課長  | 山 浦 克 彦 |
| 産業観光課長  | 土 屋 龍 彦 | 建設水道課長  | 土 倉 正 和 |
| 教 育 次 長 | 桜 井 俊 次 | 飯綱病院事務長 | 大 川 和 彦 |
| 総務課長補佐  | 高 橋 秀 一 |         |         |

---

**事務局職員出席者**

|         |         |       |         |
|---------|---------|-------|---------|
| 事 務 局 長 | 笠 井 順 一 | 事務局書記 | 荒 井 智 雄 |
|---------|---------|-------|---------|

開議 午後 1時00分

### ◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、ご苦労さまです。

12月2日から本日18日までの定例会も今日が最後となりました。

本日も要領を得た活発な発言をお願いしたいと思います。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（大川憲明） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第19号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配付のとおり報告を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わりにします。

---

### ◎北部衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（大川憲明） 日程第2、北部衛生施設組合議会議員の選挙を議題とします。

過日、12月5日に清水均議員の北部衛生施設組合議会議員辞職願いが、同組合議会議長において許可されました。

よって、北部衛生施設組合議会規約第5条第1の規定により、1名を選挙で選出します。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、選挙方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、議長が指名します。

北部衛生施設組合議会議員に風間行男議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました風間行男議員が、北部衛生施設組合議会議員に当選されました。

当選されました議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知します。

---

#### ◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第 3、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長よりお手元に配付のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略いたします。

次に、総務産業常任委員長の報告を求めます。風間総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 風間行男 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（風間行男） 総務産業常任委員会報告を会議規則第 77 条の規定により報告します。

審査報告に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

それでは、別紙をご覧ください。

飯綱町議会議長 大川憲明様、総務産業常任委員会委員長 風間行男。

議案第 80 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、可決。

議案第 81 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、可決。

議案第 82 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例、可決。

議案第 83 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 84 号 飯綱町サッカー場条例、可決。

議案第 85 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例、可決。

議案第 86 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例、可決。

議案第 87 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例、可決。

議案第 94 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

議案第 95 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

陳情第 6 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書、不採択。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。赤文字のみを読み上げます。

議案第 80 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

質疑③、試算では、約 1 億円の財政負担があるとのことだが、財源はどうなるのか。

回答③、現在、具体的に国から示されていないが、交付税を中心に財政支援を考えているようである。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 81 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 82 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例。

質疑①、行政職と医療職が分かれているが、それぞれどのくらい人数がいるのか。

回答①、本年度の予算や現在の勤務状況で単純に試算する中では、行政職は 93 名であるが、正確な数字については来年度の予算書の中でお示しできると思う。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 83 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例。

質疑①、国からの交付金及び令和 6 年度から税額 1,000 円を課税していくと、おおよそいくらの金額になるのか。

回答①、令和元年から 3 年については、国の交付金予算規模が同じことから、ほぼ同額の 210 万円が配分され则认为している。令和 4 年から 5 年については、100 億円が追加されるため、その増加分のパーセンテージが上乘せされ则认为られる。それ以降の令和 6 年からは、徴収分の金額により変動が生じるため、金額の把握は難しい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 84 号 飯綱町サッカー場条例。

質疑②、このサッカー場では、サッカー以外のスポーツができるか。例えば、ゲートボールをプレーすることはできるか。

回答②、基本的にはサッカーを想定しているが、地域の運動会、イベント、健康教室等の活用も考えており、人工芝を傷めない範囲でサッカー以外にも使用していただくことは可能としたい。

質疑④、指定管理者は決定しているのか。

回答④、3月議会に議案の上程を予定している。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第85号 飯綱町農林畜産物直売施設条例。

質疑②、三本松農林畜産物直売施設の営業はいつから開始するのか。

回答②、5月下旬のオープンを予定している。

質疑④、第1条の農家レストラン日和について、中身を検討し工夫しなければいけない施設だと思うがどのように考えているか。また、現在の従業員は今後どのようなになるのか。

回答④、指定管理者候補者であるふるさと振興公社の提案内容に基づき答弁する。日和については、来年の1月から休業して4月にリニューアルオープンを予定している。町の農畜産物を使用した料理や郷土料理といったレストランのコンセプトは今までどおりだが、リニューアルオープンまでに新たなメニュー開発、営業手法の検討を行っていく。従業員については、雇用継続を基本に考えている。

質疑⑤、三本松農林畜産物直売施設の営業は通年ということだが、経営は大丈夫か。

回答⑤、飯綱町の農畜産物だけで通年営業するのは難しい。冬期間はJAや近隣の市場からの仕入れを検討している。

質疑⑧、雪室がしゅん工したときに規模拡大の要望が出ていたが、現在の使用状況はどうか。今後、雪室の増設などの計画はあるのか。

回答⑧、雪室はりんごやそばの実の保存に使用している。雪室は工事費用が高額でもあり、現状では増設の考えはない。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第86号 飯綱町農林畜産物加工施設条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第87号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例。

質疑②、提案説明書に当該条例の制定の理由は書かれているが、目的が書かれていない。公

営企業会計を適用させる目的は何であるか具体的に教示願いたい。

回答②、目的は次のとおり。人口減少に伴い経営状況が非常に厳しい状況になる中で、損益情報やこれから直していかなければならないストック情報を把握しやすくなる。また、公営企業会計を適用することで、発生主義の考え方により迅速性が出てくる。さらに、複式簿記採用により貸借対照表ができることで、どのお金の対価が分かりやすくなる。そういったことにより、毎年の利益や損益といった経営成績が分かりやすくなり、財政状況を迅速に把握できるようになる。期待される効果として、まず、持続可能なストックマネジメントを推進していける。次に、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能になる。3番目に、広域化、民間の活用も検討していける。4番目に、企業間、同規模自治体の下水道事業との間での経営の比較ができる。5番目に、分かりやすい財務情報を町民各位に提供でき、ガバナンスの向上に資する。以上のようなことを国が指摘している。国は、公営企業会計の適用を行わない自治体には、普通交付税の交付を行わないこともあり得る旨をほのめかしているため、下水道事業での公営企業会計の適用が財源の確保にもつながると考える。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第94号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑①、ふるさと振興公社のほかに、指定管理者の応募はあったのか。

回答①、町内の3つの直売施設をふるさと振興公社が運営していく方針について、町は直売所出荷者に説明してきた経緯があり、本施設の指定管理者の募集は非公募とした。非公募のため、指定管理者指定申請書の提出は、ふるさと振興公社一者のみである。

質疑③、ふるさと振興公社が事業規模を拡大していく方向だが、その点についてどう考えるか。

回答③、農家が直売所を運営し、経営の責任まで負うことは困難な状況になってきており、直売所の運営を法人にお願いしたいという意見が直売所出荷者から出ていた。町は、その任を担うのは第3セクターのふるさと振興公社であると考え、その構想を説明し、直売所出荷者から同意を得てきた経緯がある。ふるさと振興公社が3つの直売所を運営することで効率的な運

営が可能になると考えている。

意見⑥、政策要望に公社の存続要望を入れてある。最初の設立経緯からは避けて通れないのでしっかり論議してほしい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 95 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第 6 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

9 月定例会審査報告、説明者なし。

意見①、地方議会として、陳情書の内容が国連の勧告撤回等多岐にわたっているため、審査は難しい。したがって、継続審査扱いとしても良いと思う。

継続審査採決、賛成多数で閉会中の継続審査とした。

閉会中審査報告、日時 令和元年 11 月 22 日金曜日 午前 9 時、場所 元気の館、説明者なし。

意見①、この陳情は、国連の勧告内容についてまで吟味しなければ正確な判断はできない。そうすると、幅も広く内容も深いため、なかなかその内容の審査を尽くすことはできないのではないか。

意見⑥、国連の勧告ということで、議員必携には町村の権限外である外交問題の意見書を採択されたいとの陳情を採択することは、一般的に好ましくないと記載されているため、これは不採択で良いと思う。

反対討論、直接議会に属するものとは異なるため反対する。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより、総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。風間委員長、ご苦労さまでした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会報告を会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

議案第 92 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

議案第 93 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

陳情第 8 号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書、採択。

陳情第 9 号 ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書採択についての陳情、採択。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下、赤文字のみを報告いたします。

議案第 92 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑①、デイサービスセンターふれあいの園は、要支援 1・2 の方は利用しているのか。

回答①、利用している。デイサービス事業は、要介護・要支援の方や介護予防日常生活支援総合事業として、65 歳以上の方は要支援・要介護の認定を受けなくても、基本チェックリスト（運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ病、閉じこもり等）25 項目の質問票により、生活機能の低下がみられた方も利用することができる。

質疑⑥、社会福祉協議会のほかに参入できる事業者はないのか。

回答⑥、最初は公募したが、応募する事業者はなかった。

意見⑨、社会福祉協議会も自立できるよう努力していかななくてはならない。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 93 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第 8 号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書。

説明者 長野県保険医協会事務局 原淳氏。

質疑①、妊娠中は、口腔内の衛生状況が悪くなるので、予防的に推奨したいということか。

回答①、歯科も大事であり、積極的に受けてほしい。

質疑②、自治体が委託契約することにメリットはあるのか。

回答②、自治体で委託するのは大変なことである。歯科医は、ほとんどが歯科医師会に加入しており、歯科医師会にお願いし了解をいただいたので、陳情者に名前を連ねていただいた。

質疑⑤、母子手帳交付時に歯科検診は勧めているか。

回答⑤、母子手帳は、妊婦が胎児の状況の確認に使うことが多い。交付時に一通りの説明はするが、歯科検診を必ず受けてとは言っていない。

討論なし、採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第 9 号 ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書採択についての陳情。

説明者 長野地区社会保障推進協議会事務局長 小野高總氏、同事務局次長 藤本ようこ氏。

質疑①、ケアプランを受けるたびに支払うことになるのか。

回答①、介護保険は、ケアプランを立てなければ使えない。家族の状況や認知症が進むなど、利用者の環境には変化があるので、ケアプランの見直しが必要になり、その都度支払うことになる。

質疑②、かかるお金を誰が払うのか。国の財政を考えると、小さいところが少しずつ払わないと成り立たないのではないか。

回答②、今、負担割合は第 1 号、第 2 号被保険者が 50 パーセント、国 25 パーセント、県・町が 12.5 パーセントずつとなっている。2001 年に始まった時は総額 4 兆円だったが、今は 10 兆円を超えた。介護保険が始まる前は国の負担が 50 パーセントだった。払える水準の保険料は限界にきているので、国庫負担を増やしてほしい。

質疑③、一定の負担はやむを得ない。いくら国に意見書を上げてもなかなか通らないので、むなしさを感じている。

回答③、住民の立場に立って言い続けることが大事。子どもの医療費窓口負担が 500 円になるまでに二十数年の運動を続けてきた。国にいくら上げても変わらないむなしさはあるが、住民の思いを届け続けることだと考える。

賛成討論、新聞報道によると、与党からも反対意見があり、政府のダメージにもなるほどの案件である。利用者の負担増には反対。

採決の結果、全員賛成で採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより、福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） なしと認め、質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労さまでした。

---

#### ◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 4 常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第 80 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 80 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 81 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 81 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 82 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 82 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 83 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 83 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり

可決されました。

議案第 84 号 飯綱町サッカー場条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 84 号 飯綱町サッカー場条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 85 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 85 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 86 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 86 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 87 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 87 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 88 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 88 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 92 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 92 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 93 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 93 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 94 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 94 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 95 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 95 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告の

とおり可決されました。

陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

委員長報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大川憲明） 起立少数です。

したがって、陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

陳情第8号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、陳情第8号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第9号 ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書採択についての陳情を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、陳情第9号 ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書採択についての陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### ◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第5、議案第89号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第２号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 89 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 90 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 6、議案第 90 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 90 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、  
原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 91 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 91 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正  
予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 91 号 令和元年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 96 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 96 号 成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 96 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 96 号 成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。追加の議案書並びに議案の提案説明書の 1 ページ上段をお願いいたします。

今回の改正でございますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律がございまして、その 11 条第 2 号の規定であります成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう欠格条項などを設けている条例については、所要の規定を整備するという権利の制限に係る措置の適正化を図る法令が公布されたことによるものでございます。飯綱町で関係する条例は、議案書及び議案の提案説明書のとおりでございまして、5 つございます。

施行期日は、公布の日から施行しまして、令和元年 12 月 14 日から適用するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 96 号 成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。再開は 14 時とします。

休憩 午後 1 時 4 9 分

再開 午後 2 時 0 0 分

---

#### ◎議案第 97 号から議案第 99 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 9、議案第 97 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 10、議案第 98 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 11、議案第 99 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期

付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、

以上、条例の一部改正 3 件を一括して議題とします。

なお、質疑、討論、採決は、議案ごとに行います。

議案第 97 号から議案第 99 号について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 97 号・第 98 号・第 99 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 97 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。追加の議案書並びに議案の提案説明書 1 ページ下段から 2 ページ上段をお願いいたします。

この議案につきましては、人事院勧告に基づきます給与法の改正が国会で可決、公布されました。これに関連する条例の改正でございます。

改正内容でございますが、期末手当の支給月数を現行 3.35 月から 3.40 月、0.05 月引き上げるものでございます。

公布の日から施行し、12 月 1 日から適用するものでございます。また、第 2 条の規定につきましては、令和 2 年度以降の期末手当の月数を 6 月期と 12 月期ともに平準化する規定でございます。令和 2 年 4 月 1 日からの施行でございます。

続きまして、議案第 99 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書 2 ページ下段から 3 ページ上段をお願いいたします。

この議案につきましても人事院勧告に基づくものでございまして、主な改正内容でございますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、初任給について、大卒程度は 1,500 円、高卒者は 2,000 円の引上げを行いますことから、これを踏まえまして 30 歳代半ばまでの職員が在職する号俸につきまして、所要の改定を行うとともに公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

また、勤勉手当につきましては、支給月数を現行 4.45 月から 4.50 月に、任期付職員につき

ましては、期末手当の支給月数を現行 3.35 月から 3.40 月にそれぞれ 0.05 月引き上げるものでございまして、公布の日から施行し、12 月 1 日から適用するものでございます。

第 2 条及び第 4 条の規定でございますが、先ほどと同様、令和 2 年度以降の勤勉手当、期末手当の月数を 6 月期、12 月期とも平準化する規定でございまして、令和 2 年 4 月 1 日からの施行でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 議案第 97 号、議案第 98 号及び議案第 99 号について、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第 97 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 97 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第 98 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例

について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 98 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第 99 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 99 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 100 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 12、議案第 100 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 100 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 100 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、ご説明申し上げます。追加の議案書並びに議案の提案説明書 3 ページ下段からお願いいたします。

この補正につきましては、議案第 97 号、98 号、99 号に係る費用の補正となります。補正額は 234 万 9,000 円で町税の増を見込んでおります。

また、全協でもお話しさせていただきましたが、庁舎建設の実施設計書が固まりました。今年度、新庁舎に係る工事の発注に際しまして、債務負担行為限度額の補正をお願いするものでございます。補正額は 1 億 547 万 1,000 円の増で、限度額を 9 億 8,742 万 1,000 円とするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 99 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 100 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 101 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 13、議案第 101 号 北部衛生施設組合のごみ処理事業終了に伴う財産処分の協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 101 号）

○住民環境課長（梨本克裕） それでは、議案第 101 号 北部衛生施設組合のごみ処理事業終了に伴う財産処分の協議について、ご説明申し上げます。追加の議案書及び議案の提案説明書 4 ページ下段をご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

1 として協議の理由ですが、長野広域連合のごみ処理施設が稼働したことにより、平成 31 年 3 月 31 日をもって、北部衛生施設組合のごみ処理事業が終了したためでございます。

2 の主な協議内容としましては、ごみ処理事業に係る財産の取扱いについて協議を行うもので、建物及び備品について、飯綱町、信濃町両町が権利を放棄するというものでございます。

関係法令としまして、地方自治法第 290 条の規定により議決を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 101 号 北部衛生施設組合のごみ処理事業終了に伴う財産処分の協議については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 102 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 14、議案第 102 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 102 号）

○建設水道課長（土倉正和） それでは、議案第 102 号 工事請負契約の締結について、議案書並びに提案説明書 4 ページ下段をご覧ください。

1 の工事名ですが、令和元年度 社会資本整備総合交付金事業 飯綱町公共下水道管路施設工事（第 3 工区）であります。

2 の工事内容ですが、管布設工、延長が 690.9 メートル。鋼製さや管方式推進工、延長が 90 メートル。マンホール設置工が 8 箇所でございます。

契約方法につきましては、従来と同様に事後審査型一般競争入札で行っています。

契約金額でございますが、7,920 万円。うち消費税額が 720 万円でございます。

契約の相手方でございますが、住所 長野市安茂里小市一丁目 3 番 31 号、氏名 高木建設株式会社 代表取締役社長 高木正雄です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4 番（目須田修） 4 番、目須田です。3 つお伺いします。

1 つは、3 番の一般競争入札なのに、なぜ 1 者だけだったのか。

2 つ目、調査基準価格と予定価格が 800 万ほどの差があるのですが、なぜこれだけ大きいのか。

3 つ目、1 者だけなのに、なぜ 1 回目と 2 回目の入札があったのか。そして、2 回目の入札は、予定価格にかなり近い数字なのですが、情報が漏れたということはないでしょうか。これだけお聞きします。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。最初のご質問ですけれども、今回につきましては、台風による災害の直後ということもございまして、事業者の多くが災害復旧に当たっている状況もあったかと思えます。そのようなことで、入札参加者が少なかったと思っております。

この一般競争入札につきましては、広く公募して行っているものでございまして、入札者につきましては1者でございましたけれども、これは入札の要領で1者の場合でも入札は行うということで周知をしてきておりまして、このような形で1者での入札となったところでございます。

それから、予定価格と調査基準価格の差でございますけれども、予定価格につきましては、実施設計を組みまして、その設計額により予定価格を定めております。この調査基準価格というものは、適正な価格で事業者さんに請け負っていただくために、あまり低い価格での請負というものを制限するために目安として設けているものでございます。算出方法につきましては、直接工事費の何パーセント、それぞれ諸経費の何パーセント、それ以下になると、どうして低い価格になったのかを確認した上で契約するという目安にしているものでございます。この率につきましては県と同じで、これにより調査基準価格を積算して設けている数字でございます。

それから、なぜ1回と2回ということでございますけれども、1回目に入札いただいた金額がご覧いただきますと予定価格に達しておりませんので、第2回目を行っております。第2回で予定価格に達しているわけでございますけれども、当然、1回目の入札をしていただいたところで、この時点で予定価格は公表しておりませんが、「まだ予定価格に達していないので、もう一回の入札をお願いしたい」ということを、その場で事業者さんに申し上げて、2回目の札を入れていただいているところでございます。今、申し上げたとおり、予定価格が途中で漏れるようなことはもちろんございませぬので、情報漏れはしておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 確認させてください。調査基準価格から予定価格を設定するに当たっては、決められた率と回答いただきました。決められた率をお願いいたします。それと、第1回目の

入札の数字をいただいた時点で予定価格に達していないことを先方に告げたということでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。調査基準価格から予定価格ではなく、予定価格というのは実施設計を組んだ積算した価格が予定価格になりますので、まず予定価格が出ます。この予定価格に一定の率を掛けたものが調査基準価格ということになります。

調査基準価格でございますけれども、これは飯綱町最低制限価格制度運用要領というものがございまして、これに基づいて調査基準価格を設定してございます。直接工事費の額については10分の9.7、共通仮設費については10分の9、現場管理費については10分の9、一般管理費等の額については10分の5.5、このような率を乗じて調査基準価格を算出しまして、あまり低すぎる金額にならないように、事後審査ですのあとで確認をしまして、適正と認めた場合に契約をさせていただいております。

それから、達していないということを告げたかというご質問でよろしかったと思いますが、1回目に7,404万円ということで入札をいただきましたので、まだこの時点では予定価格に達していないということだけを申し上げ、2回目の入札をさせていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 調査基準価格が先に設定されていて予定価格を出すのではなく、予定価格が設定されて、それに定められた率をそれぞれ算出し合わせていったという回答をいただきました。

その場合に、予定価格はどのようにして算出されたのでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。ただいまも申し上げたところですが、実施

設計、要するに設計を組んだ価格によりまして、予定価格を定めさせていただいております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤まゆみです。工事場所の関係ですが、飯綱町大字袖之山、川上となっておりますが、具体的にどこからどこまでなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。大字袖之山、川上でございますが、この第3工区は、袖之山の処理場、クリーンセンター袖之山付近から野村上のJA高岡共選所付近までの町道、県道への管路布設とマンホール設置でございます。以上でございます。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第102号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 15、発議第 8 号 ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中  
止を求める意見書案を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第 8 号）

○9 番（伊藤まゆみ） 発議書を朗読いたします。

発議第 8 号、令和元年 12 月 18 日、飯綱町議会議長 大川憲明殿、提出者 飯綱町議会議員  
伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 中島和子、樋口功、青山弘、目須田修、瀧野良枝、清  
水満。

ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条の規定により提出します。

引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書案。

現在、政府内で、2020 年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められていま  
す。

その中には、ケアマネジャーが作成するケアプランを有料にすることや、要介護 1、2 の生  
活援助サービスを市町村が実施する総合事業に移すなど、更なる給付の削減・負担増を図る内  
容が盛り込まれています。ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護  
保険そのものを利用できなくなることになりかねません。生活援助の削減は、在宅での生活に  
困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」  
政策にも反するものです。

サービスを削減して負担を増やす見直しでは、高齢者の生活を守り、支えることはできませ  
ん。これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービス  
を必要な時に利用できる制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。

つきましては、以下の項目について求めます。

1 ケアプランの有料化や要介護 1、2 の生活援助の削減などの負担増やサービスの抑制に

つながる制度の見直しを行わないこと。

2 介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げ、その財源は国の責任で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月18日、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長あて、長野県 飯綱町議会議長 大川憲明。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第8号 ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第16、発議第9号 地域の実情を十分に踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書案を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議席番号 9 番、伊藤まゆみ議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第 9 号）

○9 番（伊藤まゆみ） 発議書を朗読いたします。

発議第 9 号、令和元年 12 月 18 日、飯綱町議会議長 大川憲明殿、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 中島和子、目須田修、瀧野良枝、清水満、樋口功、青山弘。

地域の実情を十分に踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条の規定により提出します。

提案理由をご説明申し上げます。

地域の実情を十分に踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書案。

本年 9 月、国の地域医療構想に関するワーキンググループは、効率的で不足のない医療提供体制を構築するため、再編・統合の議論が必要な医療機関として全国 424 の病院名を公表した。

今回公表された病院は、全国一律の基準により選定され、過疎化や冬場の積雪といった個別の事情が評価されていないことから、住民や医療従事者に、地域の病院が機械的に再編・統合されるのではないかと大きな不安を与えたところである。

また、人口減少が急激に進む中山間地域を抱える地方自治体は、地域医療構想の実現に向け、公立病院設置者としての経営改革や医師確保の取組に加え、公的医療機関への財政支援等多くの対策を講じてきた。しかし、今回の公表においては、こうした取組や成果が評価されておらず、地方自治体の医療施策の混乱が懸念される。

よって、飯綱町議会は、国において誰もが住み慣れた土地で安心して医療サービスを受けられる社会を実現するため、以下を強く要請する。

1. 国と地方の協議の場を積極的に設けるなど、地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進に努めること

地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 12 月 18 日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生

労働大臣あて、長野県 飯綱町議会議長 大川憲明。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、発議第 9 号 地域の実情を十分に踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書  
案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（大川憲明） 日程第 17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 121 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（大川憲明） 日程第 18、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

---

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程は全て終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件は全て終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 12 月定例議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

12 月 2 日に開会いたしました今定例議会におきまして、ご提案申し上げました全ての案件につきまして、原案どおりのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

5 月に元号が令和に代わり、新しい時代を迎えたわけですが、常態化しつつある自然災害や異常気象、確実に進んでいる少子化と高齢化の到来など、極めて厳しい時代を迎えているとも

言えます。

こんな中、飯綱町は中学校の改築、保育園や小学校の統合、基幹産業である農業の振興と6次化、飯綱病院の安定的な経営、スキー場問題、役場庁舎の統合と改築など、諸問題を解決してまいりました。

合併して15年という短い時間の中で一定の成果を上げることができたのは、長部局と議会がお互いに切磋琢磨する中で、連携や協調があった証であると感じております。

来年度以降、飯綱町は新たな課題の解決に向かって進むことになりますが、議会と歩調を合わせた対応は不可欠であります。一層のご協力やご指導を強く願うものでございます。

結びに、理事者側としてご出席をいただいております、代表監査委員、農業委員長、選挙管理委員長の各位には厚く御礼申し上げますとともに、議会議員各位をはじめとして、ご参会の皆様が希望に満ちた素晴らしい新年をお迎えになりますよう、心からお祈り申し上げまして12月定例会の閉会のあいさつといたします。この1年間、本当にありがとうございました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長(大川憲明) 本日の会議はこれで閉じ、令和元年12月飯綱町議会定例会を閉会とします。

長期間、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分

## 予算決算常任委員会審査報告書

令和元年 12 月 18 日

飯綱町議会議長 大 川 憲 明 様

予算決算常任委員会委員長 渡 邊 千賀雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

### 記

| 事件番号     | 件 名                     | 審査の結果 |
|----------|-------------------------|-------|
| 議案第 88 号 | 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号） | 可 決   |

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

#### ○議案第88号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）

質 疑：多世代の地域住民が交流できる新たな場づくりプロジェクトと廃校を活用した地域住民交流促進事業で、地域おこし協力隊を予定していた事業だと思うが減額している。継続して募集をしているとは思いますが、いつ頃を目途に採用を予定しているのか。

回 答：今回、採用の見込みがないということで4月～12月までの9か月分を減額した。採用したいがなかなか応募がないという状況である。1月～3月分は引き続き予算があることから、再度募集をして進めていきたい。

質 疑：大門川の補修について、工事内容の詳細をお聞きしたい。

回 答：大門川改修工事について、地元から今年度当初に要望があり、県に令和元年度農地耕作条件改善事業を追加要望し、採択されたことから補正予算を提出した。施工箇所は、リゾートライン下から延長約170メートルの改修工事であり、事業計画は令和元年度から2年度の2年間にわたり、全体事業費2,000万円で行う予定である。今回の補正要求額については、延長約70メートル分の工事費であり、特定財源は国が50%、県が14%の640万円を計上している。

質 疑：公有財産購入費の130万円について、直売所ムーちゃんを購入するとのことだが、どのような後利用を考えているのか。

回 答：現在建設中の三本松直売施設については、資材等を保管するスペースが不足している。

そのため、まずは資材を入れる倉庫として活用していきたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

以上

## 総務産業常任委員会審査報告書

令和元年 12 月 18 日

飯綱町議会議長      大 川 憲 明      様

総務産業常任委員会委員長   風 間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

### 記

| 事件番号              | 件 名                                           | 審査の結果 |
|-------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 議案第 80 号          | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例    | 可 決   |
| 議案第 81 号          | 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例         | 可 決   |
| 議案第 82 号          | 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例                     | 可 決   |
| 議案第 83 号          | 飯綱町基金条例の一部を改正する条例                             | 可 決   |
| 議案第 84 号          | 飯綱町サッカー場条例                                    | 可 決   |
| 議案第 85 号          | 飯綱町農林畜産物直売施設条例                                | 可 決   |
| 議案第 86 号          | 飯綱町農林畜産物加工施設条例                                | 可 決   |
| 議案第 87 号          | 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例                            | 可 決   |
| 議案第 94 号          | 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について                          | 可 決   |
| 議案第 95 号          | 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について                          | 可 決   |
| 陳情第 6 号<br>(継続審査) | 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書 | 不採択   |

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

**○議案第 80 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

質疑①：国の改正に伴い、飯綱町の関係条例も整備が必要ということか。

回答①：そのとおり。飯綱町では 11 の条例が対象となる。

質疑②：職員組合とは協議が済んでいるのか。

回答②：済んでいる。

質疑③：試算では、約 1 億円の財政負担があるとのことだが、財源はどうなるのか。

回答③：現在、具体的に国から示されていないが、交付税を中心に財政支援を考えているようである。

質疑④：歴史ふれあい館長は、どのような身分になるのか。

回答④：館長は、会計年度任用職員の制度施行に伴い、非常勤特別職の任用は学識経験等に基づき、助言・調査・診断等を行う専門性を有する者に限定されることから、一般的には会計年度任用職員へ移行される。

意見⑤：国には何とかして財政支援をしていただきたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○議案第 81 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例**

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○議案第 82 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例**

質疑①：行政職と医療職が分かれているが、それぞれどのくらい人数がいるのか。

回答①：本年度の予算や現在の勤務状況で単純に試算する中では、行政職は 93 名であるが、正確な数字については来年度の予算書の中でお示しできると思う。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 83 号 飯綱町基金条例の一部を改正する条例

質疑①：国からの交付金及び令和 6 年度から税額 1,000 円を課税していくと、おおよそいくらの金額になるのか。

回答①：令和元年から 3 年については、国の交付金予算規模が同じことから、ほぼ同額の 210 万円が配分され则认为している。令和 4 年から 5 年については、100 億円が追加されるため、その増加分のパーセンテージが上乘せされ则认为られる。それ以降の令和 6 年からは、徴収分の金額により変動が生じるため、金額の把握は難しい。

質疑②：計画を策定するとあるが、どのような事業を想定しているのか。

回答②：事業主体は耕地林務係になるが、新たな森林経営管理制度に要する費用、森林整備、間伐や人材育成、担い手確保、木材の利用促進、普及啓発などを想定している。

質疑③：交付金の配分の割合について、どのような内訳か。

回答③：私有林と人工林の面積で 50%、人口で 30%、林業の就業者数で 20%となっている。また、林野率が 75%以上の場合は 1.3 倍、85%以上の場合は 1.5 倍の補正がされる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 84 号 飯綱町サッカー場条例

質疑①：サッカー場の面積は。

回答①：ピッチが 68 メートル×46 メートル、その他の部分も含めて 4,140 平方メートルである。

質疑②：このサッカー場では、サッカー以外のスポーツができるか。例えば、ゲートボールをプレーすることはできるか。

回答②：基本的にはサッカーを想定しているが、地域の運動会、イベント、健康教室等の活用も考えており、人工芝を傷めない範囲でサッカー以外にも使用していただくことは可能としたい。

質疑③：使用料の減免にあたり、使用者が町民であるかどうかのチェックはどのように行うのか。

回答③：ふれあいパーク等の施設を参考に、使用申込書への記入により慎重に確認することとしたい。

質疑④：指定管理者は決定しているのか。

回答④：3月議会に議案の上程を予定している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第 85 号 飯綱町農林畜産物直売施設条例

質疑①：第4条の休業期間又は休業日について、全ての直売施設で通年営業を考えられないか。

回答①：冬期間は販売するものがあまり無く、通年営業は難しい。三本松農林畜産物直売施設は、立地面から日常買いの利用者が多い直売所であるので、通年営業を考えている。

質疑②：三本松農林畜産物直売施設の営業はいつから開始するのか。

回答②：5月下旬のオープンを予定している。

質疑③：業務時間は年中午後6時までやるのか。

回答③：営業時間の午前8時30分から午後6時までについては、最長の時間を想定している。第2項で町長が必要と認めるときは、営業時間を変更できるようにしている。

質疑④：第1条の農家レストラン日和について、中身を検討し工夫しなければいけない施設だと思うがどのように考えているか。また、現在の従業員は今後どのようにするのか。

回答④：指定管理者候補者であるふるさと振興公社の提案内容に基づき答弁する。日和については、来年の1月から休業して4月にリニューアルオープンを予定している。町の農畜産物を使用した料理や郷土料理といったレストランのコンセプトは今までどおりだが、リニューアルオープンまでに新たなメニュー開発、営業手法の検討を行っていく。従業員については、雇用継続を基本に考えている。

質疑⑤：三本松農林畜産物直売施設の営業は通年ということだが、経営は大丈夫か。

回答⑤：飯綱町の農畜産物だけで通年営業するのは難しい。冬期間はJAや近隣の市場からの仕入れを検討している。

質疑⑥：第2条の名称に括弧書きで、「さんちゃん」、「四季菜」など、具体的な名称を記載し、分かりやすくしたらどうか。

回答⑥：条例上の名称と実際の名称が異なることはよくあるケースで、条例上の名称を使用せずに通称や愛称を使用するケースが対外的に多い。指定管理者が変更になると、施設の通称や愛称を変えて営業する場合も考えられ、条例に通称等が記載されていると条例改正が必要になってしまう。よって、条例上は正式名称のみの表記とする。

質疑⑦：飯綱町横手農村公園の位置について、「外」の記載があるが、他の施設はどうか。

回答⑦：農村公園は、数筆に設置されているので「外」の記載がある。

質疑⑧：雪室がしゅん工したときに規模拡大の要望が出ていたが、現在の使用状況はどうか。今後、雪室の増設などの計画はあるのか。

回答⑧：雪室はりんごやそばの実の保存に使用している。雪室は工事費用が高額でもあり、現状では増設の考えはない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 86 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 87 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例

質疑①：計画処理人口において、坂口処理区の人口 130 人となっているが、当該区の人口は 130 人に満たないのではないか。

回答①：小規模集合排水処理施設整備事業を計画した際に作成し、採択していただいた計画書に基づく人口である。実際の人口ではない。

質疑②：提案説明書に当該条例の制定の理由は書かれているが、目的が書かれていない。公営企業会計を適用させる目的は何であるか具体的に教示願いたい。

回答②：目的は次のとおり。人口減少に伴い経営状況が非常に厳しい状況になる中で、損益情報やこれから直していかなければならないストック情報を把握しやすくなる。また、公営企業会計を適用することで、発生主義の考え方により迅速性が出てくる。さらに、複式簿記採用により貸借対照表ができることで、どのお金の対価が分かりやすくなる。そういったことにより、毎年の利益や損益といった経営成績が分かりやすくなり、財政状況を迅速に把握できるようになる。期待される効果として、まず、持続可能なストックマネジメントを推進していける。次に、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能になる。3 番目に、広域化、民間の活用も検討していける。4 番目に、企業間、同規模自

治体の下水道事業との間での経営の比較ができる。５番目に、分かりやすい財務情報を町民各位に提供でき、ガバナンスの向上に資する。以上のようなことを国が指摘している。国は、公営企業会計の適用を行わない自治体には、普通交付税の交付を行わないこともあり得る旨をほのめかしているため、下水道事業での公営企業会計の適用が財源の確保にもつながると考える。

質疑③：公営企業財務適用を行い、企業的な目で見ると使用料の値上げが強調される。使用料値上げの根拠になりやすくなるのではないか。

回答③：国はそうしてほしいと言っていると考え。現在は、料金値上げをしない代わりに一般会計からの繰出しにより下水道事業を経営している。使用料を有効に活用し、より効果の上がる事業を推進するようにと国から言われているものと考え。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 94 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：ふるさと振興公社のほかに、指定管理者の応募はあったのか。

回答①：町内の３つの直売施設をふるさと振興公社が運営していく方針について、町は直売所出荷者に説明してきた経緯があり、本施設の指定管理者の募集は非公募とした。非公募のため、指定管理者指定申請書の提出は、ふるさと振興公社一者のみである。

意見②：日和について、ふるさと創生推進交付金等を使い、本格的なレストランに変えていったらどうか。

質疑③：ふるさと振興公社が事業規模を拡大していく方向だが、その点についてどう考えるか。

回答③：農家が直売所を運営し、経営の責任まで負うことは困難な状況になってきており、直売所の運営を法人にお願いしたいという意見が直売所出荷者から出ていた。町は、その任を担うのは第３セクターのふるさと振興公社であると考え、その構想を説明し、直売所出荷者から同意を得てきた経緯がある。ふるさと振興公社が３つの直売所を運営することで効率的な運営が可能になると考えている。

意見④：ふるさと振興公社は農家から農作業を受託しているが、農業振興という観点から、ふるさと振興公社の果たす役割を考えてほしい。

質疑⑤：ふるさと振興公社からの事業報告の場において、農業部門の収支が非常に厳しいとの話があったが、人件費程度を町で支援したらどうかという意見もある。こういった事項について議論したことはあるか。

回答⑤：飲食、直売部門の黒字が農業部門の赤字を補うというのが、当初のふるさと振興公社のスキームである。農業の担い手としてしっかり経営している農家がいる中で、ふるさと

振興公社だけに農業部門の支援をすることについて、町民から理解を得るのはなかなか難しいと考えている。ふるさと振興公社は、農家が経営を維持できるよう援農者を派遣したり、農業研修生を受け入れたり、条件不利地にそばを栽培したり、公社にしかできないことを実施している。ふるさと振興公社の農業部門への支援については、現状を整理した上で検討していきたい。

意見⑥：政策要望に公社の存続要望を入れてある。最初の設立経緯からは避けて通れないのでしっかりと論議してほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 95 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○陳情第 6 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

##### 【9月定例会審査報告】

説明者：なし

意見①：地方議会として、陳情書の内容が国連の勧告撤回等多岐にわたっているため、審査は難しい。したがって、継続審査扱いとしても良いと思う。

意見②：議会構成替え前のため、ある程度結論づけをすべきである。したがって、継続審査扱いではなく、採択または不採択とすべきである。

意見③：国連への勧告について、先住民の抑圧されてきた人権を尊重することには異論はない。先住民族としての陳情書の思いは、文面を見る限り理解しがたい部分がある。このため、これを意見書として当議会名で上げることは難しいのではないかな。

意見④：陳情書の前段部分の趣旨は、日本政府の意向を示しているものと思う。ただし、下段の「全国各地の地方議会の日本人同胞の皆様・・・犬死したものではありません」の文言

は、いかがなものかと思う。したがって、この部分の文言を意見書の中で削除するならば、採択しても良いと思う。

質疑⑤：継続審査を行った場合、次の定例会の扱いになるが、議会の構成替え前に結論を出さなければならないか。

回答⑤：継続審査を行った場合の扱いは、12 月定例会に経過と結果を含めた報告が求められる。このため、構成替え前に審査を行うと構成替え前の者が委員長に就任しない限り、経過を問われても答えられないのではないか。よって、先行き不透明のため、議会構成後に審査を行うことが妥当と思う。

継続審査採決：賛成多数で閉会中の継続審査とした。

#### 【閉会中審査報告】

日 時：令和元年 11 月 22 日（金）午前 9 時

場 所：元気の館

説明者：なし

意見①：この陳情は、国連の勧告内容についてまで吟味しなければ正確な判断はできない。そうなると、幅も広く内容も深いため、なかなかその内容の審査を尽くすことはできないのではないか。

意見②：直接議会に属するものとは異なり、結論を出して採択するような話ではない。継続審査とするか、それとも私たちに直接かわるものではないため不採択でも良い。

意見③：内容は、多岐にわたっており、趣旨も分からないことがあるため、継続審査との考えもあるが、不採択とすべきではないか。

意見④：沖縄県民のことを考え、県民の感情を踏まえると採択しても良いと思う。

意見⑤：沖縄県民は、かなり深い問題意識を持っている。採択しても良いと思う。

意見⑥：国連の勧告ということで、議員必携には町村の権限外である外交問題の意見書を採択されたいとの陳情を採択することは、一般的に好ましくないと記載されているため、これは不採択で良いと思う。

反対討論：直接議会に属するものとは異なるため反対する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

以上

## 福祉文教常任委員会審査報告書

令和元年 12 月 18 日

飯綱町議会議長 大 川 憲 明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊 藤 ま ゆ み

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

### 記

| 事件番号     | 件 名                                     | 審査の結果 |
|----------|-----------------------------------------|-------|
| 議案第 92 号 | 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について                    | 可 決   |
| 議案第 93 号 | 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について                    | 可 決   |
| 陳情第 8 号  | 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書                | 採 択   |
| 陳情第 9 号  | ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書採択についての陳情 | 採 択   |

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

#### ○議案第 92 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：デイサービスセンターふれあいの園は、要支援 1・2 の方は利用しているのか。

回答①：利用している。デイサービス事業は、要介護・要支援の方や介護予防日 常生活支援総合事業として、65 歳以上の方は要支援・要介護の認定を受けなくても、基本チェックリスト（運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ病、閉じこもり等）25 項目の質問票により、生活機能の低下がみられた方も利用することができる。

質疑②：介護事業を指定としているのか。

回答②：指定管理は施設に対するもの。

質疑③：多くの車両があるが、社会福祉協議会のものか。

回答③：マイクロバス 1 台は町から貸与しているが、ほかは社会福祉協議会の車両である。

質疑④：デイサービスセンターとパワリハの施設は同じか。

回答④：別の施設。

質疑⑤：社会福祉協議会には財産はあるのか。

回答⑤：グループホームわが家とさみずの郷は社会福祉協議会の施設である。

質疑⑥：社会福祉協議会のほかに参入できる事業者はないのか。

回答⑥：最初は公募したが、応募する事業者はなかった。

質疑⑦：町で補助金を出しているが、運営はどうなのか。

回答⑦：今までは厳しい状況であったが、経営努力等により、昨年よりも上向きになってきている。

質疑⑧：各家庭から 1,000 円を徴収しているが、何のお金か。

回答⑧：社会福祉協議会の会費である。

意見⑨：社会福祉協議会も自立できるよう努力していかなくてはいけない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 93 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○陳情第 8 号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書

説明者：長野県保険医協会事務局 原 淳 氏

質疑①：妊娠中は、口腔内の衛生状況が悪くなるので、予防的に推奨したいということか。

回答①：歯科も大事であり、積極的に受けてほしい。

質疑②：自治体が委託契約することにメリットはあるのか。

回答②：自治体で委託するのは大変なことである。歯科医は、ほとんどが歯科医師会に加入しており、歯科医師会にお願いし了解をいただいたので、陳情者に名前を連ねていただいた。

質疑③：77 市町村中 27 が実施とのことだが、今までの流れはどうか。

回答③：今回、初めて調査を行ったので流れは分からない。

質疑④：おっぱい教室の際に実施することができるのか。

回答④：おっぱい教室は、2 か月おきの偶数月に実施しているが、参加者は 1 ～ 2 名であり、教室での実施は費用対効果の面で課題がある。

質疑⑤：母子手帳交付時に歯科検診は勧めているか。

回答⑤：母子手帳は、妊婦が胎児の状況の確認に使うことが多い。交付時に一通りの説明はするが、歯科検診を必ず受けてとは言っていない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

#### ○陳情第 9 号 ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書採択についての陳情

説明者：長野地区社会保障推進協議会事務局長 小 野 高 總 氏  
同事務局次長 藤 本 ようこ 氏

質疑①：ケアプランを受けるたびに支払うことになるのか。

回答①：介護保険は、ケアプランを立てなければ使えない。家族の状況や認知症が進むなど、利用者の環境には変化があるので、ケアプランの見直しが必要になり、その都度支払うことになる。

質疑②：かかるお金を誰が払うのか。国の財政を考えると、小さいところが少しずつ払わないと成り立たないのではないか。

回答②：今、負担割合は第 1 号、第 2 号被保険者が 50%、国 25%、県・町が 12.5%ずつとなっている。2001 年に始まった時は総額 4 兆円だったが、今は 10 兆円を超えた。介護保険が始まる前は国の負担が 50%だった。払える水準の保険料は限界にきているので、国庫負担を増やしてほしい。

質疑③：一定の負担はやむを得ない。いくら国に意見書を上げてでもなかなか通らないので、むなしさを感じている。

回答③：住民の立場に立って言い続けることが大事。子どもの医療費窓口負担が 500 円になるまでに二十数年の運動を続けてきた。国にいくら上げてでも変わらないむなしさはあるが、住民の思いを届け続けることだと考える。

質疑④：ケアプランを有料にするのは介護財政が大変だからだ。国の負担を引上げるには、税収を増やさなければ国債に頼らざるを得ない。

回答④：社会保障制度は憲法第 25 条に基づいて実施され、実現のために国は責任を負えということである。負担の先送りになるから、今の人がサービスを利用できなくてもよいのか。

賛成討論：新聞報道によると、与党からも反対意見があり、政府のダメージにもなるほどの案件である。利用者の負担増には反対。

採決の結果：全員賛成で採択とした。

以上

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

3 番

4 番

5 番